

「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」
防災まちづくりワーキング（第一回）

議 事 次 第

日時：平成 16 年 12 月 10 日（金）

10：00～12：00

場所：虎ノ門パストラル オークの間

1．開 会

2．挨 拶

3．議 事

（1）防災まちづくりワーキングの設置について

（2）防災まちづくり活動に対する支援の考え方について

（3）まちづくり組織の活動について

NPO FUSION 長池 富永 一夫 氏

（4）まちづくり組織の活動のカテゴリー分類について

（5）その他

4．意見交換

5．閉会

（配布資料）

資料 1：ワーキンググループの設置・開催について

資料 2：民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言

資料 3：防災まちづくりワーキング進行予定（案）

資料 4：防災まちづくりに対する支援に関する考え方（案）

資料 5：防災まちづくり事例の整理と属性分類（案）

資料 6：モデル地区の概要

資料 7：FUSION 長池

参考資料：FEMA プロジェクトインパクトに関する調査報告書

平成 16 年 12 月 10 日

民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会

防災まちづくりワーキング

委員名簿

座長 伊藤 滋	財団法人都市防災研究所 会長
青山 佳世	フリー・アナウンサー
井出 隆雄	ジャーナリスト
井野 盛夫	富士常葉大学環境防災学部教授
大国 道夫	大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画 推進協議会（三菱地所株式会社 ビル事業本 部都市計画事業室長）
加藤 孝明	東京大学都市工学科助手
坂本 仁一	（社）日本損害保険協会 業務企画部企画・安 全技術グループ
須永 俣子	NPO法人江東区の水辺に親しむ会 理事長
田畑日出男	東京商工会議所コミュニティ再生委員長
富永 一夫	NPOフュージョン長池 理事長
中村 陽一	立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科教 授
松岡 勝博	那須大学 教授
安井潤一郎	全国商店街震災対策連絡協議 理事長 （早稲田商店会長）
山口ひろこ	イゴス環境・色彩研究所 所長

平成 16 年 12 月 10 日

民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会

防災まちづくりワーキング

第 1 回出席者名簿

座長 伊藤 滋	財団法人都市防災研究所 会長
青山 佳世	フリー・アナウンサー
井出 隆雄	ジャーナリスト
井野 盛夫	富士常葉大学環境防災学部教授
大国 道夫	大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会 (三菱地所株式会社ビル事業本部都市計画事業室長)
加藤 孝明	東京大学都市工学科助手
須永 俣子	NPO 法人江東区の水辺に親しむ会 理事長
田畑日出男	東京商工会議所コミュニティ再生委員長
富永 一夫	NPO フェージョン長池 理事長
中村 陽一	立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科教授
安井潤一郎	全国商店街震災対策連絡協議会 理事長 (早稲田商店会長)
山口ひろこ	イゴス環境・色彩研究所 所長

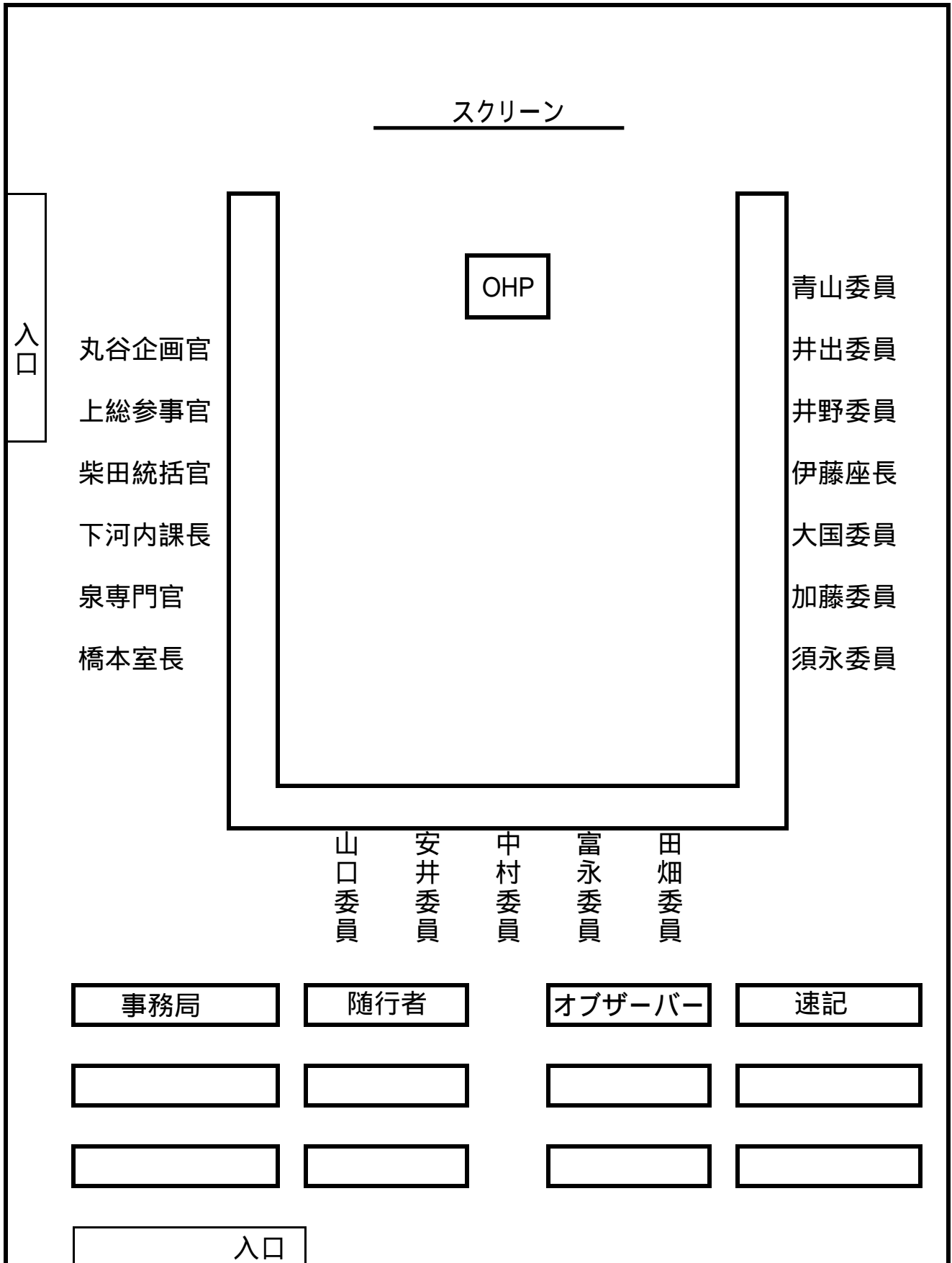
行政側

柴田 高博	内閣府政策統括官(防災担当)
上総 周平	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(地震火山対策担当)
丸谷 浩明	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(予防担当)付企画官
下河内 司	消防庁防災課長
泉 鉄男	国土交通省都市・地域整備局都市防災対策専門官
橋本 公博	国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室長

「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」
防災まちづくりワーキング(第一回)座席表

日時:平成16年12月10日(金) 10:00~12:00

場所:虎ノ門パストラル 新館5階 オーク



スクリーン

OHP

入口

丸谷企画官
上総参事官
柴田統括官
下河内課長
泉専門官
橋本室長

青山委員
井出委員
井野委員
伊藤座長
大国委員
加藤委員
須永委員

山口委員
安井委員
中村委員
富永委員
田畑委員

事務局

随行者

オブザーバー

速記

入口

内閣府（防災担当）

中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」
ワーキンググループの設置・開催について

1. 企業評価・業務継続ワーキンググループ

業務継続計画（BCP）及び企業の防災活動の評価を扱う。

(1) ワーキンググループ（WG）のメンバー

専門委員：大林 厚臣 慶応義塾大学助教授 <WG座長>

中谷 幸俊 アクセンチュア(株) ディレクター

外部専門家：加賀谷 哲之 一橋大学大学院商学研究科助教授

田中 誠 公認会計士

細坪 信二 NPO危機管理対策機構事務局長

野田 健太郎 日本政策投資銀行政策企画部課長

水口 雅晴 大丸有・地域協力会（防災隣組）事務局長

行政側委員：内閣府政策統括官（防災担当）付

経済産業省経済産業政策局産業資金課

経済産業省商務情報政策局情報経済課情報セキュリティ推進室

消防庁防災課

(2) WGの議題についての考え方

業務継続計画（BCP）の推進、ガイドラインの策定

1) 成果物として念頭におくBCPのガイドラインには、

- ・産業横断的に必要となる基本的なBCPの考え方の整理
- ・社会の期待に応えられるBCP（企業の社会的責任としてのBCP）としての必要項目
- ・業種別に求められるBCPの特徴や項目
- ・業種別、地域特性別のBCPの優良参考事例

等を含むものとする。

2) 電力、通信、ガス等のライフライン企業については、防災業務計画の策定が法令で求められ、BCPが整備されていると考えられる。また、金融機関については、情報システムのBCPガイドラインが金融情報システムセンター等から出されており、当局の検査対象にもなっていると承知している。一方、他産業についてはBCPの必要性の認識はさほど高くないと考えられる。

これらを踏まえ、産業を横断的にみながら全体としてのBCPの底上げをすることをめざし、その方法を検討するものとする。

なお、その際、情報システム以外のBCPの要素抽出もポイントとなる。

- ハ) 各地域において各企業(中小企業を含む)に求められるBCPとはどのようなものかという観点を重視する。すなわち、企業が地元において社会的責任を果たすためのBCPを考えていく(注:大企業や世界的に希少な部品等の場合、当該業務の継続を求める「地元」が外国にまで及ぶ場合もあるが)。

具体的には、ある企業が災害時の迅速な復旧を目標に掲げ、その迅速な復旧について、地元地方公共団体と協定を結んだり、地元住民、商店街等と連携するような企業のBCPも想定する。

- ニ) 現在、企業に検討しているBCPは、テロや大事故等も対象となるものが一般的と考えられるが、今回のWGにおけるBCPの検討対象は、地震、水害等の自然災害向けのものに限る。ただし、これがテロや大事故のBCPと共通の項目を含んだり、さらには相互に関連性を持つことを否定するものではない。

- ホ) 具体的なBCPのガイドラインの水準は、企業がその策定や実施に膨大な投資を必要とせずに対応がスタートできるものを目指す。

企業の防災活動の評価

- イ) 防災活動に積極的に取り組んでいる企業が社会(特に、その企業が存する地域)から適切に評価されることが企業の防災活動の促進には不可欠である。そこで、どのような評価軸・評価項目で防災活動を評価すればよいかを整理する。

- ロ) 企業の防災活動には、ボランティア活動への参加、BCP、防災に役立つ製品の開発・販売、保険加入による財務面の評価などの様々な評価ポイントがある。今回は、「防災会計」のように金額換算まではできなくても、企業を評価するための評価のメジャーを作る。

- ハ) 評価は、例えば防災CSRとして整理していくことも検討する。アイデアとして上記評価項目分野ごとに加点方式とする。例えば、防災の地域貢献として、災害時の派遣制度が人事制度の中にあるか、寄付、ボランティア推奨、などを評価項目として加算点を与えるなどの考え方もある。

- ニ) 企業自身が何を評価してもらいたいのかという企業の実態の把握が重要と考えられる。そこで、WGにオブザーブ参加する企業に各企業として自社の防災対応、リスクマネジメント対応のどこを評価して欲しいかについてその考え方を発

表してもらうなどの方法により実践的な内容とする。

2. 防災まちづくりワーキンググループ

防災まちづくりの支援策を扱う。

(1) ワーキンググループのメンバー

専門委員：	伊藤 滋	(財)都市防災研究所会長<座長>
	青山 佳世	フリーアナウンサー
	田畑 日出男	東京商工会議所コミュニティ再生委員長
	松岡 勝博	那須大学教授
	安井 潤一郎	全国商店街震災対策連絡協議会理事長(早稲田商店会長)
	山口 ひろこ	イゴス環境・色彩研究所所長
外部専門家：	井出 隆雄	ジャーナリスト
	井野 盛夫	富士常葉大学環境防災学部教授
	大国 道夫	大丸有協議会都市再生委員会委員長
	加藤 孝明	東京大学工学部助手
	坂本 仁一	(社)日本損害保険協会業務企画部企画・安全技術グループ
	須永 淑子	NPO法人江東区の水辺に親しむ会理事長
	富永 一夫	NPOフュージョン長池理事長
	中村 陽一	立教大学教授法学科教授

行政側委員：内閣府(防災担当)

消防庁 防災課

国土交通省 都市・地域整備局 都市防災対策室

国土交通省 住宅局 市街地住宅整備室

(2) WGの議題についての考え方

防災まちづくり活動事例研究を通じた防災まちづくり支援策の検討

防災まちづくりの対象とする災害としては、地震・津波、風水害、火山噴火等とする。成果物として念頭におく防災まちづくり支援策には、専門調査会の提言に盛り込まれている次のものを含むものとする。

- ・ 防災まちづくり支援ガイドブック(まちづくり支援工具箱)の作成
- ・ 地域のソフト的な取組みを支援する仕組みの構築の検討
- ・ 防災ポータルサイトの構築
- ・ 助言、講師派遣、相談に応じる体制・窓口の整備等
- ・ 「防災・コミュニティビジネス」立上げを支援する仕組みの構築の検討
- ・ 防災まちづくりに関連した地域交流を支援する仕組みの構築

イ) 防災まちづくりは地域の活動であり、現状、全国各地で継続しているという状況にはない。そこで、各地域の潜在的な防災まちづくり活動の担い手の防災まちづくりへの関心を喚起し、地域での活動を開始または強化するヒントを提供する「防災まちづくり支援ガイドブック」の検討を行う。同ガイドブックは、以下の項目を柱に構成するよう検討する。

- ・ 防災まちづくりを進めるために必要とされる地域のNPO等や企業、行政等とのパートナーシップのあり方
- ・ 様々な主体による防災まちづくり支援措置
- ・ まちづくりを段階的に見た防災まちづくりの進め方のポイント
- ・ 災害別、地域特性別の防災まちづくりの先進的な事例

ロ) 地域の防災まちづくりの持続的な活性化を進めるため、様々な主体（任意団体、NPO、法人）が、プラス志向でソフト的な（すなわち、費用や計画調整の負担も少なく、比較的気軽に着手できる）防災まちづくりを進められる支援の仕組みの構築を検討する。

具体的には、地域のNPO等や企業が進めるソフト的な防災まちづくりを多面的にプラス評価していくことを通じた支援（表彰等を含む）や、地域のNPO等と行政を結びつける機能を持つ中間組織の活性化方策、海外のNPOとの交流や情報交換のあり方などの検討を行う。

ハ) 防災まちづくりは、様々な防災まちづくりの担い手が互いに協力し合い、進めていくものである。この協力を支援するため、防災まちづくりに関する情報の共有、発信を行う「防災ポータルサイト」の構築の検討を行う。

また、防災まちづくりへの取組みについてより詳しい情報やノウハウが得られ、人材の確保にも資する支援策として、助言、講師派遣、相談に応じる体制・窓口の整備の検討も行う。

ニ) 防災まちづくりは、NPO等のボランティアな活動に支えられているケースが多いため、事務的な負担から担い手が疲れると活動が縮小してしまうケースも見られる。そこで、コミュニティビジネスの観点を取り込み、楽しく儲かるビジネスを立ち上げ活動が継続できるよう支援する仕組みを検討する。

その際、シードマネーの活用の可能性など、経済的な面から行政側がどのように防災まちづくり活動を支援し、持続・活性化させていけるかについても検討する。

ホ) 被災地域と被災していない地域のまちづくり主体が協力して、災害発生後応急対策に取り組むなどの、各地域の創意による「防災まちづくり」をテーマとし

た地域交流が始まっており、このような地域間交流を支援する仕組みの構築を検討する。

- ^) 防災まちづくりの担い手であるNPO等自体がどのような支援策を求めているのかの実態把握が重要であることから、モデル地区を追加設定し、展望する防災まちづくりのあり方や求める防災まちづくり支援策について発表をお願いする。また、必要に応じ、これら地区以外で取り組みを行っているNPOや、関係する地方自治体等へのヒアリングを行うことにより、実践的な防災まちづくり支援策の検討を行う。(追加モデル地区については別表参照)

防災まちづくりの評価

防災まちづくりを今後とも持続的に進めていくためには、その活動内容の評価し、改善や更なる発展のためにフィードバックする仕組みづくりも必要である。そこで、防災まちづくりをどのような評価軸・評価項目で評価すべきかを整理するとともに、防災まちづくりの評価のためのツールの必要性についても検討する。

民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言

平成16年10月

民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会

目 次

【はじめに】 専門調査会から国民へのメッセージ	1
1 現状	3
2 課題	5
3 方向性	9
防災対策に関する社会の目標を明示	10
多様な主体による取り組みを具体化し、そのための環境整備を実施	11
- 1 個人、地域の諸団体、NPO等による取り組み	11
- 2 企業による取り組み	17
具体の方策	19
- 1 地域や民間で防災まちづくりを進めるための方策	19
- 2 企業と市場の力をよりよく発揮させるための方策	23
- 3 社会と地域の「備え」を高める方策	33
- 4 緊急に実施すべき減災対策	39
【おわりに】	43

<民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会>

民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言

【はじめに】 専門調査会から国民へのメッセージ

地震などの大災害に備えるためには、自助、共助、公助の適切な連携・組合せが必要であり、行政は勿論のこと、社会の構成員が全員で取り組むべき課題です。したがって、一般市民、自治会、企業、NPO、市町村、都道府県、国の各構成員が、それぞれの役割を認識しながら取り組んで初めて達成できるものといえます。

これまで、行政の役割や、1人ひとりの市民が自ら備えるべきこと等については議論されてきましたが、例えば地域全体として、自治会、商店街、PTAや各種NPOなどがどのように連携して地域の力を発揮するか、あるいは全国的に業務展開をしている企業などの役割はどうか、という論点については、あまり議論されていませんでした。

また、議論の対象も、日頃いかに準備をして地震に強い社会を作るのかという議論より、地震などの災害が発生した後の行政の危機管理やボランティアなど、目に見えやすい議論に集中しがちでした。

今まで何度となく防災対策の重要性が指摘されながら、大きな災害発生から時間が経つと、1人ひとりの市民や個々の企業等の中で、防災意識が低下しがちになります。このため、**可能な限り平時の社会システムの一部として、防災を定着させていくことが、社会の防災力を高める上で重要です。**平素からの市民の活動や企業の活動の中に災害に備えるという意識が根付くような社会の仕組みや地域での取組みをどのように構築し支援するか、具体的に検討を行っていくことが重要です。

- 国土の特性として地震等が多く発生し、わが国の都市の自然災害のリスクは、他国の都市に比べ高いことはやむを得ないことですが、「災害」というのは、それを迎え撃つ社会のあり方によって態様が大きく変わってきます。過去の経験を活かし、「地震 被害発生 復旧」という繰り返しは避けなければなりません。また、私たちの社会が災害にどう立ち向かおうとしているかという姿勢を諸外国に示すことが、国際的な信頼を得る意味からも重要です。
- 中央防災会議は、来るべき巨大地震により、莫大な人的、経済的被害が発生すると想定しています。わが国経済にも深刻な影響を与えることが懸念されます。（想定東海地震、東南海地震、南海地震の震源域が同時に破壊される場合の経済的被害は、ほぼ国家予算にも匹敵するおそれ（約81兆円）があります。）

東海地震の被害想定

(朝5時の場合)

死者 最大 9,200 人
全壊建物 約 26 万棟
経済的被害 最大約 37 兆円

東南海・南海地震の

被害想定(朝5時の場合)

死者 最大 18,000 人
全壊建物 約 36 万棟
経済的被害 最大約 57 兆円

阪神・淡路大震災

死者・行方不明者 6,436 人
但し、関係死を含む
全壊建物 10.5 万棟
経済的被害 約 10 兆円

- 私たち1人ひとりの力は小さくても、仲間と力を合わせて地域を守ることはできます。1人ひとりの行動をほんの少し変えることで、社会の流れを大きく変えるこ

ともできます。企業も含めた社会全体の仕組みを変えることもできます。病気になってしまった後、適切な治療を施すことも必要ですが、日頃の努力の積み重ねで、病気にならない体を作ることがもっと大切です。

こうした思いから、私たちの地域や社会を災害に強いものへ変えていくのに必要な行動について具体的な検討を行うために、平成15年9月、中央防災会議に「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（座長：樋口公啓 日本経団連副会長（現・顧問））が設置されました。

本調査会では、全体会議を3回開催したほか、「市場・防災社会システム分科会」、「防災まちづくり分科会」の2つの分科会を設け、それぞれ5回にわたる分科会で、精力的に議論・検討を行いました。広く国民の方々にご意見を募集し、800件を超える貴重なご提案、ご意見を頂戴しました。

- この報告は、中央防災会議や政府が必要な施策を講じるための提言であるばかりでなく、国民の皆さんに対し、今後こういう取組みを行うことで、私たちの社会や地域が、災害に強いものへと変わっていくのではないかと、という提案でもあります。
- このため、従来の報告書のように、結論を体系的に整理するという取りまとめ方をあえてしませんでした。専門調査会での個々の議論の内容や、国民の方々から寄せられたご意見も紹介し、また、各地での実際の取組み事例を織り交ぜながら、様々な課題や提案を整理しました。この中から、行政、企業、NPO、1人ひとりの国民として、やれることから実行に移していただくことで、私たちの社会や地域を変える大きな一歩を踏み出すことができるのではないかと考えています。

（参考）わが国の都市の自然災害リスクが他国の都市に比べ格段に高いとするレポートがある。その根拠は精査すべきだが、こうした情報はわが国経済に影響を与えかねない。

「世界大都市の自然災害リスク指数」



出典：ミュンヘン再保険アニュアル・レポート（平成15年3月公表）に基づき内閣府作成

1 現状：「なぜ防災対策は進まないか」について、専門調査会において、様々な意見が出されました。また、地域に根ざしたまちおこしが防災につながっていることが分かりました。

専門調査会での意見（ ）は次の通りです。

(1) 喉元過ぎれば・・・リスク認識

人間は災害が起きても、時間が経つと忘れていく。毎日心配して生活していきたくないのではないか。

テレビで阪神・淡路の被災者が「自分は忘れない。でも世の中の人には覚えておいてほしい」と言っていた。

例えば1兆円という被害想定を出しても、住民にとっては、やはり自分の家とか我がまちとか、こういう身近なところでないとどうしても切迫感が伝わらない。

(2) いつ起きるかわからない / 効果がわからない・・・減災対策、費用対効果への認識

防災対策の効果が不明確なので、対策を推進しにくく、成果をアピールしにくい。

リスク情報は、地震、火災、風水害、犯罪、交通事故等、個別に公表されているが、個人にとっても企業にとっても重要なのは総合的な安全性であり、対策の優先順位。特定のリスクだけが喧伝されることがある。また、建物の補強やカメラの設置など、複数の種類のリスクを軽減する対策は、総合的に評価しないと効果が過小評価される。

「地震への備え = 非常用持ち出し袋」という認識が一般的。耐震化など「命」に関わる情報の情報が、必ずしも十分伝わっていない。

リスクに関する認識があっても、「自分だけは大丈夫」という「思い込み（正常化の偏見）」をするのが人間の本能。リスク情報の認識がなかなか実際の行動に結びつかない。

防災はまず「コスト」を考えてしまう。ビジネスの延長線上として、結果的に防災につながるのであれば企業としても取り組めるのではないか。

企業そのものに被害がなかったとしても、道路がなかなか復旧しなかったとか、電気が来なかったとかで企業活動再開が遅れると損失につながる。客観的に比較可能な数値が出せるような被害想定など計算の基準が本当にできるのだろうか。

(3) 地域に根ざした N P O、商店街のまちおこしが、防災活動の活性化にもつながっている

防災の分野でも縦割りの部分が相当あるが、例えば、行政側がやろうとすると防災と防犯がなかなか一体になれないこともある。個人としてでも良いので、N P Oが防災まちづくりに入っていくことで縦割りの打破にもつながっていく。

早稲田商店街では、以前から行政参加のまちづくりと言っている。これからは市民参加のまちづくりではなく、行政参加の場をつくることに特化するべきだというのが我々の活動の原点。活動を進めていくうちに、役所の方たちはみんな楽しそうに入って来る。

役所は縦割りで、一つの部局で対応できる分野にはスピーディで合理的であるが、複数の部局に担当が重なる分野では非常に動きが重くなる。一方、住民のまちおこし活動では、複数の分野に広がると関わる人が増えて動きやすくなり、役所では発想が出来なかったり動きが重くなるのが、むしろ円滑に動くことができると気がついた。このような住民のまちづくり活動に役所も参画すると、役所も含めまち全体が動き出す。

情報を 1 人ひとりの市民にまで伝えるうえで、N P Oの役割は大きい。

隠し味としての防災まちづくりマインドが大事。ほかの事業に防災の取り組みを染み込ませない限り、これは福祉、これは防災と切り分けた瞬間、防災の分野がワン・オブ・ゼムになってしまう。そうでなく、福祉のまちづくりにも防災を染み込ませる。道路づくりにも染み込ませる。景観づくりにも染み込ませる。どの事業にも染み込んでいく性格を持った防災支援事業をぜひつくって欲しい。

2 課題： 防災力向上のために「何を変える」べきなのか、専門調査会では、次のような課題について議論されました。

(1) 目標を明示し、共有すべき

専門調査会での意見 ()

さまざまなアイデアや取り組みを紹介して、それを継続的に展開していくためには、何らかの大きな目標とか枠組みがないと、結局スクラップブックで終わってしまい、長期的には生き残らないという気がする。そういう意味で、目指すべき目標をきちんと示していくのは大事である。

被害を減らすという意味では、どのくらいの時間のスパンを見るかは、すごく難しいが大事な問題。特に、30年、40年という猶予時間があると思うのか、明日地震がくると考えるのか、それによってとるべき対策は大きく変わってしまう。

「最悪のケースには100%対応はできません、今の日本の力では、技術なりお金の制約でここまでしかできません。」と行政は市民に示す。それによって「国はここまでしかできませんが、あとは市民の皆さん方が絶えず防災を心がけて、災害に向かって最小限の被害で済むように努力してください。」と注意を喚起することも国の責任だと思う。

大きな目標を持って、経済被害を一定期間のうちに縮減していくことを行政が取り組みとして掲げていくと、結果として企業の防災対策を奨励、促進、誘導していくための政策ツールを広くすることになるのではないか。

東南海、南海地震が起きるといふ40年先までこういう議論をどう継続するか。これが中央防災会議の一番重要なことだと思う。

(2) リスクを正しく評価すべき

建物や地区の安全性をこまめに評価すると良い。

個人及び地域レベルでいかに事前の備えを進めるかが重要。そのためには、災害についての情報の収集、防災についての知識の習得、具体的な改善策の実施、行政や企業の実際的な取り組みに対する評価などの局面において、各個人が直接参画する仕組みを作れるかが肝要である。

事故の頻度や被害の大きさを、異なる種類のリスクに対して比較可能な基準で評価する。地区や建物の安全性を、その基準で評価したデータベースや、特定の防災対策が、外部経済を含めて各種の被害をどの程度軽減するかのデータがあれば、総合的な安全性を高める方法が検討できる。

防災建築や道路改修による外部経済が数値化できれば、周辺地域の地価や賃貸料にも

反映され、地域で改築費を一部負担するなどのインセンティブができる。また、保険料率に反映させて、インセンティブを設計することも可能。

(3) リスクに関するコミュニケーションを推進すべき

平時の取り組みの度合い、安全に対する情報共有、大災害についての認識、危険な場所や避難ルートについての知識などが、高いレベルでの情報共有度合いを測るものさしになるのではないかと。

企業や行政の評価について、自治体に何を求めるか、今の自治体政策に何があるのかを市民が自ら考え、企業の社会的責任投資（SRI：Socially Responsible Investment）等において防災への貢献度を高く評価し、その結果を企業にフィードバックする働きかけが必要。

都心においては地域コミュニティ等の情報網から漏れているような個人を如何に拾ってゆくかという問題も認識しなければならない。

横浜市のハザードマップは情報のレベルが細かく、市民が情報を自ら書き足していける発展性も備えており、国として進めるべきセキュリティ・インフラとしての価値が高い。ただ、このレベルの情報が広く国民全体レベルで共有できるところまでは至っていない。実際の事故・災害の発生事例や不幸中の幸い等勇気付けられる例も含め、知らしめるべきである。

(4) 防災対策、特に企業の防災対策の費用対効果を定量的に明示する仕組みが必要

防災対策を適切に実施している企業が、社会的にきちんと評価されるような仕組み、あるいは、企業がディスクロージャーの中でそういった取組みをきちんと対外的に説明できるような仕組みが必要ではないかと。

防災対策は当面のコスト増になっても、将来コスト減とか利益につながるような仕組みをつくっていく必要がある。

防災対策の費用対効果を客観的に計測する共通の尺度（スタンダード）ができれば、企業にとってリスクや投資の比較が可能になり、どこでどのようなビジネスをやれば良いか判断しやすくなる。

防災の負荷をどうやって定量化できるのかが課題の一つ。この指標自体がいかどうかの議論もあるが、環境を例にとれば、「環境効率性指標 = 付加価値 / 環境負荷」が良く使われる。環境の場合は企業自らが環境負荷を出しているが、防災の場合は直接負荷を出しているわけではないので、ここをどのように考えるかが課題である。

環境効率になぞらえると、分子が防災の効果で、分母が防災の費用となるのではないかと。その防災の効果には、避けることができた損害が入ると思う。

分母が防災費用というと、防災費用には一体何をどこまでやればよいかといった基準づくりが非常に難しい。

防災会計が、防災対策に積極的に取り組んでいる企業を社会的に評価しようというものであれば、大変結構なこと。

防災会計の導入が、企業の会計処理を繁雑化させるとか、多大な事務作業を課すようなことになると問題ではないか。

数字による評価を否定するものではないが、当面はシンプルな評価方法で早く進むようにした方がいい。強制するよりもできるだけやる気を出させる。悪いものを見つけて遅れていると叱るよりも、いいものを褒めるのを基本に進めていくべき。

公的なプロジェクトでいうと標準単価のようなものを決めることになるかもしれないが、この程度であれば1日当たり何億円の被害になるという共通の数字の認識があれば、費用対効果の数量化も比較的進みやすい。出てきた数字に対する信頼感も醸成され、市場を使った企業活動が進みやすくなる。

(5) 防災対策を、災害後の個別対応を的確に行うこと(Quick-win)としてだけでなく、社会全体の利益につながる(Big-win)ものという認識が必要

防災対策を単にコスト要因と考えず、市場を開拓する可能性と考えるとよい。

建物の地震対策は、防火対策と共通点が多く、地域の被災情報の収集は、広域火災や水害と、個人の救援要請は防犯とも共通点が多い。仮に耐震を目的にした製品やシステムでも、他の用途への応用を含めて考えると、日本だけでなく海外での需要が考えられる。

企業が災害でダメージを被ると、ビジネスを継続・復旧させることが難しく、国全体の経済活動に大きく影響する。一見、補助金は企業に対する出費と思われるが、全体的に見れば国家経済全体にプラスになる出費。税金の用途は個人の生活だけが対象ではなく、企業への出費も長い目でみて個人への支援につながる点で、企業へ政府の手当があることこそ先進国と言える。そういうことに日本は比較的遅れているのではないか。

(6) 多様な主体の交流と連携を推進すべき

企業と市民やNPOの活動をつなぐ役割を果たすコーディネータが必要。例えばまちづくりの専門家がメンバーとなっているNPOなどがコーディネータとなり得る。

我々商店街が本当にやりたいのは地域内交流。いくらがんばって地域間交流をしても、地震が起こった直後には長野や新潟から助けには来られない。地震直後に早稲田のまちを助けるのは早稲田の人間。

コミュニティを取り巻く関係者、企業、学校、NPOなどの関係者と町内会等が連携をしていることによって、防災力を上げていくことが不可欠。

情報を流通させ、定着化させていくためには、行政や専門家と一般の人との橋渡し役が必要。コミュニティ全体の中で活動をするNPOやコミュニティ団体が、さまざまな政策や個別の商品などを消費者や地元の住民に受け入れられるよう努力をしていく必要がある。

3 方向性： 課題に関して、論点を以下のように整理しました。

防災対策に関する社会の目標を明示

多様な主体による取り組みを具体化し、そのための環境整備を実施

- 1 個人、地域の諸団体、NPO等による取り組み
- 2 企業による取り組み

具体の方策

- 1 地域や民間で防災まちづくりを進めるための方策
- 2 企業と市場の力をよりよく発揮させるための方策
- 3 社会と地域の「備え」を高める方策
- 4 緊急に実施すべき減災対策

防災対策に関する社会の目標を明示

- 災害はいつ、どこで発生するかわからないので、防災対策は災害が発生してから事後対応が中心と思い込んでいなかったか。事前の対策や平時の備えを適切に行うことで、被害を軽減することは十分可能。
- このような事前の対策や平時の備えを適切に行うため、平時から「災害に強い社会、災害へ備えた社会」の実現に努力するための、具体的な目標を官民が連携して提示し、社会全体で共有することが必要。
- 大きな目標を持って、行政が取組みを掲げていくと、結果として、企業の防災対策を奨励、促進、誘導していくことにつながる。

(大きな目標のイメージ)

例：今後 年間で大規模地震による人的被害、経済被害を半減させる

- この大きな目標を上記を達成するため、更に具体化した中目標、その達成に必要な要因についての小目標などの下位目標を設定することが有効。
- 明確な目標（ビジョン）のもと、防災力を高めるための「戦略」を構築することが重要。
「災害に強い社会」とは、その構成員が 備えるべき災害についての知識を持ち、 人命・財産を災害から守るために何をすべきかを知り、 そのために日頃から戦略的に準備する社会 である。

多様な主体による取り組みを具体化し、そのための環境整備を実施

-1 個人、地域の諸団体、NPO等による取り組み

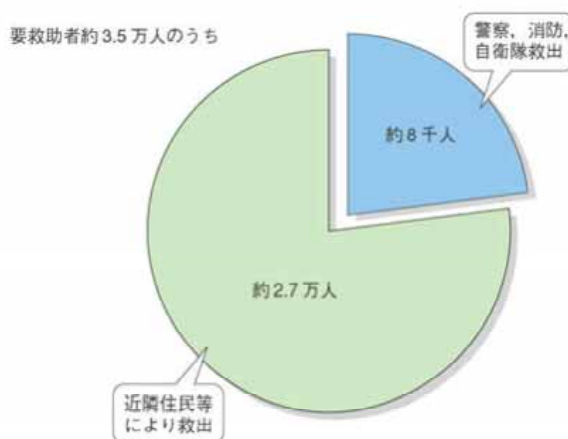
防災が主目的でなくても・・・(発想のコペルニクスの転換)

従来からの防災を主目的とする取り組みはもちろん重要。ただし、防災まちづくりの活動を日常続けるためには、「**防災のために何かをする**」**取り組みだけでなく、「〇〇のために」あるいは「〇〇に併せて」防災の取り組みをするといったものもよいのではないが。**

例えば：大切な人（家族、友人等）を守りたい
自分や家族が住んでいるまちを「もっといいまち」にしたい
この環境を守りたい、良くしたい 等々

- ・ 市民が「より良い地域社会を築くための責任を持った変革主体」となるためには、専門職にやってもらうのではなく、あくまでも自分自身が知識や技術を持ち、自分で問題解決する能力を持つとすること。
= **「エンパワメント」**(力を付けること)
- ・ 「まちづくり」活動を通じて個人と地域が力をつける。皆で力を合わせ、一人ひとりがその人らしく活動する中で、地域社会を変えていく力をもつ。これが「まちづくり」のパワー。
- ・ 結果として、これらが地域防災力を高めることにつながる。

○ 阪神・淡路大震災では、多くの人が、近隣住民の方々に助け出された。



阪神・淡路大震災では6,000人を超える人が犠牲となったが、要救出者35,000人のうち約8割の27,000人が家族や近隣者により救助されたといわれている。

[河田恵昭「大規模地震災害による人的被害の予測」『自然災害科学Vol.16, No.1』(1997).p.8]による

防災が主目的でなくても・・・についての意見

専門調査会（ ）、「意見募集」()

防災対策が重苦しいイメージにならないよう、できることなら楽しく発展につながる方向に関連づけたい。日頃からストレスなく安全の問題を考えることができれば、人々の工夫やコミュニケーションが促進されるだろう。

「楽しくて儲かる」、コミュニティビジネスはまさにそういうものだと思う。そういうものを何らかの形で支援できないか。

地域において60代くらいの方が落書き対策など防犯で積極的に活動している例がみられるので、防災での活動も期待できるのではないか。他方、80代以降の高齢者は、災害時に地域で50代の方の世話になることが多いと思う。

ホームヘルパーによる在宅ケアの充実は、発災時の高齢者の安全確保にも有効である。また、ホームヘルパーが高齢者の住宅の防災性を点検することにすれば有効だろう。在宅ケアは継続性のある活動であるため、防災活動に不足がちな継続性が確保できる。

実際に災害が起きた場合、一番身近にいるのは地域の人々であるので、普段からコミュニケーションをとることが大切だ。

「防災移動遊園地」(震度7びっくりハウス、液状化実体験、津波シミュレーションゲーム等)のような、ある意味ジェットコースターのように怖いけど、お金を払っても乗りたいという逆の発想も大切だと感じる。それを繁華街に企画展で巡回し、楽しく学べる機会を無関心層に提供していくことも必要。

地域ごとに防災スタンプラリー（防災拠点を歩いて回る）を実施し、完走したら、「税金の控除を受けられる」、「地域振興券を配付する」などで人を集める。一度参加すれば、防災対策を行うベネフィットを感じることができると思う。

防災まちづくり先進事例の発展パターン(モデル調査事業から抽出した試案)
 ~ソフト的なものからハード的なものへ~

- <第一段階> 地域に「共通の目標」(環境、福祉、教育、防犯等)で自主的な活動が始まる
- <第二段階> イベント等を通じて、活動が広がりを見せる
- <第三段階> ちょっとしたきっかけで「防災」に関する関心が高まる
- <第四段階> 「防災」を意識した活動が日常的に展開する
- <第五段階> 本来の活動のネットワークを通じて防災の取り組みが伝播する

市民による自らの「防災エンパワーメント(=防災力をつける)」の流れをみると、

○ 第三段階は、「街歩き」「助け合い」といったきっかけから「人的防災力」が向上



<平塚：防災街歩き>



<早稲田：飛散防止フィルム貼りお助け隊>



<目白：防犯訓練>



<多摩田園都市：「防災溜まり場」>

- 第四段階になると、参加者の知識も増え、「減災のための具体的な取組み」、特に「命を救う」ための住宅耐震化促進に関心が高まる。(あくまでも当初の活動の延長線であって防災は「隠し味」だが、活動が日常化する。) その結果、物的防災力も高まる。



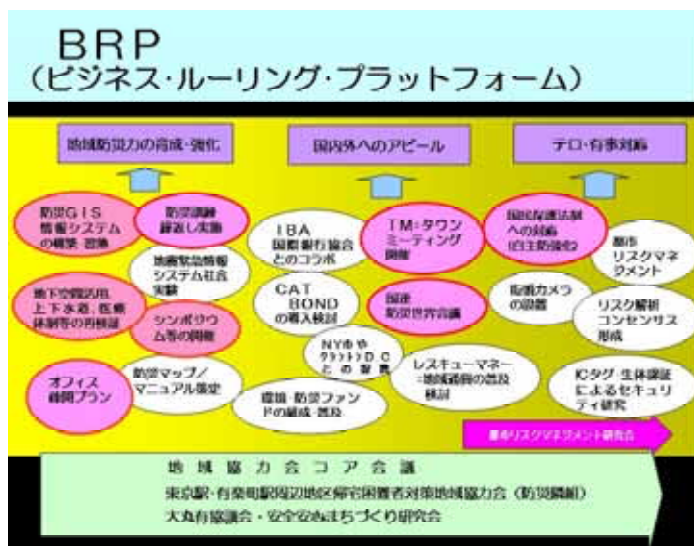
< 平塚：公開耐震補強工事 >



< 早稲田：耐震補強勉強会 >



< 目白：まちづくり計画の提案 >



< 大丸有：活動体系の整理 >

○ 第五段階の事例



< 早稲田から入広瀬村へ伝播：
震災疎開パッケージ下見ツアー >
提供：全国商店街震災対策連絡協議会



< 早稲田から豊野町へ伝播：環境啓蒙活動を担う「エコレンジャー」が震災対策シンポジウムを実施 >

防災まちづくり先進事例のパターンについての意見

専門調査会（ ）、「意見募集」（ ）

早稲田で、大丸有で、名古屋でこんなことをやっているともっと明確に分かりやすく皆さんに話してもらい、だったらうちはお宅とだったらできる、というような進め方をしてはどうか。

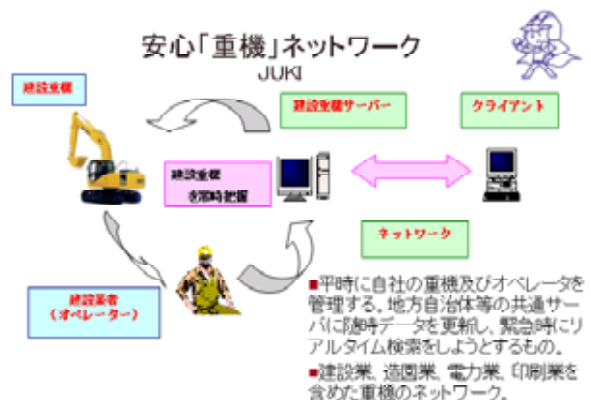
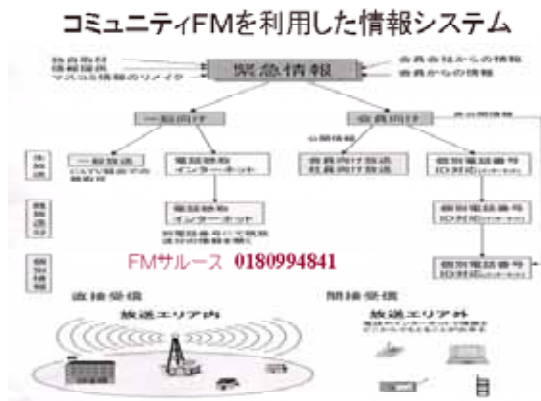
防災活動を進めようと、毎日そればかりやっているととても大変。名古屋市では、日常活動であるごみの出し方、分別の仕方を工夫することで、地域コミュニティができており、保健委員がごみの出し方毎日見守っている。その活動の延長上で、防災活動を進めている。

「内発的」活動の重要性

- ・ 「外発的」防災活動は、「防災訓練」「街歩き」という受け身のかたち。「内発的」防災活動は、参加者に明確な目的意識がある。
- ・ 「耐震化」のような課題は、行政の取組みだけでは不十分で、地域の内から「おせっかい」がないと進まないことを認識した上で、効果的な取組みを模索。
- ・ 一方、地域活動のイノベーター（革新主体）が一般の市民の関心を引き付ける上では、行政との連携はそれなりに有用。（例：内閣府モデル調査事業への採択）

防災まちづくりが上記の第四段階にまで来ると、参加者は社会全体の防災目標を十分共有し、内発的な取組みが具体化。防災行政とも連携した活動を展開できる。

- 次のように地域資源の活用も始まる。



内発的活動の重要性についての意見

専門調査会 ()、「意見募集」()

事前の対応策を考える上でのキーワードは「参画型」。情報を知るという意味での参画と、自らも対応するという意味での双方の参画が重要。

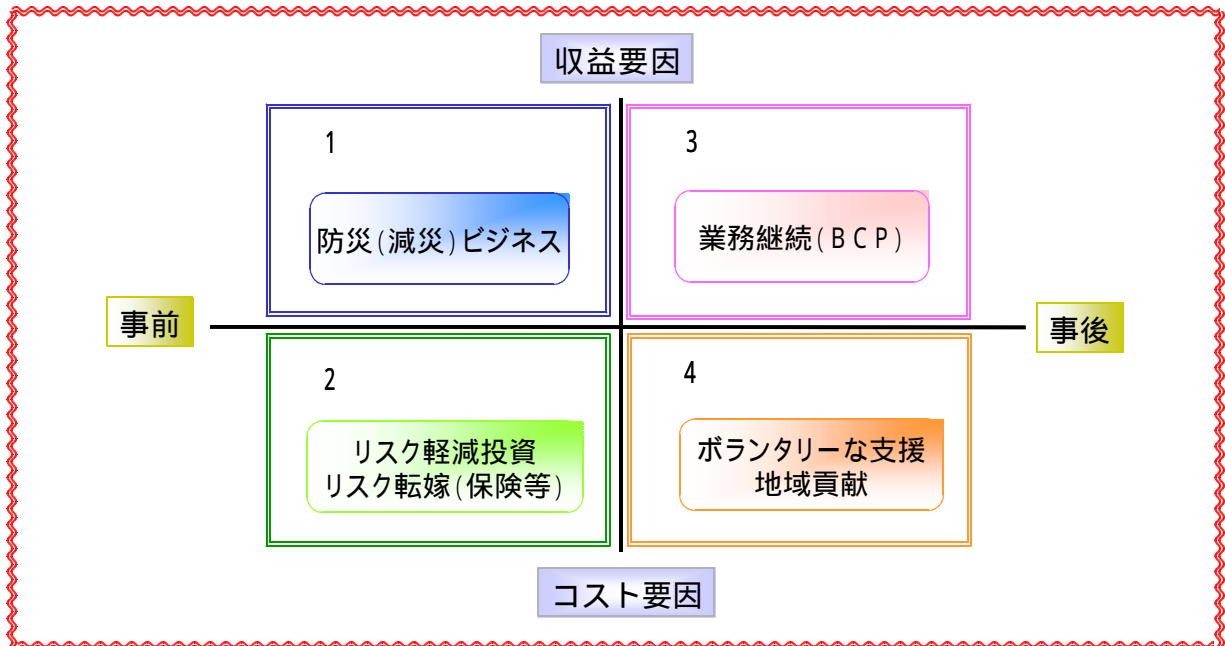
それぞれのまちの地域防災力の自己評価の前提には、何に対する防災かということが当然あるので、その地域が抱える脆弱性をきちんと点検して見る必要がある。

行政と民間がそれぞれの立場で取り組む事項を明確にすることが大事。例えば、国が地域の取り組みを表彰すると、その地域にプライドが生まれ、街が荒れなくなり、地域活動が活発化する。

日頃からいかにそれぞれの家の中まで入り、防災に係わって行くかが重要。地元の自主防災組織・社会福祉協議会(民生委員)・大工組合等の団体が一緒になって取り組めば防災活動は可能。

-2 企業による取り組み

概念整理



- 「防災(減災)ビジネス」の市場が十分育ち、「リスク軽減投資」や「業務継続計画(BCP)」の取組みが十分行われ、そうした企業が適切に評価されるためには、「情報開示」が重要。
- 情報の非対称性を解消するための「**情報開示**」、「**説明義務**」に関する仕組みを構築し、市場メカニズムを活用して、財・サービスや、企業の取組みが適切に評価される仕組みを構築することを目指す。

「**業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)**」とは、バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、要員の確保、安否確認の迅速化などにより、災害時に事業活動が中断した場合に可能な限り短時間で重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略。

企業による取組みについての意見

専門調査会()、「意見募集」()

都市ごとの地震リスク評価につき、仮に東京がニューヨークやパリと同じぐらいのレベルになったら、国益としてどのくらい経済的なプラスとなるのかというマクロ的な見方が必要。

防災の「ブランディング：ブランド化」により、災害大国ゆえの仕組みや商品や教育と倫理をアピールする。防災配慮型製品をてこに、日本企業が世界市場に打って出る

ことはできないか。

企業の防災への自主的な対応や規格化について、日本の競争力をどう高めていくかという観点から、政策的にも考えていく必要があるのではないか。

日本は海外から直接投資を誘致してこなければいけない国であり、日本のISOなどの基準が世界的に見て遅れたままとか、中身も不十分なら、やはり問題ではないか。

具体の方策

-1 地域や民間で防災まちづくりを進めるための方策

地域や民間で防災まちづくりを進める上での留意点

- 1) 取り組みの形態・程度によって、必要な組織、資金も様々。例えば、取り組みが日常化すると、ボランティア活動では限界。常設の事務局機能や資金が必要となる。
- 2) 現状、「防災まちづくり」の活動が日常化している例は目新しく、効果的な取り組みメニューは必ずしも豊富でない。(活動の持続性が確保しにくい)
- 3) 具体の成果(耐震化、木造密集解消の進展等)に直結した活動はまだ少なく、効果が見えにくい。
- 4) 行政の対応が、個々の取り組み内容(防火、防犯、学校教育、広場作り、細街路整備等)により縦割りになりがち。(各取り組みの連携がしにくい)
- 5) 活動している主体同士の横の連携、情報交換をする場が少ない。

防災まちづくりを進める上での留意点についての意見

専門調査会()、「意見募集」()

民間がNPOを立ち上げるときに大変な苦労がある。事務所一つなかなか押さえられない。電話もなかなか確保できない。NPOの申請をしたら、県庁がもたもたして進まないとかの苦労もある。また、この部分は民間に任せるといえることが言えないと行政として無責任。

行政と民間がそれぞれの立場で取り組む事項を明確にすることが大事。例えば、自治会や商店街の活動が盛んになると、ボランティアによる事務局では対応困難となるので、その部分を行政に支援してもらいたい。

阪神淡路大震災では、地元行政が対応策を準備していなかったため、ボランティア同士が応援活動分野でぶつかり、また地元住民との意思疎通ができず、空回りした現実がある。そこで、ある程度想定される災害に対して、救援活動対策案を準備しておく必要がある。

防災まちづくりを推進する環境整備

- 1) まちづくり活動やNPO（注：認証を受けたNPO法人に限らず、広く非営利活動をする団体を指す。以下同じ）の活動に対する各種支援策を有効に活用できるよう、支援ガイドブック（まちづくり支援工具箱）を官民連携して作成する。また、地域のソフト的な取組みを支援する仕組みの構築を官民連携して検討する。
- 2) 各地域での先進的な防災まちづくりの取組みを官民で掘り起こし、その活動、成果、課題等を評価し広く紹介するポータルサイトを政府（注：中央、地方の双方を指す。以下同じ。）が立ち上げる。また、NPO等によるワークショップ開催を政府が支援する。さらに、緩やかなネットワーク化を政府としても促進すること等により、取組みを一過性のものに終わらせない工夫をする。
- 3) 防災まちづくり活動に対し、政府が継続的に適切な助言、講師派遣、相談に応じる体制・窓口を整備し、行政と民間の信頼関係を強化する。
- 4) 防災まちづくりの取組みを「防災・コミュニティビジネス」に発展させる立上げを支援する仕組みの構築を官民連携して検討する。
- 5) 防災まちづくりに関連した地域内及び地域間の交流を支援する仕組みの構築を政府としても検討する。
- 6) 上記の検討について、「地域防災活動計画モデル研究」（P26で後述）も活用する。

< 施策イメージ・施策検討の方向性 >

市民、まちづくり団体、商店街、企業関係者、行政などが、ゆるやかに連携して、お互いの取組みをネットワークする新しいNPOも登場している。こうした、NPOと行政の連携が必要。

（東京いのちのポータルサイトのシンポジウムの様子）



注：「東京いのちのポータルサイト」は、首都圏を中心に、多様なまちづくり活動を実践しているNPO、団体、市民等がネットワークを結ぶNPO法人である。防災知識普及のためのCD作成、シンポジウム開催等の活動を行っている。

提供：東京いのちのポータルサイト

(N P O 法人「都市災害に備える技術者の会」認証記念シンポジウムの様子)



注：「都市災害に備える技術者の会」は、技術者が横に連携して、N P O 法人を結成。今後、専門知識を活かした提言や、一般市民向けのセミナー開催等を計画。

災害発生後、被災地域と被災していない地域のまちづくり主体が協力して応急対策に取り組む計画が生まれてきており、政府としてもこのような地域交流を支援する仕組みの構築を検討する。その際、早稲田商店街の震災疎開パッケージ（被災時に一時的に地方に疎開でき、それまでは各地の名産品を受け取る等の仕組み）などが参考となる。

防災まちづくりを推進する環境整備についての意見

専門調査会（ ）、「意見募集」()

行政とN P O との協働が重要だと前々から言われているが、情報、連絡の不足によって行政はN P O の実態をつかみ切れていないのが現状ではないか。行政はN P O との連携の仕方を考えていかなければならない。

マンションなどの居住機能を災害発生後も継続させるためには、生活をどのように保全していくかが課題。一日も早く復旧させ生活が送れるよう、何らかのまちづくり的な、コミュニティづくり的なものが必要。そういう意味で、地域でのシステムづくりが大事。

防災まちづくりにおいて、移動手段の確保として道路の流れをよくすることに協力していく、といったことも発想すべきである。

緑化基金などの基金の仕組みは既にあるので、防災基金を設け、市町村が所有する施設の利用時において、一定金額、ワンコインでも良いので、防災基金に寄附されていくような仕組みをつくってはどうか。

行政担当者、市民等を結びつけるには、さまざまな形での、専門家を派遣する制度も必要と思う。ハードなまちづくりに関しては、専門家の派遣制度を多くの自治体が持っているが、N P O も含めてもっと多様な場に防災専門家を派遣していけるネットワークづくりがもっと大事になってくる。

大地震発生の切迫性がない地域についても、楽しみながら効果のある、地域の実情にあった防災対策に取り組むことが必要。また、切迫性の高い地域については、地域での取り組みを付加するような行政努力も必要となる。

災害の切迫性がある地域とそうでない地域の人々の関心がまちまちであるが、後者の出身者が前者に行っているなど、相互に関係があるはず。そこを強調すれば災害の切迫性のない地域の関心を高められる。

大丸有の取組みに関連して、霞ヶ関・永田町地区についても、自主防災組織のような防災の取組みを検討してもらいたい。

被害が軽い地域から被災地への救援など、同一県内等において相互に協力しあえる地域組織体制が必要と思う（都道府県間でも良いが、むしろ市町村間の協力体制）。

自助努力は勿論であるが、全国的な防災ネットワークを強化すべき。行政枠にとらわれた予算化などは効率が悪い。どこでも災害が起きうるのだから、政治が主導する組織づくりが必要。

大規模災害は同じ地域で繰り返し起こりにくいため、経験が伝承されない。市町村単位での取組みでは経験の継承はほとんど絶望的。行政と市民の連携などについて災害の経験を積んだ実務者に十分な権限を与えて、災害現地に派遣できるような制度を検討することはできないか。

高齢者関係の団体なら、高齢者の避難について案や問題点を提起するなど、専門家として特色を生かした防災対策を打ち出すほうが、連携していく上でもわかりやすい。行政は企業・NPOを集めてその発表の場を提供することと、調査・対策にかかる費用の支援などが行えると思う。

企業の社員の中にはいろいろな特技などを持っている社員がいる。そういった社員を登録しておきボランティアとして派遣する。

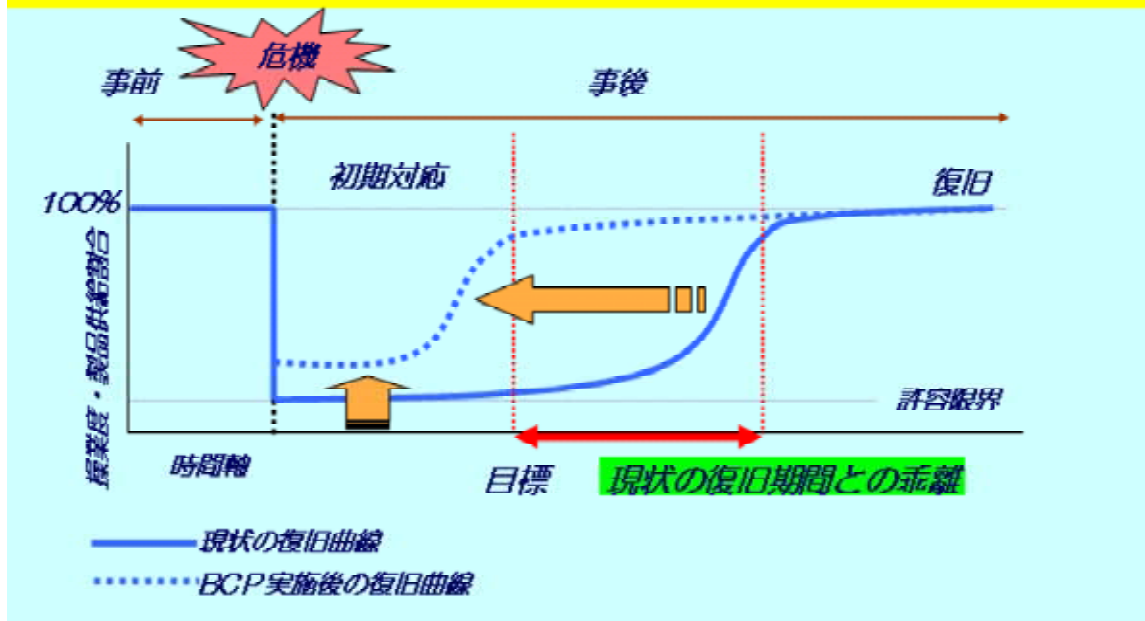
-2 企業と市場の力をよりよく発揮させるための方策

企業の業務継続支援 (p 17の図の 3)

- これからの企業の防災対策は、個々の事業所ごとの対応ではなく、災害時に可能な限り短時間で重要な機能を再開するための対応方針を、全社的な経営戦略として事前に準備することが重要とされている。
業務継続計画 (B C P : Business Continuity Plan)
- 企業の業務継続計画 (B C P) で重要な視点は、『いざという時のための計画』を作ることではなく、平時からのマネジメントに活かすこと。
- 業務継続計画 (B C P) は、経済被害軽減のためのもっとも効果的な対応の1つ。発災後の企業の業務継続を確保するため、平時から対策や備えを進めることを促すことが必要。
- **企業の業務継続計画 (B C P) 策定を促進するため官民連携して環境整備**
- **首都圏、東海地震強化地域等におけるライフライン、金融・株式市場等の早期復旧にかかる目標を企業側が設定するのを政府として環境整備・支援**

BCP(業務継続計画)

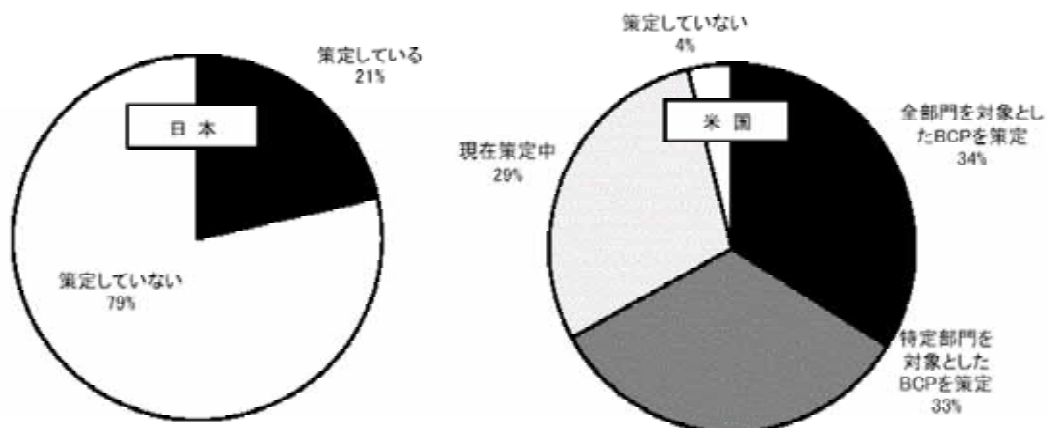
危機発生直後の操業度・製品供給割合の低下防止と復旧期間の短縮



「業務継続計画 (B C P)」の意味については、P 17を参照。

- BCPを策定することの重要性は、同時多発テロ以降つとに指摘され、米国企業を中心に多くの企業で導入されているが、わが国企業は、米国企業と比べ、導入していない企業の割合が高いとの調査結果がある。

業務継続計画（BCP）の策定状況における日米比較



出典：KPMGビジネスアシュアランス(株) 「ビジネス継続マネジメント(BCM)サーベイ2002」

< 施策イメージ・施策検討の方向性 >

業務継続計画（BCP）の **ガイドラインを官民連携して早急に策定** する。また、規格化についても検討する。業務継続計画の要素ともなる「防災会計」（各種防災投資に関する費用対効果）についても検討を行う。これらのため、政府と経済界との意見交換も恒常的に行う。

業務継続計画（BCP）の導入と、それに基づく防災投資、企業と地方公共団体との連携を促進するため、**税制特例措置、政策融資その他の支援措置**の早急な導入を目指す。

業務継続計画（BCP）策定とその実行に関する知識、技能をもった「業務継続計画策定士」のような資格を持った人材の育成を支援する仕組みを官民連携して検討する。

企業の業務継続支援についての意見

専門調査会（ ）、「意見募集」（ ）

企業としての機能がないことには地域支援どころではないので、スピーディーに企業活動そのものを立ち上げることは重要。

「安否確認」は最優先事項。

個々の事業ごとの防災計画ではない、会社の経営戦略としての業務継続計画（BCP）は、企業だけではなく国にとっても必要な発想で、官民を挙げて研究していくことが必要になってくる。

自社の業務継続の対応としては、本社ビルとか工場の分散立地。それから、もう少し広いガバナンスの問題、リスクマネジメント、そして周辺地域への対応の問題がある。

製造業で、ある製品のシェアが非常に高く代替の効かないオンリーワン工場の分散立地は、防災上重要な課題であるが、事前に行えるかどうかはなかなか難しい。

業務継続計画（BCP）は、バブル時に例えば証券会社でバックアップセンターをつくるのが盛んに行われたが、今はあまり企業にその余裕がない。

さまざまな防災投資への税制上の特別措置や、特別会計の一定率を災害基金へ積み立てることはできないか。

業務継続計画（BCP）を維持するには平常時からコストがかかる。自社の目指すサステナビリティ（継続性）を持つために生ずるコスト（＝BCP戦略への投資）に対して税制特例を設けるといえるのはどうか。

業務継続計画（BCP）に関しては、企業からできることを提案してもらい、それに対し政策支援するスキームが考えられる。例えば、電力の回復目標、シェルター、食料の配給を何人分というように、目標を約束して補助金をもらう。約束の内容は公開し、守られるよう社会的な注目を集めるようにする。約束内容を公表すれば、これだけ地域にコミットしていると企業のPRにもなる。

阪神・淡路大震災当時、阪神間の緊急車両の燃料消費量は、警察関係車両で平常時の2～3倍、消防関係車両では100倍に達した。ガソリンスタンドは電動ポンプが停電により機能せず、手動ポンプで対応したため大変な労力と時間を要した。緊急時のエネルギー確保を重点課題とし、対応策を講ずる必要がある。

企業については、まず自分自身が災害対策をきちんととって、災害が発生しても事業継続ができるようにすることが必要。また、自社の製品・商品に防災性能を織り込むことも重要。そのうえで、地域への支援、さらには経済復興への貢献を果たしていくことが求められる。

「民間の力」の活用方策（企業の減災投資、地域貢献等）

（ p 17 の図の 2 及び 4 ）

- ・ 「民間の力」を活用する上で、減災投資や地域貢献がコスト要因と認識されがち。
- ・ 必要な貢献は、地方公共団体との協定で位置づけ、企業の一方的な負担とならない工夫が必要。（地域防災計画へも位置づけ）
- ・ 企業の取り組みに関し、何らかの規制等が障害になっていないかどうか、政府として現状把握が必要。（例：生活必需品供給業務等の円滑な継続に向けた環境整備）
- ・ ベストプラクティス事例を収集、公表する仕組みを官民連携して構築。

< 施策イメージ・施策検討の方向性 >

企業も、大規模災害発生時には、企業特性を活かして地域のために様々な活動を展開。最近では、地方公共団体と事前に協定を締結する場合も増えている。

自動車修理工場による防災訓練



（自動車修理工場が、災害時の道路啓開作業を、自治体との協定に基づき実施する事例）

例えば、建設事業者が地域で「安心重機ネットワーク」を構築しようとする動きなど。行政との連携のあり方について検討が必要。

企業が協力できることを提案する機会を設け、必要なものは地方自治体の協定に位置づける。

各地域の特性や災害危険性等を踏まえ（首都圏、東海地震強化地域等）、モデル地域を選び「地域防災活動計画モデル研究」を政府として推進する。本研究では、災害を想定し、発災直後から数時間、数日、数週間、数ヶ月、数年後等の各局面で、当該地域の企業や防災まちづくり主体と行政が、協力して行うべき活動、そのための各種課題（規制の取扱い等）を検討・整理し、具体的な対処方法等を研究し、公表する。官民の関係者が平時から準備しておく仕組みのモデルとし、防災に向けた企業等の活動の促進も図る。

発災後にどのような規制等があるか、あるいは必要となるかを事前に確認すること、また、それらが企業の協力や業務継続の観点から課題がある場合にその点を事前に議論・検討しておくことは意味がある。

「民間の力」の活用方策についての意見

専門調査会（ ）、「意見募集」()

オフィス街で大量に発生すると言われている帰宅困難者は、家族の安全が確認できれば家に帰る必要性が少なくなり、その時点で帰宅困難者という立場から、その場で活躍するレスキュー隊になり得る。この意味でも、安否確認システムの確立が重要。

全国約4万のフランチャイズチェーン協会加盟店で、トライアルを重ねることにより防犯防災対策をやるう、地域の力添えになろうとしている。

コンビニには被災情報や地域の情報が集まってくるので、被災地の情報をPOS（販売時点整理）システム等を利用して情報発信する基地としての機能も持たせられないか。また、コンビニががんばれば、自治体が様々な防災用の備蓄の在庫を持たなくてもよいのではないか。

防災タクシー、コンビニ、ライフライン企業からの情報を統合して行政に集約していくことはできないか。

コンビニ業界としては、警戒宣言以降も住民への物資提供のため、店舗への商品供給・配送車および店舗相談員が使用している車の緊急通行を認めてもらいたい。

緊急通行車輛の通行手続が複雑で2段階の届出が必要なため、簡素化してほしい。また、県外からの物資搬入車についても、一元的に受け付けてもらいたい。

各社への協定締結申し入れは市区町村単位が多い現状であるため、県が主導して、県単位にまとめるように調整してほしい。

防災力向上のための規制強化に関しては、市場活動に過度な負担や支障が出ることは避けるべきである。

情報連絡については、電話やテレビ等既存の情報媒体の議論になりがちであるが、例えば広告業界と連携して街なかの広告媒体を活用するなど、従来とは違うアプローチも考える必要がある。

「災害緊急特区」を制定してはどうか。災害後は通常の制限や規制を緩めていくことはできないか。

被災地においては、海外の医療団を受け入れて、医療行為、薬品の規制などが緩められないか。

個人の努力には限界があるので、企業の防災意識向上が求められる。全国企業に従業員が3日間企業に残っても対応可能な食糧備蓄を義務づける。余力があれば地域への放出等を考慮する。このような防災対策にかかる費用は、税制面での優遇を図るとともに、防災対策に関する企業施策を評価できる客観的な指標を作成し、高得点企業には融資等で優遇するなどを考慮する。

企業が有事の際に地域共同体に提供できる構造物（屋外や地下の貯水槽、貯蔵庫）を建設するのを推進する補助や税制優遇措置が欲しい。

ビジネスとしての防災対策促進 (p 17の図の 1)

- ・ 防災ビジネス市場の育成方策を政府も民間とともに検討する必要がある。
- ・ 今後増加が見込まれる不動産証券化に伴うデューデリジェンス（精査）に際し求められる建築物の地震リスク評価（PML評価）を官民ともに適切に活用する
- ・ 近年関心が高まりつつある「社会資本のライフサイクルマネジメント」の考え方を、官民ともに建築物の安全性確保に活用する

< 施策イメージ・施策検討の方向性 >

防災ビジネス市場が育つためには、そもそも、防災に関する情報が社会で十分共有されていることが必要。

耐震性に優れた建築物、防災性能が高い商品・サービスを開発し提供する企業の情報などを、広く社会に伝える仕組みを官民連携して構築する。

例えば、そうした商品、サービス等に「防災マーク」を付与する仕組みを具体的に検討する。また、必要な防災性能に関しては、「防災JIS」のような規格化を検討する。

（商品への防災性能付加）

テレビの転倒防止策



（防災関連サービス）

引っ越し業者の家具転倒防止サービス



防災性能の高い商品、サービス等を紹介する機会を官民連携して増やす。



(第8回震災対策技術展)

不動産証券化に際して行われる「地震予想最大損失(PML)」評価等に関する情報収集と、環境整備に関する検討を官民連携して行う。

ビジネスとしての防災対策促進についての意見

専門調査会()、「意見募集」()

防災マーク、防災デザインの普及はできないか。

官民連携した災害に強い社会(ネーション・プリペアド)という言葉があるが、例えば防災対応のデザインでプリペア・デザインのようなものも考えてもいい。

ある家電会社では、TVの転倒防止装置を開発し、商品に組み込んでいる。

小型のコンピューターはバッテリー機能がついているが、大型電化製品にはない。電気がストップしても、機能が止まらないような仕組みを開発してくれるとありがたい。

家電製品メーカーなどの技術開発に助成することもあってよい。

例えばエレベータ業界では、災害時の事故対策に多くの現場要員を投入しシステムを組んで取り組んでいるが、そのような努力をしている企業を積極的に評価していくべきである。

ポケベルのような警報受信装置でシンプルなものはかなり安い。それにGPSの機能をつければどうか。地図上にプロットできるので、どこに人がいるか分かる。津波で逃げ遅れた場合もすぐわかる。月数千円で済む。

今後は、欧米のように、専門的に災害に対応する危機管理会社へのニーズが出てくると思う。

海外には、被災直後に事業の早期復旧を目指す災害復旧専門会社がある。保険会社の保険料の支払い負担が減る反射的利益も出てくるかもしれない。このような企業を日本でも普及できないか。

火災や水災等の被害から速やかに修復させる業種も、復旧速度を上昇させ、コストダウン・廃棄の削減につながるという意味で、今後日本に普及すると良いと思う。

ライフサイクルマネジメントの観点から、新しいビルをつくるのではなく旧耐震の既存ビルを新耐震ビルに転活用する動きが出ている。そういう事業を行う会社が復旧支援ビジネスに参入する可能性もあるのではないか。

引越会社が家具転倒マットを設置するサービスを始めた例のように、普段、防災を意識していない企業が防災にビジネスチャンスを見出したり、あるいは、福祉や介護活動から防災に発展していったりという流れを政策が後押しすることによって、防災ビジネス市場が広がる。

商品等に「防災マーク」を付与することに賛成。現在、エコマークや環境ラベルなどが普及してきているが、同様な努力が必要と思う。

防災グッズや防災の新工法の公開コンペをやれば、企業としては費用がかかっても広告宣伝費として考えられる。

「市場の力」の活用、企業評価、防災規格の検討

- ・ 耐震性に関する情報開示を徹底することや、不動産証券化において地震リスク評価（PML評価）を活用することで建築物・住宅の耐震性を高めようとするのは、「市場の力」活用の典型例。
- ・ 耐震性以外の分野でも、「市場の力」を活用するため、官民連携して、情報開示・情報提供を徹底する必要がある。「防災マーク」もその一例。
- ・ 企業の防災投資や防災マネジメントが、投資家から評価される仕組みを官民で構築することも有益。企業の社会的責任（CSR）、社会的責任投資（SRI）の考え方を応用。
- ・ 防災格付け、防災パフォーマンス指標を官民連携して開発し、政策融資等と連動させることを検討。
- ・ 個々の商品・サービスだけではなく、企業の業務継続計画（BCP）のようなマネジメントの手法についても規格化について官民連携して検討。
- ・ 企業のリスクファイナンスの仕組みについて、官民連携して必要な情報を収集し、課題を検討。

< 施策イメージ・施策検討の方向性 >

官民連携して企業の「防災パフォーマンス指標」を開発し、「防災CSR」に関する検討を行う。（注）企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）

防災関係で必要な規格化に関し官民連携して検討を開始する。

リスクファイナンスの実情と課題に関する調査を官民連携して実施する。

「市場の力」の活用、企業評価についての意見

専門調査会（ ）、「意見募集」()

特に都市部のビルについては、防災に対応したビルが市場で高く評価される仕組みをどうつくっていくかが重要。
約束が守られたら加点するというように、企業の防災努力をできるだけ評価するような仕組みをつくっていく必要がある。

企業の社会的責任（CSR）の評価項目の中に防災が今後入っていくのではないか。

企業が減災ビジネスを進める上では評価基準が必要である。

現状の環境格付融資制度に、例えば、防災の項目を少し入れていくということが当面できることと考えている。こういう動きが、防災ビルファンドや、防災SRI（社会的責任投資）ファンドという動きにつながっていけばいい。

社会的責任投資(SRI)ならぬ「防災責任投資ファンド」の新設・運用はできないか。

企業も、アメリカ型の短期経営の成果を問われる時代だと、目先の利益を出すことに汲々として、長期的な目で環境投資とか、防災投資をしていく点がなおざりになる面がある。政府と企業との間で論議を積み重ね、どういう目線で経営を進めていくかについても、政府の側から注文・意見を企業に出してもらえればありがたい。

企業の防災対策の推進には、防災対策にどれだけの費用にどれだけの効果が予測されるかを示す「防災会計」のシステムと、それに対する税制上の優遇制度が必要。また、防災（地震・台風・火災等）に対してどの程度の安全性を確保（あるいはリスクを保有）しているかを示す「防災格付け」も有効と思う。「防災会計」や「防災格付け」も、単なる修繕や設備増強と防災投資の線引きをきちんとすることが前提。

企業の役割は、一日も早く営業を再開することと考える。この意味で、耐震化や室内の安全対策、緊急連絡網の整備、社員の安否確認システムなど、対策について評価・公表し、優れた企業には防火対策の丸適マークの普及が必要と思う。ただし、現状の丸適マークはあくまで外観上のものとすれば、例えば、社員の居住する地域での防災活動への参加も選定に加味するなど、ソフト面での地道な努力が実を結ぶような視点も必要と思う。

ライフラインなど生活基盤、産業基盤の維持保全、それに専門技術による防災力の向上が大切。企業の取組み評価については、国や各自治体レベルで企業の取組みを評価し、公表するイニシアティブが必要と思う。いわゆる企業の社会的責任（CSR）の中に地域防災への対応を入れるという方法もあり得る。

企業として防災対策に積極的に協力している場合、社会にもっとアピール（製品に防災協力企業としての表示等）して企業を評価すべきと思う。また、協力の仕方も、ランニングストック・防災協定等、具体的に公表することにより、普段あまり目につかないところでも色々な防災活動が行われていることを知ってもらいたい。企業としても企業イメージの向上につながり良いのではないかと思う。

防災規格についての意見

専門調査会（ ）、「意見募集」()

機械や装置開発の戦略的な推進法としては、各種製品やシステムの防災基準を設定し、その基準を海外にもアピールする方法がある。

ユニバーサル・デザイン等は、今ISO規格で日本が中心になってやっている。日本は災害の発生という面ではハンディを抱えているが、逆にそれを利用して、規格で世界市場に打って出ることによってビジネスにつながらないか。

ISOは民間主導でやっている。そういう仕掛けを防災に限らずあらゆる面で、日本独自のもの、あるいは世界共通のものを目指し、導入できないか。

規格化となると、ハコモノ整備に時間がかかり、本当の意味での充実につながらないおそれがある。

普及した製品や方法はそれ自体が何らかのスタンダードになり得る。そのためには、企業が防災製品などを普及させれば、普及させたこと自体に成果を認めて、普及度に応じて後から補助金が追加されるなどの制度が考えられないか。

環境のISO14000、品質の9000シリーズのように、防災も企業活動として評価する仕組みが定着すれば、企業はもっと真剣に防災に取り組む。企業の社会的な貢献のひとつとして日本では防災、特に地震防災への取り組みを評価すべき。

環境マネジメント規格（ISO）を取得済み、または今後取得しようとしている企業が増えている。将来、国際規格まではいかないが国家規格として防災マネジメント規格を策定し、それを取得するまでの優遇措置がなされればどうか。

-3 社会と地域の「備え」を高める方策

情報共有化の促進

- ・ 「防災情報システム整備の基本方針」に基づく行政機関内の情報共有化だけでなく、官民における防災情報共有化も促進する。
- ・ 防災情報共有プラットフォーム、ポータルサイト等の構築を政府として進める。

防災情報の普及

- ・ 民間と市場の力を活用した防災情報（防災マーク等）及び防災情報システムの普及を官民連携して推進する。
- ・ 災害時要援護者（障害者、高齢者、乳幼児、外国人等）に対する防災情報提供体制を政府として推進する。
- ・ 地域メディア等を官民連携して活用する。

< 施策イメージ・施策検討の方向性 >

平成17年度までに、防災関係機関間を横断した情報共有促進のための**防災情報共有プラットフォーム**を政府として構築を目指す。防災情報共有プラットフォームの技術仕様は公開型とし、地方公共団体や住民などの活用・連携が容易なものとする。

平成17年度までに、防災情報ポータルサイトを政府が構築を目指す。

障害者施策担当部門とも調整を図りつつ、聴覚障害者緊急災害情報保障調査・訓練事業委員会に参加するなど、政府として、災害時要援護者に対する防災情報提供体制の具体化を図る。

的確な防災情報の提供と共有化促進策についての意見

専門調査会（ ）、「意見募集」（ ）

メーリングリスト等、個人が参画できる機会を様々に確保することが重要。それでも機会がない人たちをどうインコーポレートしていくかも検討するべき。

障害者の方々のタイプ別避難場所の事前の周知徹底が必要である。

旅行者などの外国人も含めて、誰もがどこにいても防災情報が伝わる方法の充実が必要。

災害後はミクロな現場情報の包括的な提供手段が必要である。

携帯電話は非常時の連絡手段として有効であるが、携帯電話が常に使える状態であるとは限らず、公衆電話も減っているため、災害時の安否確認手段を複数確保すべき。

警察、消防、国交省、ライフライン、コンビニなどなどの情報を統合する仕組みへの取組みは大々的に始めて欲しい。

防災情報プラットフォームは今まで行政の縦割りの範囲での情報共有化を横に広げようとするもので、それを自治体や民間へも広げてほしい。

災害時におけるコミュニティFMは有効であるが、平時における維持・経営が大変である。地域にあった維持のシステムを構築することが必要である。

守口市のコミュニティFMでは、消防車の情報がFMで聞けるということから視聴率が上がっており、また、放送終了後の深夜にも消防本部から随時情報発信が可能な仕組みができています。そこで総務省消防庁の「防災まちづくり大賞」に選ばれた。

CATVの普及が著しいので、「防災チャンネル」を開設して24時間防災情報を流す。

日常的に防災を意識するためには、常日頃から防災に関する情報を目にすることが必要。バス停や駅のホームなどの待つことが必要な場所に、災害発生のお知らせの電光掲示板を設けたり、防災に対する情報掲示板を設けたりする。

県・市町村レベルでそれぞれの地域が内在するリスク（地盤、構造線など）や過去の災害事例を、積極的に情報開示していくことが必要。古地図を調べるだけでもかなりのことがわかるはず。

全国レベルで災害体験を集約、データベース化し、これを地域住民に提供し、地域住民が多種多様な災害体験を共有できるシステムの構築が、国の行うべき防災対策として考えられる。

少なくとも町丁目単位（あるいは1km、500mメッシュ）で、どのような被害になるか、建物・設備の何処が問題なのかの想定情報を示す必要がある。

プラットフォームとして、市町村などが地域防災センターに統合型GIS（地理情報システム）を導入し、GPS（全地球測位システム）を解読できるシステムを導入する必要がある。

1人暮らしのお年寄り世帯など、災害発生時に支援が必要な世帯や家屋などを行政が調査し、各地の市民団体・ボランティア・企業が一定地域を担当すること（災害発生時の安否確認や支援物資の提供など）を平時から取り決めておく。訓練も必要。

日頃からいかにそれぞれの家の中まで入り防災に係わって行くかが重要。地元の、自主防災組織・社会福祉協議会（民生委員）・大工組合等の団体が一緒になって取り組めば可能。

ホームページなどで協力者（ボランティア・企業）の登録システムを構築。実際に災害が起こったとき、それぞれがどのように動けばいいか概要を提示しておく。災害発生時にはメール等で登録者にそれぞれすべきことについて案内する。

ガソリンスタンドは、避難誘導マップの掲示を行う。また、防災行政無線の拡声器が少な過ぎるため、財務省が所管できるタバコの自動販売機に、拡声器と災害情報のディスプレイを順次配置した方が良い。

防災教育、人材育成

- ・ 各地域の特性を踏まえた特色ある防災学習の取組みが活発に行われるよう、政府として環境整備を図るとともに、NPO、ボランティア等との協働による人材育成方策を推進する。

< 施策イメージ・施策検討の方向性 >

民間やNPO等で取り組んでいる防災教育、人材育成関係の取組みを政府が支援。

国の施策としても防災教育に取組み、防災意識の向上を図る。

各地のベストプラクティスを紹介するサイトを官民連携して立ち上げることを検討。

(参考)

○防災教育チャレンジプラン

防災教育チャレンジプランとは

防災教育チャレンジプラン
&
ワークショップ

防災教育チャレンジプランとは [防災教育チャレンジプランの流れ](#) [防災教育チャレンジプラン募集概要](#)
[ワークショップ開催のご案内](#) [ワークショップ参加申込メールフォーム](#) [お問い合わせ](#) [ホーム](#)

いつやってくるかわからない災害に備え、大切な命を守り、できるだけ被害を減らし、万が一被害があったときすぐに立ち直る力を一人一人が身につけるため、全国の地域や学校で推進する防災教育プログラムです。

今どのような防災教育の取組みを行い、さらに、これからどのように取組んでいく計画であるかをお知らせください。

「こんな防災教育をやってみたい!」というプランの中から計20のチャレンジプランを選出し、その実現に向けたさまざまなサポートを行います。

さまざまな実践例や支援した取組みの内容を、ワークショップ等を通じて広く公開・共有するとともに優れたプランの表彰を行います。

この取組みをきっかけに、各地域で自律的に防災教育に取り組むことのできる環境づくりを目指します。



防災教育、人材育成の推進策についての意見

専門調査会（ ）、「意見募集」()

防災知識の普及、啓発活動が重要。企業内での防災研修や、地域コミュニティなどでの勉強会に用いることができるよう、ビデオ等のビジュアルなツールを整備することで、より手軽に、かつ効果的な教育ができる。

生涯学習という形で、小学校から高齢者までさまざまな学習の機会に、防災というカテゴリーあるいは科目を散りばめておくことが必要。生涯学習という体系の中に防災が一つの特講として存在するのではなく、さまざまな教科にすべて防災風味がついていく生涯学習の体系づくりが必要。

学校教育の場においても、運動会などで防災訓練的な要素を含んだプログラムを取り入れるなど、幼少時から身近に防災活動と接するような工夫が有効である。

学校でも防災・防犯について教えなければいけない。年少時から体系的な学校教育を行うなど、国が施策として防災教育に取り組んでいくことにより、防災意識の高い国民が育成されるのではないか。

災害における自己責任原則というものを、もう一度はっきりと各自が認識しなければいけない。

防災の研修はすべて、自治会防災会長の推薦状をつけるようにすると、「あっ、うちの自治会の中には熱心な人もいる」と分かり、即戦力となっていく。

小学校低学年からの教育が必要。今後、学習指導要領を改正し、学校教育の一環とすることが必須。

内閣府がNPOに委託実施している「青少年における防災教育プログラム」は、防災・防犯啓発を推進しつつ、かつ、NPOの側面支援にもなるという画期的な取り組みであると思う。

今後は参加型の防災教育プログラムを開発する必要があり、参加者自身が「自分たちには何ができるのか」、それを考え、学び、行動する場を提供すべき。

防災教育は楽しみながらやらないと続かない。まち中の探検による防災マップの作成や防災ゲームなどは小学生に効果があるのではないか。例えば、総合学習の時間を活用した防災教育が考えられる。

子供たちに悲惨な状況、また救援活動に携わった人々のことを紹介し、もし自分の住んでいるところで起きた場合はどうするのか、それぞれの考えを出させる機会をつくるのが大切。

地域の図書館や公民館での座談会や体験談掲示などは一定の効果があると思う。

数市町村に1名程度の割合でよいので、防災知識、情報の普及を行う専門家(自治体職員あるいはNPO等)を配置し、数年で交代するのではなく少なくとも10年以上その職務に専念し、「ホームドクター」的役割を担えるようにすべき。Web等で、多くの情報

は整備されつつあるが、これらを使う主体が明確になっていない。

「防災のプロ」を育成し、かつその人間がそれを業として生きていける体制を目指すべき。(1)本来「最前線の防災のプロ」であるべき市町村の防災担当が2、3年交替の素人であること、(2)総務・消防防災系部署と、技術的知識のある土木建築系部署が必ずしもよい連携のないままであること、(3)防災に関する指示や情報がバケツリレー式に伝えられる構造がありとぎれやすいこと、の3点が日本の防災対策の大きな欠陥と思う。

日本人はテレビメディアに接している時間が長いので、人気ある気象予報士の天気番組のように、饒舌なキャスターによるわかりやすい番組(内容は地震や火山の基礎的なことから防災対策、地震予知など幅広く)が短時間でもあるといいと思う。

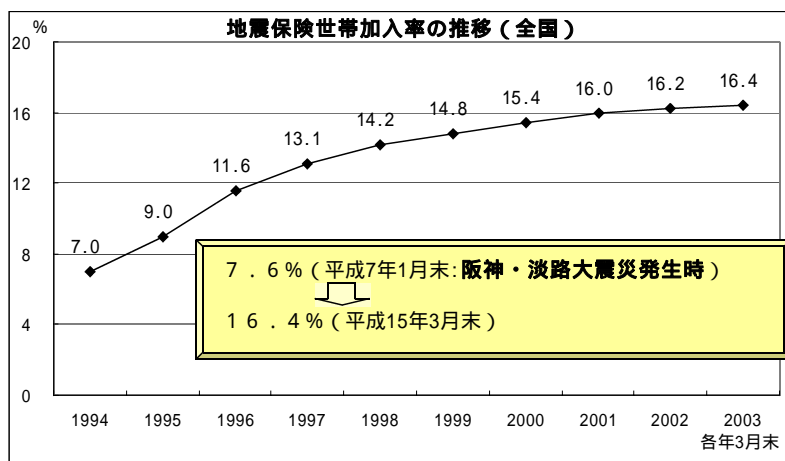
補助金をどのように使用すれば良いかの知識に欠けている。自治会員それぞれが違う物を必要と考え、どのような被害が自治会を襲うか想定できない。そこで、何が必要かということを提言してくれる専門家の派遣を得たい。

防災意識の向上のためには、公共建物(特に学校)の耐震化を早急に進めるべき。小中学校の耐震性は充分あると思っている市民(親)が大半。54%も耐震性なしの学校があることを知ったら驚くと思う。100%耐震化の目標を立て、どの学校に耐震補強が必要か、耐震補強をする場合に補強方法、費用、期間等も含めてすべての情報を開示するべきであると思う。

地震保険の普及

- ・ 災害に備え、国民が保険に加入することは、被災者個人の生活再建だけでなく、地域の早期復興という点でも重要。
- ・ 火山噴火、地震または津波による災害は火災保険では担保されないため、これら被害に対しては地震保険が有効。
- ・ よって、地震保険の官民連携した一層の普及促進が重要な課題。

○ 地震保険普及率は平成15年3月末現在で16.4%と、決して高くない。



資料提供：
(社)日本損害保険協会

< 施策イメージ・施策検討の方向性 >

地震保険を普及させるため、**地震保険料控除**などの税制特例措置の導入を目指す。

地震保険は政府の制度でもあり、普及には住民との直接の窓口でもある地方自治体の協力も必要である。

地震保険の普及促進策についての意見

専門調査会（ ）、「意見募集」()

地震保険の普及率を高めるためには、建物の構造や地域によって火災保険や地震保険の料率に差があるということの周知や、地震保険に入っていた場合の税や住宅ローン金利の面でのメリットによるインセンティブ誘導の検討などが必要。

地震保険で、全世帯が加入し、立派な防災対策をやっているところは料金を値引していくようなシステムはどうか。

各県、市町村でつくっている地域防災計画に地震保険の普及を盛り込んでほしい。また、各県、市町村の広報誌に掲載してほしい。

火災保険や生命保険を付けた場合に、支払った保険料の一部が課税対象となる所得から控除される制度があるが、地震保険にもこの制度が導入されれば普及拡大へのインセンティブとして極めて有効と思う。

保険でリスクが軽減されると、予防努力の減少を招くおそれがある（モラルハザード）ので、注意する必要。予防努力へのインセンティブとセットで議論するべき。

個々人に対する行政の支援としては、地震保険料の所得税に対する控除制度が有効と考える。補償の対象範囲を地震火災のみに限定する商品を用意して保険料水準を抑えたり、保険料が高くても万全な備えがほしい人のために住宅再建に十分な補償額を設定できる商品を用意したりといった、商品の多様化の工夫も検討の余地がある。

地震保険の普及率向上には商品の魅力向上が不可欠。官民の協力で保険料負担を抑えつつ、100%補償される完全な商品とすべきことも検討してはどうか。

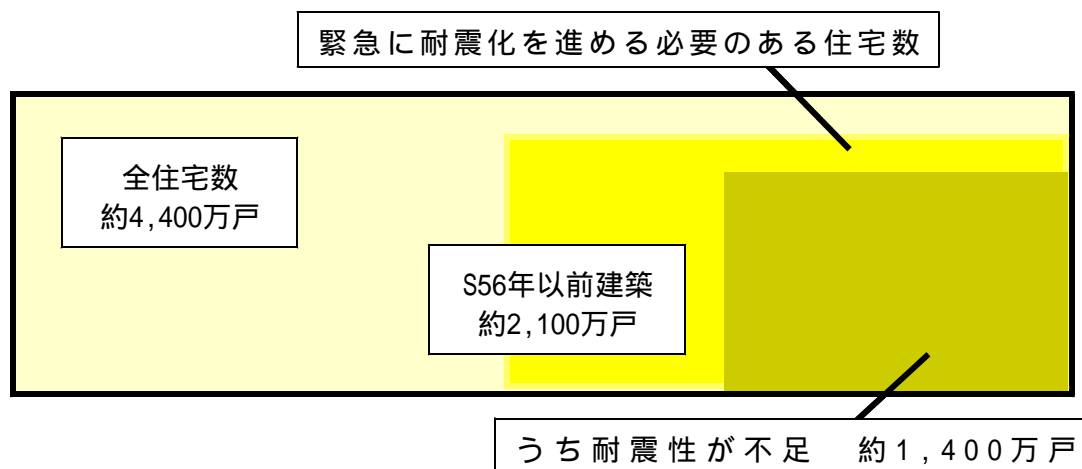
災害で住宅を失ったものに対して金銭支援をする動きが加速化しているが反対。私有財産制のもとでは、自分の財産は自分で守るという意識を行政は、市民に植え付けることが必要。積極的な地震保険の活用が望まれる。

-4 緊急に実施すべき減災対策

住宅・建築物の耐震化

- ・ 政府として今後数年間の首都圏、東海地震強化地域等における**公共建築物、住宅等の耐震化目標を設定し、補助、融資、税制上の措置等**、効果的な施策を組み合わせた重点的取組みを目指す。
- ・ 学校、病院等の災害発生時の拠点となる重要な**公共施設の耐震化をその管理者が緊急に実施する。**
- ・ 住宅等の耐震化を進める上で**障害となっている原因、これを解消する方策等を官民で検討し、総合的な耐震診断・耐震化促進施策を講じる。**
- ・ 家具の固定等の安全確保対策についても官民連携して知識を普及し、家具等の防災規格を制定する。

- 住宅の耐震化は、人的被害軽減にもっとも効果的な減災対策だが、なかなか進まないのが現状。



平成10年住宅・土地統計調査（総務庁） 国土交通省推計

- 免震住宅、家電製品固定なども、普及率がある程度まで高まると飛躍的に市場が拡大する可能性。

< 施策イメージ・施策検討の方向性 >

住宅の耐震化を促進するための税制特例措置の17年度からの導入を目指す。

耐震改修は費用負担面等から着手しにくい世帯が多いのが現状である。まちの工務店が行える筋交補強など、比較的安価な住宅耐震化に住民自らが取組みを始めることが大切である。

情報の非対称性が耐震化が進まない原因の1つと考えられることから、中古住宅の取引において、「**耐震性説明責任制度（仮称）**」導入を官民で検討する（下表の通り、他の制度と比較しても導入の妥当性は十分にある）。

約150万円の価格差で、50%の人が耐震性の高い住宅を選好するという調査結果もある。耐震補強、免震等の工法等に関し、適切な情報を提供する仕組みを構築することは、情報の非対称性解消の観点からも有用と考えられる。

宅地情報（地盤、災害履歴等）やオフィスビルの耐震性についても同様の措置を検討する。

各分野における説明義務の目的と担保する法制度

	目的	制度
医療	生命・身体の保護 自己決定権保護	医師の説明義務(不法行為、契約責任)
医薬品・食品	生命・身体の保護	承認申請で最低限安全性を確保表示義務(薬事法44条、50 - 53条)、食品11項目
消費生活用製品	身体保護 情報格差の是正	マーク制度 情報提供義務(消費者契約法3条、不法行為、契約責任、錯誤、詐欺)
金融	情報格差の是正 自己責任	金融商品販売法3条 説明義務(不法行為、詐欺、錯誤)
不動産	情報格差の是正	重要事項説明義務(宅地建物取引業法35条) 説明義務(不法行為、詐欺、錯誤)
	身体保護は？	耐震性説明責任制度の役割

出典：「既存不適格住宅の耐震性向上に係る社会技術の研究」
村山明生・古場裕司・舟木貴久・城山英明・畑中綾子・
阿部雅人・堀井秀之 - 社会技術研究論文集 Vol.1, 338-351, Oct. 2003

住宅・建築物の耐震化についての意見

専門調査会（ ）、「意見募集」（ ）

災害時でも自分の家にいられるのが一番いい。そのためにも耐震化が重要。

個人住宅の耐震化に関して、固定資産税軽減や所得控除など、税制特例措置を検討できないか。

耐震化のメリットは地域全体に及ぶ。地域全体で費用の一部を負担することも検討してよいのではないか。

耐震性は不動産市場で適切に評価されていないのではないか。免震性を売り物にする物件も最近は増えてきているが、不動産市場できちんと評価されるような仕組みを検討すべき。

耐震補強工事の効果がよくわからない、手抜き工事をされるのではないかという懸念（情報の非対称性）が補強工事をためらわせる大きな原因ではないか。

リフォームや住まいの点検はまとまった出費がいるし、その質が担保されていない。モデル改修例を地域の人に見せることで耐震改修も広がるのではないか。

家を売るとき、貸すときには、耐震の診断を義務づける。耐震診断が良い結果を得たら高い値段がつき、悪い結果が出たらそれなりの安い値段になる仕組みが現実化すると、みんながもっと自分の家の耐震性に興味を持ってくる。そのような仕組みづくりをぜひ進めたい。

耐震改修については、県に登録している複数の業者を指定し、合見積りによりそこから選べばよい。また、業者は診断を実施し、自社の改修技術も宣伝してよいことにすればインセンティブが働く。

地域ごとに最初に手をあげたところに政府が耐震改修のお金を出す。1割か2割の自腹で耐震改修を行い、その代わりにモデルハウスの役目を負ってもらうのも、普及のひとつのアイデア。

スーパーでは施設の耐震を売り物にしようとしているところもある。耐震促進する企業が勝ち組みになる要素になる社会になっていくと良い。

公共施設には耐震診断を義務付けることにしたらどうか。義務付けと融資とをセットで制度化すればよい。

受験生を抱えている家庭等、すぐに耐震化ができない場合には、家具の固定だけでも推進する。家具を固定することは壁の耐震化と同じ効果がある。家具の固定が防災規格の対象にならないか。

学校の耐震化の取組みについては、進まない原因を明確にし、財政問題、意識啓発、方策等をきめ細かく表現するようにした方がよい。

ホームヘルパーが高齢者の住宅の防災性を点検することにすれば有効だろう。在宅ケアは継続性のある活動であるため、防災活動に不足がちな継続性が確保できる。（再掲）

意識していなかったが、マンションを借りるとき耐震性も情報にあったほうがいい。

必要なのは、信頼できる耐震化の相談技術者の育成。個人は建設関係者に相談するとすぐにビジネスの話がされたり、手抜きされるのではないかと疑い、躊躇する。

耐震診断（改修）しているにも拘らず被災した場合には全額補償する制度をつくる。

高度成長期に建てられた小規模な共同ビルや高層分譲住宅が老朽化の時期に入っていることが問題。構造の劣化が進んでいる上、持ち主が複数に分かれ、適正な営繕が行われていないことが多い。また資産価値が低いゆえに所有者・使用者に資金的に改修能力がない場合もまま見受けられる。このような建築物で、権利者の大半が希望するならば、公的機関が建替えを行う代わりに、所有権は公共に帰し定期借地権に替えるような仕組みがあれば、希望するところもあるのではないか。

乱暴かもしれないが、「あなたは窒息死・圧死の数に入っている（予測の対象となっている）」とわかりやすい基準で認識させることで、意識向上につながるだろう。家具を固定しないことにより死亡率が上昇することも、何らかの指標で表すことができればわかりやすい。もっと個人的なレベルで被害を感じるようしておくべき。

板宿（いたやど）商店街＜神戸市＞は、商店街の基礎に深く杭打ちすることで、50年後の阪神大震災の際、何も被災しなかったと聞く。こうした取組みをPRすべき。

耐震化した住宅の価値が向上するような不動産評価システムが必要。

賞金に防災診断サービスを付与した「防災宝くじ」を発行する。

津波対策

- ・ 政府として今後数年間の東海地震強化地域、東南海・南海地震推進地域等における**津波対策の目標を設定し、補助、融資、税制上の措置等**、効果的な施策を組み合わせた重点的取組みを目指す。
- ・ 早期避難を可能にする津波情報提供体制を、民間との連携を含め充実させる。
- ・ ハザードマップの作成を政府として推進。
- ・ 地域の実情に応じた**津波避難施設を政府が整備促進**。
- ・ 民間施設を活用した**津波避難施設（津波避難ビル等）を官民連携して確保**。

< 施策イメージ・施策検討の方向性 >

情報提供に関し、防災行政無線等に加え、民間のサービスが活用できないか検討を行う。

津波対策についての意見

専門調査会（ ）、「意見募集」（ ）

津波対策では、逃げ込む場所として4階以上のビルを津波対策ビルとして指定する。津波対策ビルには平常時のメンテナンスに定量的なコスト差を生むことについての基準ができればいい。静岡県は今あるビルを指定、和歌山県などはこれから建設するビルやリニューアル等が主な対象。制度上はいずれのパターンもあり得る。

津波や高潮の際の避難場所として、企業を解放してくれることを切望する。

【おわりに】

- 以上の通り、本専門調査会では、民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的考え方として、現状、課題そして方向性を示しました。特に、方向性の中で、今後取り組むべき具体的方策について幅広い事項を取り上げました。

民間と市場の力の活用という観点で、国民自らや地域、企業ができることを重視して議論したため、「自助」、「共助」について多く記述しました。その分「公助」に求めるものが見えにくくなった面がありますが、民間と市場に係る防災分野でも政府による「公助」の役割が大きいことは、委員共通の認識です。
- 本専門調査会としては、以上であげた具体的方策のうち幾つかでもすぐに取り組み、実現されることが大事であり、かつ、誰が主体となり何から取り組むかがしっくり判断されるべきだと考えています。
- また、その際、災害が起こる時間帯も考慮した施策の取り組みの観点が必要であることや、ハード面の対策よりむしろソフト面の対策にどう進めるべきかの難しさがあることに留意が必要だと認識しています。
- さらに、民間と市場の力を活かした防災戦略の展開にあたっては、企業、地域の諸団体、NPO等も、国や地方自治体が主導する防災対策を受身として実施するのではなく、主体的に対策を講じることが必要であると考えます。
- 一方、政府側には、具体的支援策の実施や明確な方向づけのほか、大目標だけでなく中目標、小目標とできるだけ分かりやすい目標を作り、民間側の各主体が取り組みやすくすることを期待します。また、行政の縦割りを排すべきことについて改めてここで指摘し、各部局の相互協力の必要性を強調します。
- 加えて、地域の防災力を高める力を有する大学やまちづくり・防災に関わる各機構等の積極的・主体的な協力にも期待します。
- そして、これら各主体が、相互のコミュニケーションを重視し、一層連携を深めていくことが重要であることを改めて指摘します。
- 本専門調査会は、本提言に盛り込んだ広範囲な事項について、問題点の指摘に終わらせず、実現・具体化に向けた検討状況をフォローし、必要な方向付けや追加的意見を出すために、1年間程度継続することで合意しました。外部の有識者を加えたワーキンググループも設置し、「公助」の役割やあり方、施策実現の優先順位、各施策実現の目標時期や推進体制等を含む幅広い議論を続けていきます。

防災まちづくりワーキング 進行予定（案）

第1回（平成16年12月10日）

委員紹介、基本提言説明

防災まちづくりワーキングの研究方針説明

防災まちづくり支援に関する考え方

まちづくり組織の実践紹介

NPO FUSION長池

富永 一夫氏

まちづくり組織の活動のカテゴリー分類

第2回

モデル地区視察中間報告

まちづくり組織の活動のカテゴリー分類

まちづくり組織の支援のあり方

（表彰、シードマネー、資金支援、中間組織、人材派遣、物的支援、研修など）

まちづくり組織の活動評価のあり方

（活動実績、ネットワーク性、採算性、ボランティア会計、など）

第3回

モデル地区視察最終報告

防災まちづくり支援ガイドブック、防災ポータルサイト、まちづくり相談員等の防災まちづくり支援策企画案（ソフト的な取り組みを支援）

（ガイドブック骨子、ポータルサイト基本機能、防災まちづくり支援ソフト、など）

番外ワーキング（モデル活動・モデル支援事業等の視察候補例）

（平成17年1月～6月にかけて随時企画）

NPO FUSION長池

NPO 江東区の水辺に親しむ会

串本町大水崎地区（和歌山）

防災まちづくり学校（東京都国分寺市）

NPO法人日本公開庭園機構（東京都国立市）

高山市防災計画策定委員会（岐阜）

大岩二丁目自主防災会（静岡）

NPO法人豊前の国建設倶楽部（大分）

防災まちづくり支援に関する考え方（案）

1. 防災まちづくり支援ガイドブック（まちづくり支援道具箱）の作成

大都市のまちづくり活動の盛んな地域だけでなく、地方都市においても、地域防災計画の枠組みの中にある自主防災組織が、独自に創意工夫し、斬新な取組みを行う事例が見られる。

このような地域に密着した『防災まちづくり』の底上げを図るためにも、防災まちづくりに関する情報や知識を体系だて、防災まちづくり支援ツールとして提供していくことが必要とされている。防災まちづくりの分類は、このような試みの第一歩となるものである。

2. 地域のソフト的な取組みを支援する仕組みの構築の検討

今回取り上げた事例には、NPO法人日本公開庭園機構、NPO法人豊前の国建設倶楽部など、防災目的で組織を立ち上げていないNPOや任意の組織が結果として、防災性向上に役立つ数多くの取組みを行っている例も多い。

防災を主目的とするまちづくり活動組織よりも、防災を主目的としないまちづくり活動組織が圧倒的に多い状況においては、これまでの「防災のために何かをする」だけではなく「〇〇のために防災の取組みをする」というまちづくりを支援していくことが必要である。

このため、様々なまちづくり活動組織に防災への取組みの働きかけを行い、これらの組織に、防災という風味づけのされたまちづくり活動を拡げていくことが考えられる。

3. 防災ポータルサイトの構築

ITの特徴は、地域に限定されず、幅広く情報発信できるところにある。実際に、新潟県中越地震では、中山間地域市町村の孤立が大きな問題となったが、NPO法人「ながおか生活情報交流ネット」では、blog（ブログ）を活用して、地域防災情報を各地から発信し、大きな役割を果たした。このような活動が可能になったのは、普段からの地域交流による人的ネットワークや、普段からの活動情報の発信の賜物である。

既に、災害情報については全国的に様々なポータルサイトが立ちあがっているものの、地域の細やかなニーズに応える『防災まちづくり』の情報は必ずしも十分でない。『防災まちづくり』情報を集約的に発信する仕組みとして、全国的な防災ポータルサイトの立ち上げや、各地の防災ポータルサイト立ち上げの側面支援を行うことが必要とされている。

4. 助言、講師派遣、相談に応じる体制・窓口の整備等

助言、講師派遣、相談に応じる機能を持った、ネットワーク型のNPO法人が、

既に各地で立ち上がりつつある。また、NPO法人日本防災士機構のように、教育機関と組み、防災士の資格認証を行う組織も生まれている。

ただし、全国的に見ると、これらのネットワーク型NPOは、大都市を中心にカバーしているのみで、地方都市までには支援が行き届かない状況である。

このため、全国レベルにおいて、助言、講師派遣、相談に応じる体制・窓口を設けることが必要であり、そのための支援組織などについて検討することも必要である。

5. 「防災・コミュニティビジネス」立上げを支援する仕組みの構築の検討

現時点では、早稲田商店街のように、防災まちづくりをコミュニティビジネスとしてきっかけとして捉えて、「防災・コミュニティビジネス」に取り組んでいるまちづくり組織は必ずしも多くない。

一方で、NPO法人フュージョン長池などのように、防災まちづくりのモデルとなる事業をNPO法人等が主体的に企画、実行に移す試みも始まっており、継続した防災まちづくり活動を可能とするためにも、「防災・コミュニティビジネス」の展開を支援していくことが必要とされる。

このため、モデル性の高い防災・コミュニティビジネスについて、シードマネーの提供など支援の仕組みを検討する必要がある。

6. 防災まちづくりに関連した地域交流を支援する仕組みの構築

自主防災組織とNPOの連携による防災まちづくりによって、個々の都市圏にとどまらず周辺地域を含めた地域交流を行う活動も起き始めている。例えば、NPO法人豊前の国建設倶楽部では、県境を超えたネットワークを活用して、消防団と連携した広域的な防災訓練を実施している。

このような状況を踏まえ、防災まちづくりを全国的に進めていくための地域間交流の支援の仕組みを検討する必要がある。

<参考> FEMA^注(連邦緊急事態管理庁)における防災まちづくり支援策について

*注：連邦緊急事態管理庁は、2003年3月に創設された国土安全保障省（Department of Homeland Security）の内局となり、権限が縮小された。ここでは、防災まちづくり支援策として、国土安全保障省に統合される前に行われたプロジェクトインパクトと、これを一部組み込み行われているシティズンコープスを取り上げる。

1. プロジェクトインパクトについて

プロジェクトインパクト（以下、PIと略す）は、民間セクターと公共セクターが減災活動を目的としたパートナーシップを構築し、この協力関係を基礎として、地域の危険度の評価を行い長期的な減災戦略を立案し、減災活動を地域ぐるみで進める制度である。1997年末、7都市でパイロット事業がスタートされ、2600社を超える民間企業の参加を得て249自治体で実施され、2002年度に制度としては終了した。

(1) 目的

地域社会の安全を高めるため、地域社会が自助で減災対策を進めることが自然であるという考え方に基づき、民間セクターが中心となった共助による減災対策を地域社会レベルで促進することを狙いとして制度が実施された。この制度は、邦緊急事態管理庁の持つ以下のような長期的減災戦略の原則に基づくものであった。

災害予防活動は地域社会レベルで決められるべきであること

民間企業の参加が活発であること

災害予防措置において長期的な取組みや投資が最も重要であること

(2) 支援制度の概要

PIでは、地域社会の中でプロジェクトに貢献する主要な組織の間で協定を結び、パートナーシップを立ち上げた組織を、連邦緊急事態管理庁がプロジェクトインパクトコミュニティ（project impact community、以下、PICと略す）として認定し、シードマネーとしての補助金の提供や研修、ガイドブック発行、リスク評価ソフトの提供などを通じて、PICが進める減災プログラム実行をサポートする仕組みとなっていた。PIの実施にあたっては、以下の支援以外に、連邦緊急事態管理庁の開発した訓練プログラム（Community Emergency Response Team）など、既存プログラムの活用も併せて行われている。

1) PICの認定

事前に地域社会を構成する主要な組織の間で連邦緊急事態管理庁が指定した諸点について協定（Agreement）を結んだパートナー達で作る組織をPICとして認定した。パートナー達と連邦緊急事態管理庁でPIに関する協定を結ぶことを主要なメディアに公開、PICの指定をセレモニーに仕立てて、PI実施のプロセスに組み込んだ。

2) プロジェクトインパクト補助金の提供

連邦の補助金は、減災プロジェクトを実施するPICに対してシードマネーとして提供された。約77%のコミュニティは30万ドルかそれ以下の補助金を受け取り、23%のコミュニティは50万ドルかそれ以上の補助金を受け取った。補助金を受け取らず、PICの認定を受けただけのコミュニティも、13自治体ある。なお、連邦

補助金は当初、連邦緊急事態管理庁から直接コミュニティに支出されていたが、州政府からの異議申し立てがあったため、後に州政府が個別にPICを募り、州政府を経由して補助金が支出される方向に転換した。

3) プロジェクトインパクトサミットの開催

PIを実施している関係者を集め、全国会議を開催、PI実施にあたっての課題やその対応方向についての共通認識を作るとともに、交流を行なった。

4) ガイドブックの発行

連邦緊急事態管理庁は、パイロット事業の実施を踏まえ、ガイドブック (Project Impact Guidebook) や、プロジェクトインパクトコミュニティ成功の道具箱 (Project Impact Community Tool Kit For Success) を発行し、PIを活用する手引きとした。

5) GISを活用した災害危険度評価プログラム (HAZUS - MH) の開発と提供

連邦緊急事態管理庁減災部は、洪水、ハリケーン、地震によって生じる危険度・経済的損失などを評価するソフトウェア (災害危険度評価プログラム: HAZUS - MH) を開発、連邦緊急事態管理庁販売センターから、無料で配布、提供している。また、このソフトウェア活用のための、トレーニングコース (HAZUS training course) も提供している。

6) 全国ビジネスパートナー

全国レベルで減災対策を支援する企業を募り、寄付等の資金支援や、支社等を通じて、PICに参加するよう働きかけるなど、全国のコミュニティにおけるPI遂行の支援が行われた。

このような支援などを通じて、どの地域においても、PI実行資金の過半が民間セクターの寄付によって担われることとなった。

(3) PIの成果

プロジェクトインパクトの成果は、2000年の減災法 (Disaster Mitigation Act of 2000) の成立として結実した。この法律は、全米の地方自治体に減災計画の策定を義務づけるものである。減災計画が策定されていない場合は、地方自治体の減災計画立案や州が包括的な減災計画を策定することを支援する減災補助金プログラム (Hazard Mitigation Grant Program) や洪水保険などの提供が行なわれないこととなった。

2. シティズンコープスについて

シティズンコープスは、2002年ブッシュ大統領がアメリカフリーダムコープス(全国的な自警組織) と共に開始した市民自衛プログラムである。このプログラムは、2004年、国家安全保障省内の業務として位置づけられ、地方自治体との調整やテロを中心とする災害への対応を目的として行われている。

(1) 目的

2001年9月11日、初めてアメリカ本土への大規模な攻撃が行なわれた。これを受けて、2002年1月ブッシュ大統領は、アメリカフリーダムコープスを立ち上

げた。この活動をサポートし、実行に移すために、連邦政府が始めたプログラムが、シティズンコープスである。テロ、犯罪、環境衛生、災害などの全ての種類の脅威に対応し、コミュニティの安全を守り災害への対応力をつけるために、教育、訓練、ボランティアを行なうことで、個人の力を地域の安全確保に役立てるプログラムを実施している。

(2) 支援制度の概要

シティズンコープスを運営するため、連邦、州、地方レベルにシティズンコープス評議会を設置され、全国レベルの様々なボランティア組織 (Ameri Corps、Peace Corps Senior Corps など) と協力しつつ運動が進められている。地域のシティズンコープス評議会が中心となって、各地域でコミュニティの安全を高める教育・訓練プログラムの実施を推進している。これらのプログラムは、CERTなど様々な連邦部局が有する既存の教育・訓練プログラムを活用している。

(3) P I とシティズンコープスの比較

1) P I とシティズンコープスの類似点

- ・両制度とも、コミュニティ全体のための戦略的な活動を展開するコミュニティの組織をつくり、地域コミュニティに基礎を置いたパートナーシップを発展させることに焦点をあてている。
- ・両制度とも、連邦レベルの様々なプログラム (CERT など) のボランティアプログラムを活用し、コミュニティや家族の安全を高めるための公共教育、訓練、ボランティアの機会の提供など、様々なプログラムを実行している。
- ・両制度とも、公衆の関心を引き覚ますため、イベント、プロジェクトの実施に焦点をあてている。

2) P I とシティズンコープスの相違点

- ・プロジェクトインパクトの使命は長期的な減災であることに対して、シティズンコープスの使命はテロ対応への備えに焦点があたっている。
- ・プロジェクトインパクトの目標は、災害対応力のあるコミュニティをかたちづくることにあることに対して、シティズンコープスの目標はテロ等災害への初期対応力を付けるため、コミュニティにおいてボランティアを準備することにある。
- ・プロジェクトインパクトは自然災害、人為的災害に対する危険度評価と減災計画を含むが、シティズンコープスでは、その観点は組み込まれていない。

防災まちづくり事例の整理と属性分類

はじめに

防災まちづくりを広めていくための支援策を検討するため、NPO等において行われている防災まちづくり活動の実態把握が重要である。このため、モデル地区の追加設定を行うとともに、文献等により先進的な取り組みを行っている事例の把握に努め、どのようなタイプの防災まちづくりが行われているか、その全体像の把握を行うものとする。具体的には、幅広に事例を収集し、防災まちづくり事例の整理・分類を行うものとする。

1. 本検討で取り上げる防災まちづくり

平成15年度に、中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」において、「可能な限り平時の社会システムの一部として、防災を定着させていくことが、社会の防災力を高める上で重要」という観点が強調され、平素からの市民の活動や企業活動の中に災害に備えるという意識が根付くような社会の仕組みや地域での取り組みをどのように構築し支援するか、支援方向の検討が行われた。

この検討成果を踏まえ、住民やNPOなどの自発的な発意と協力によって平素から進められている防災関連の活動を「防災まちづくり」と捉え、「防災」が主目的である活動だけでなく、「防災」が目的の一つともなる幅広い活動を行っている組織の活動状況について実態把握を行うため、以下のような防災まちづくり事例を整理、分類する。

前年度検討の中で取り上げられたモデル6地区(名古屋地区、早稲田商店街、平塚防災まちづくりの会、大丸有地区、目白まちづくり倶楽部、多摩田園都市)

今年度新たに取り上げるモデル8地区(NPO法人都市防災研究会、NPO法人日本公開庭園機構、NPO法人豊前の国建設倶楽部、NPO法人フュージョン長池、市民防災まちづくり学校、有珠山噴火・避難者支援の会、大水崎自主防災会、大岩二丁目自主防災会)

文献等により先進的防災まちづくりを行っていることを把握した地区

なお、行政が主体的に行っている取り組みであっても、それが住民やNPOなどの自発的な発意と協力を育むものであって、支援制度の参考になるものについては取り上げるものとする。

2. 防災まちづくりの分類

防災まちづくりについては、大きく4つの軸を作り、防災まちづくりのあり方を分類する。

1) 地域特性別の分類

過疎地域から大丸有地区のような業務集積地区まで全国には様々な市街地がある。当然、市街地の特性に応じて、防災まちづくりの課題が変わることから市街地の特性に応じた分類を行う。

また、市街地の特性の違いを明確に示すため、大都市圏と地方都市圏を分けて整理する。

表1 市街地特性による分類

市街地の分類	大都市圏 注1)	地方都市圏 注2)
都市より広域的な地域	NPO 法人都市防災研究、NPO 法人東京いのちのポータルサイト、帰宅難民の会、NPO 法人ユニバーサルデザイン・ステップ、横浜市建築士会	NPO 法人豊前の国建設倶楽部、災害ボランティアコーディネータ西部連絡会、NPO 法人ながおか生活情報交流ネット、静岡県建築士会
	NPO 法人日本防災士機構（全国的な拡がり）	
業務系市街地	東京駅周辺防災隣組(千代田区)、旧居留地連絡協議会防災委員会(神戸市)	なし
商業系・商住複合市街地	早稲田商店街(新宿区)、目白まちづくり倶楽部(豊島区)、戸越1・2丁目地区まちづくり懇談会(品川区)、ぼうけん会(北区)、清水安全・安心まちづくり実行委員会(京都市)、春日住民福祉協議会(京都市)	高知 NPO(高知県奈半利町)
住宅系市街地	目白まちづくり倶楽部(豊島区)、平塚防災まちづくりの会(平塚市)、江東区の水辺に親しむ会(江東区)、練馬区防災住民組織心のあかりを灯す会(練馬区)、一寺言問を防災のまちにする会(墨田区)、大和地区「防災を考えるつどい」(愛知県西枇杷島町)、市民防災まちづくり学校(国分寺市)、防災ピクト研究会(京都市)	大水崎自主防災会(和歌山県串本町)、大岩二丁目自主防災会(静岡県静岡市)、八代環境パトロール隊(熊本県八代市)、有珠山噴火・避難者支援の会(北海道伊達市)、安全・安心まちづくりポニター(愛知県春日井市)、桜島友の会(鹿児島市)、水害語りべ教室(岩手県北上市)、NPO 法人防災ネットワークうべ(山口県宇部市)
		多摩田園都市防災まちづくり協議会(横浜市等)、NPO 法人フュージョン長池(多摩市)、北須磨団地自治会(神戸市)

注1)政令指定都市以上の都市及び、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備区域

注2)上記以外の地方都市

2) 主体による分類

防災まちづくりの支援対象となる活動主体によっては、支援方策が異なることから、防災まちづくりの主体のパターン分けを行なう。

地域防災計画などに基づく住民防災組織、商工会議所、学校などの公益的組織など、既存の組織をベースに活動している主体と、NPO法人等、地域住民でなくても参加可能な任意団体などの主体とに分類する。また、大丸有地区のように、企業が防災まちづくりを担うケースが出てきていることに鑑み、NPO法人や任意団体については、企業系と住民系に分類する。

表2 主体の特徴による分類

防災まちづくり主体の分類		組織の例
NPO、 任意団体	企業系	企業町内会 など
	住民系	まちづくりNPO など
既往の 地域組織	商工系	商店街振興組合など
	住民防災組織	自主防災会、自治会など (自主防災組織が連合するケースも含む)
	その他(消防署、 学校等)	小中学校、高校、大学等、公益組織(専門家組織も含む)

3) 想定する災害による分類

防災まちづくりの支援内容の検討においては、想定する災害によって対策が異なり、それに対応する支援方策も異なることから、災害によるパターン分けを行なう。

地震対策(建物倒壊・耐震化対策、住民対応力の強化、帰宅困難者対策、津波対策)、火山対策(避難対策、住民対応力の強化)、水害対策(住民対応力の強化)に分類する。

表3 想定する災害の特徴による分類

想定する災害の分類	防災まちづくりの例
地震対策	建物倒壊・不燃化対策(市街地整備など)
	住民対応力の強化(啓発活動、情報共有など)
	帰宅困難者対策
	津波対策(避難路整備など)
火山対策	避難対策
	住民対応力の強化(啓発活動、情報共有など)
水害対策	住民対応力の強化(啓発活動、情報共有など)

4) 防災まちづくりの内容による分類

防災情報提供、資格認定、防災技術の啓発を行うなど地域に限定されない都市を超えた広域的防災まちづくり活動と、地区の危険度把握、防災施設の設置・維持管理など地域に限定した防災まちづくり活動とに分類する。

表4 防災まちづくりの内容による分類

防災まちづくり活動の分類		防災まちづくり活動の例
都市を超えた 広域的防災ま ちづくり活動	防災情報・技術の普及・啓発	シンポジウム、講習会、防災関連技術の展示 等
	防災情報の共有・発信	ポータルサイトの構築、BLOG による情報共有、 情報リンク集の運営 等
	防災ボランティアのネット ワーク化、リーダー育成	防災まちづくりリーダーやコーディネータ育 成、ボランティア団体、企業とのネットワークづくり
	過疎地域での広域連携によ る災害時要援護者の支援	行政域を超えた合同訓練、過疎地高齢者の避難 訓練
	専門家ネットワークによる 技術支援	専門家による技術支援（耐震診断研修、相談、 診断ソフトの提供 等）
地区～都市レ ベルでの防災 まちづくり活 動	地区の現状（危険度）把握	地域危険度を把握する調査の実施（街歩き、図 上訓練、危険場所を示す地図の作成 など）
	地区防災計画の検討・策定	地区防災計画の検討・策定
	防災施設の設置・維持管理	防災機能を持つ施設の設置（路地尊、安全緑地、 避難路 など）
	子供の教育・啓発活動	防災教育（防災キャンプ、総合学習の活用、絵 本、防災カルタ作成 など）
	災害時要援護者の支援	地域の見守り活動（お年寄りのお宅訪問、見守 り など）
	人材の育成	防災まちづくりリーダーやコーディネータの育 成（研修会、講習会など）
	防災をテーマに取込んだ地 域活性化	震災疎開パッケージ、防災グッズや防災技術の 啓発 など
	帰宅困難者支援対策	帰宅困難者避難訓練、市民救命士の養成 など
防犯活動	防犯パトロール など	

<参考表:防災まちづくり事例一覧>

地域特性	大都市圏					地方都市圏				
	地域特性	業務系市街地	商業系・商住複合市街地	住宅系市街地、その他		業務系市街地	商業系・商住複合市街地	住宅系市街地、その他		
				既成市街地	新市街地(ニュータウン等)			既成市街地	新市街地(ニュータウン等)	
地区～都市レベルの防災まちづくり活動	NPO, 任意団体	企業系	東京駅周辺防災隣組 ・帰宅困難対策等の実施 旧居留地連絡協議会防災委員会(神戸市) ・市民救命士の養成, 帰宅困難者対策等の実施 名古屋駅地区防災まちづくりに関する検討委員会(名古屋市) ・帰宅困難者対策の検討			多摩田園都市防災まちづくり協議会(横浜市等) ・FMによる防災情報発信, サロンの設置 等				
		住民系		目白まちづくり倶楽部 ・まち歩き、危険度調査イベント開催 等 戸越1・2丁目地区まちづくり懇談会(品川区) ・密集住宅市街地整備促進事業によるまちづくり ぼうけん会(北区) ・防災生活圏促進事業の計画策定主体として、防災計画策定等実施	NPO法人日本公開庭園機構(国立市等) ・安全緑地見本園の整備, 講演会 等 さんし会(杉並区) ・防災施設点検、地区計画事業用地委託管理 等 ひらつか防災まちづくりの会(平塚市) ・耐震補強リフォーム事業、ミニ集会、まちあるき 等 NPO法人江東区水辺に親しむ会 ・水辺資源再生と景観づくり啓発イベント等実施	NPO法人フュージョン長池(多摩市) ・公園委託管理、地域新聞発行等		高知NPO(奈半利町) ・町、商工会等と協力し講演会、図上訓練を実施	有珠山噴火・避難者支援の会(豊浦町) ・避難者名簿作成、ふれあい交流学習 等 安全・安心まちづくりポーター(春日井市) ・地域の安全リターン育成, くらがり診断 など 桜島友の会 ・講演会, 体験セミナー、総合学習などを通じ啓発	
	既往の地域組織	商工系		早稲田商店街 ・震災疎開バックアップ, 防災キャンプ、震災グッズ販売等						
		住民防災組織		清水安全・安心まちづくり実行委員会(京都市) ・立命館大の協力で、自主防災会等をネットワーク化、ワークショップ等から、防災公を実現, 地図作り等実施	練馬区防災住民組織心のあかりを灯す会(練馬区) ・イベント開催, 児童・生徒防災教室 等 一寺言問を防災のまちにする会 ・路地尊の設置、リサイクル広場「会古路地」整備等 大和地区「防災を考えるつどい」(西枇杷島町) ・地区防災マップづくり	北須磨団地自治会(神戸市) ・防災・福祉コミュニティの結成と活動, 安全マップの作成 等		防災計画策定委員会(高山市) ・防災計画策定、目視活動を実施, 防災リーダーの育成や女性自衛消防隊の結成 等	大水崎自主防災会(串本町) ・津波からの避難路整備と管理 大岩二丁目自主防災会 ・災害時要援護者支援の計画, 相談, ボランティア活動組織との連携 等 八代環境パトロール隊 ・巡回活動、お年寄りお宅訪問活動 等	
		その他(消防署、学校等)		春日住民福祉協議会(京都市) ・福祉防災地図作成を通じて平常時の福祉活動と防災活動を一体的に実施	市民防災まちづくり学校(国分寺市) ・防災講習会を実施、防災推進員を育成 防災ピクトグラ研究会(京都大学) ・地震災害啓発のための絵本作成 等				水害語りべ教室(北上川学習交流館, 北上市) ・ボランティアガイド育成体験紙芝居 NPO法人防災ネットワークうべ(宇部市、山口大学) ・災害ボランティアコーディネーター育成, 研修・啓発事業等	
	都市を超えた広域的防災まちづくり活動	NPO, 任意団体	都市防災研究会 ・講習会, イベント開催、防災関連技術の展示 等 東京いのちのポータルサイト ・防災に関するシンポジウム、防災情報システム普及啓発、ポータルサイトの構築、防災関連調査研究 帰宅難民の会 ・全国啓発活動の展開、提言活動 NPO法人ユニバーサルデザイン・ステップ ・防災調査、総合的学習や講座の実施、災害ボランティア活動の実施 NPO法人日本防災士機構 ・応急対応の防災士の研修、認定				NPO法人豊前の国建設倶楽部(中津市) ・県境、行政区域を超えた消防団との合同訓練、過疎地高齢者の避難訓練 等 災害ボランティアコーディネータ西部連絡会(静岡県) ・ボランティアセミナーなどを通じて、ボランティア団体、企業とのネットワークを構築 NPO法人ながおか生活情報交流ネット ・BLOGによる広域都市圏の情報共有、地震関連情報リンク集等の運営、チャリティーイベントの開催 等			
既存地域組織		横浜市建築士会 ・耐震診断研修、耐震診断相談・派遣				静岡県建築士会 ・耐震診断研修、精密診断ソフト、耐震補強図面集、専門家診断エクセル診断ソフト等の提供				

注1) 地震対策、水害対策、火山対策、その他 注2) 太文字はモデルとして今年新たに取り上げる事例

3 . 地域特性と主体分類から見た防災まちづくりの特徴

1) 大都市圏

業務系市街地

特に業務集積の大きな地区において、地区内の企業が連携して、帰宅困難者対策を進める動きが始まっている。

(東京駅周辺防災隣組(千代田区)、旧居留地連絡協議会防災委員会(神戸市)、名古屋駅地区防災まちづくりに関する検討委員会(名古屋市))

商業系・複合系市街地

木造密集市街地等の防災上市街地環境の改善が必要である地区では、商店街、町内会、専門家、大学などが協力し、ハード的な防災まちづくりが進められてきた。

(目白まちづくり倶楽部(豊島区)、戸越1・2丁目地区まちづくり懇談会(品川区)、ぼうけん会(北区))

商店街を中心として、防災をテーマに地域活性化を目指す新しい動きも見られる。(早稲田商店街(新宿区))

住民とNPOが連携することで、モデル性の高い防災まちづくり(安全緑地の創出、耐震モデル住宅建設、など)の実践が始まっている。

(NPO法人日本公開庭園機構(国立市)、ひらつか防災まちづくりの会(平塚市))

住宅系市街地

住民とNPOが連携することで、モデル性の高い防災まちづくり(安全緑地の創出、耐震モデル住宅建設、など)の実践が始まっている。

(NPO法人日本公開庭園機構(国立市)、ひらつか防災まちづくりの会(平塚市))

コミュニティビジネスを実践し自立した活動を目指すNPOが増えており、活動の一部に防災の要素が自然に組み込まれるまちづくり活動が始まっている。

(NPO法人フュージョン長池(多摩市))

一方で、下町など、地域コミュニティが機能している既成市街地では、PTAや老人会と連携して、防災教育への取組みなど、地域の安全を守ろうという活動が見られる。

(練馬区防災住民組織心のあかりを灯す会(練馬区)、北須磨団地自治会(神戸市))

2) 地方都市圏

業務系市街地

防災まちづくりの事例は見当たっていない。

商業系・商住複合系市街地

NPOと協力して、防災まちづくり活動を進める地区が見られた。

(高知NPO(奈半利町))

住宅系市街地

自主防災組織の活動が活発な地区が多く見られる。津波からの避難路を住民が自ら作った自主防災会や日常のボランティア活動と、防災活動を連携させた自主防災会など、ユニークな試みを行う自主防災組織が見られる。

(大水崎自主防災会(串本町)、大岩二丁目自主防災会(静岡市))

また、高齢化が進みつつある中で、災害時要援護者への支援を視野にいれ、広域都市圏内での地域間の支援や、情報共有を行う取り組みは過疎地域における防災まちづくり活動として、注目すべき取り組みと考えられる。

(NPO法人豊前の国建設倶楽部、NPO法人ながおか生活情報交流ネット)

モデル地区の概要

1. 防災まちづくり事例一覧（新規追加分）

活動主体	対象地域	活動概要
NPO法人 都市防災 研究会	横浜市を 中心	「防災と福祉のまちづくり」を中心に活動。在宅要援護者救護のノウハウをまとめた「防災福祉マニュアル」の作成や「防災と福祉のつどい」、「親子防災デイキャンプ」などを開催。
大水崎 自主防災組織	和歌山県串本 町大水崎地区	津波からの避難路確保のため、平成11年に自主防災組織がまくら木等を利用して手作りの避難路を一部作成し、その後、町が残り部分を整備。
市民防災 まちづくり 学校 (国分寺市)	国分寺市	国分寺市が防災やまちづくりに関する情報を提供し、地域での防災活動のリーダーを育成するため、開設。受講生は700人以上に。学校の修了者のほとんどは、自ら申し出て市民防災推進委員となり、日々地域の防災活動を実践。
NPO法人日本 公開庭園機構	国立市等	個人や団体が所有する庭園や緑地を、所有者主催で1年のうち数日間公開日を定めて、市民に対してチャリティで公開してもらおう公開庭園制度を推進しているNPO。国立市等との協働作業により民地を活用し安全緑地を創出する事業を推進。
特定非営利活 動法人NPO・FU SION長池	多摩市 (多摩ニュー タウン)	多摩ニュータウン南西部の長池公園を中心に、地域活性化支援、住宅管理支援、住まい作り支援、高度情報化支援、地域広報支援などに取り組んでいるNPO。八王子市より委託を受け、八王子市長池公園自然館の管理運営も実施。
有珠山噴火・避 難者支援の会	北海道 伊達市	有珠山の噴火を受けて、大量の避難者が発生し、学校が避難者を受け入れることとなった。学校内部の運営を支援する目的で活動を行い、避難者名簿の作成から、共同学習の実施など、様々な活動を行った。
大岩二丁目自 主防災会	静岡県 静岡市	東海地震が切迫する状況の中で、自主防災会が中心となった、平常時のボランティア活動と発災時の役割と重ねる、ユニークな防災まちづくり活動を実施。
NPO法人豊前の 国建設倶楽部	大分県 中津市	過疎地域の町村における発災に備えて、行政域を超えて連携した災害時要援護者支援訓練等を実施、災害ボランティアのネットワーク化を進めている。

2. 個別事例の概要

事例1：特定非営利活動法人 都市防災研究会

活動対象	市民の防災意識を高め、防災に関する知識の普及・啓発を目指し神奈川県を中心に活動が進められている。
事例研究の視点	様々な専門家や企業をネットワークし、防災まちづくり活動を行っているNPOであり、全国的な組織としての展開も始まっている、インタメディアリーの要素を持つNPOとして注目される。
経緯	都市防災研究会は、元関東学院大学学長故藤本一郎氏が構想した横浜防災都市懇話会を発展的に継承し、1997(平成9)年、設立された研究会である。 防災の専門家や意識の高い企業を中心に、書籍の出版や、講習会の開催など主に防災意識の普及啓発や、防災技術の発信などを行っている。2002年横浜市市民活動共同オフィスへの入居を経て、2004年NPO法人化した。また、併せて、神戸支部が開設された。
活動体制	代表理事脇口育雄氏を中心に、10名の理事、29名の幹事(内、法人会員1社)の体制で運営を行っている。 会員数は、247名で、神奈川県西部に集中している。
取り組みの概要	活動は大きく分けて、イベント関連、研究活動、出版の3本柱で行われている。平成14~15年度の活動では以下のような取り組みがなされた。 イベント関連 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災と福祉のまちづくりセミナー 横浜市と協力し、地域防災拠点をどう運営するか、三日間に渡る講習会を開催。 ・ 関東大地震80周年記念パネルディスカッション 関東大震災から80年経過したことを踏まえ、中田横浜市長の基調講演とパネルディスカッションを実施。 ・ 防災・防犯・福祉のまちづくりフォーラム 神奈川県内における自主防災組織のリーダーを集め、防災・防犯・福祉をテーマにパネルディスカッションを実施。 ・ サバイバルウォーク 三宅島支援を目的に神奈川歩け歩け協会などと協力し、サバイバルウォークを実施。 ・ 2002年親子防災ディキャンプ 関東学院大学のキャンパスを借りて、親子でサバイバル体験を行うイベントを開催。(次ページ参照) 研究発表 地域安全学会等、研究会などでの研究発表を行っている。 出版活動 活動記録集に加えて、『防災福祉マニュアル』や、『地震災害を軽減する』、

『どうする!! 地域防災』などを出版している。

2002年親子防災ディキャンプの案内

2002年 親子防災ディキャンプ
三宅島支援

日時	9月4日 AM10:00より	夏休みの宿題にもなるよ! ●参加費無料 ☆競技に参加希望の方は、お早目にご登録ください!
所	関東学院大学 金沢文庫(後援校)キャンパス	

企画

- ミニサバイバルウォーク (参加者は9時に金沢文庫駅集合)
- 数階層によるオープニング演劇
- 防災競技大会 (表彰式あり)
- サバイバルクイズゲーム
- トリアージ訓練&応急手当講座 救出し等。

その他にも楽しく防災を学べる催しがたくさんあります。

●防災競技では、小学生、中学生、高校生、大学生、社会人、高齢者、お身体の不自由な方、外国籍の方を含めたチーム編成による競技大会やゲームを行いますのでなだでもご参加いただけます。(申し込み者は制限があります)

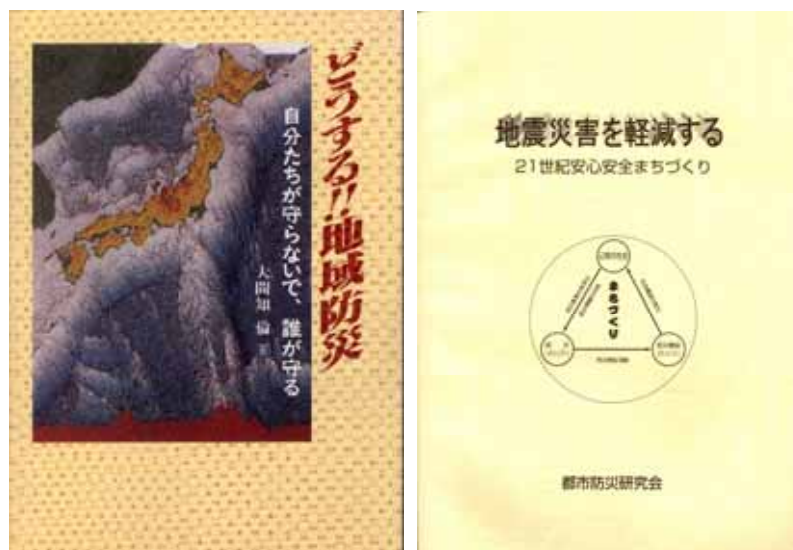
NTTの1171が車まで来てくれるよ!
お楽しみ会もたくさんあるよ!
託児も好評 (託児バス席にのみ)

参加お問い合わせ **045-844-2885** ママも参加してね!

主催 都市防災研究会 共催 関東学院大学 災害救援ボランティア推進委員会
後援 神奈川県 金沢区 京浜急行電鉄 金沢消防署 金沢区町内会連合会

参加協力機関: Emilia NTT NTTドコモ オールラウンド 東京都福祉福祉工場 神奈川県災害救援ボランティア推進委員会 神奈川県福祉事業協会 神奈川県防災安全企業組合 神奈川県災害ボランティアネットワーク 川崎災害ボランティアネットワーク会館 コープ神奈川 国土交通省関東地方整備局横浜河運工事事務所 JAグループ神奈川 フェスティビー 市民防災連絡協議会 総合サービス 相模防災 第三管区海上保安本部 東京ガス 都市環境協議会 日本ガラスフィルム工事事業協会 日本損害保険協会横浜支部 日本ボーイスカウト神奈川県 三宅島社会福祉協議会 横浜社会福祉協議会 横浜市身体障害者団体連合会 横浜YMCA リフォームショップ和光 神奈川県防災消防協議会 神奈川県国際交流協会 横浜消防訓練センター

都市防災研究会で出版した書籍



ニュースレターの発行

- ・会員向けにニュースレターの発行を行っている。

事例 2：大水崎自主防災組織（和歌山県串本町）

<p>活動対象</p>	<p>和歌山県串本町は、本州の紀伊半島の最南端の潮岬にある町で、風光明媚な町である。</p> <p>三方向を海に囲まれ、津波被害を受けやすいところから、避難路整備の取り組みが始まった。</p>	 <p>大水崎地区の位置（画面左の海岸部）</p>
<p>視点</p>	<p>奥尻島町長の講演をきっかけに危機感を持った住民が、自ら避難路を整備、自主的な防災まちづくりへと展開していった注目すべき事例である。</p>	
<p>経緯</p>	<p>潮岬が太平洋に突出し、紀伊半島と低い砂丘で結ばれた地域に町の中心があり、三方を海に囲まれた上、海岸の狭い崖下の土地を埋め立て、街を造成している。その埋立地にあるのが、大水崎地区である。1993（平成5年）7月、北海道南西沖地震が発生し、奥尻島をはじめ渡島半島各地が津波に襲われ大被害を受けた。同島と似たような地形からこの災害を人ごとではないと思った町民は多く、串本町青年会議所が奥尻町長の被災報告講演会を翌年12月に開催した。この講演を聴き、住民は大きな危機感を持った。土地のほとんどが海拔3メートル以下で津波の被害をまともに受ける危険があるにもかかわらず、短期間で高台に避難できる通路がなかったからである。このような経緯から、住民の発意により、避難路が作られることになった。</p>	
<p>取り組み概要</p>	<p>津波避難マップの作成</p> <p>大水崎地区の地区組織「大水崎区」では講演会后、「津波避難マップ」作成に取り組んだ。その結果、避難指定場所の総合運動公園まで遠いこと、道はないが、近くて避難可能な高台まで歩いて行けそうな場所には湿地帯があること、そこに行くまで交差点も踏切もなく、交通規制がない限り危険なことなどがわかった。そこで大水崎区では、串本町役場へ「避難路整備」を求めて要望に行った。町としては要望箇所が線路沿いで踏み切りもないのでJRと折衝したが、承諾を得られず、避難路整備の要望は踏切がないのではと、安全面の点から認められなかった。</p>  <p>避難路を検討する住民</p>	

避難路の建設

このため、大水崎区自主防災会では、自分たちの力で避難路を造ろうと、「避難路整備推進委員会」をつくり、地区の住民たちの理解を得て、地区防災計画の方針をまとめ、自主建設を行うととし、区の予算から設計費を支出して避難路工事に着手した。

工事は住民の手弁当で行った。仕事の合間に作業をするため、日曜日など休日に作業を行ったが、2000年9月に工事に着手して10か月で完成させることができた。湿地帯の軟弱地盤のところにはJR串本駅からもらった不用の枕木を敷くなど工夫し、海拔10メートルの高台まで避難できる道を完成させた。問題の踏切の個所は、工事中JRの時刻表を見ながら線路に見張り番をつけて作業を行い、列車が通る10分前には作業を中止するという安全対策をしながら進めた。



地に板を敷き高台にはしごを架けた避難路

運動公園までの道を町が整備

避難路が完成した年の10月、住民たちのこの熱意と実行力が、報告を受けた田嶋勝正町長（98年10月～）の心を動かした。5年半前、奥尻町長を講演会に呼んだ青年会議所の当時の理事長が田嶋町長であった。また、国の地震調査研究推進本部が、前月、今後30年以内に南海地震が発生する確率を40%、東南海地震は50%と評価し、国・県を挙げて両地震の対策に着手し始めたことも町を後押しした。

町では住民たちが完成させた高台からさらに上の、海拔37メートルの地点にある指定避難場所の総合運動公園に通ずる避難路を建設することにし、翌02年7月工事に着手、運動公園まで約5分で避難できるようにした。昨年度には夜間でも避難しやすいように足元を照らす蓄電式の非常灯も設置した。



完成した避難路、右下が住民の手作り部分


避難路の安全管理

避難路の完成後、避難路を近道に使い住民が線路を横切って、列車を緊急停車させたことが2、3回あったという。そこで、あくまでも津波発生時や訓練時以外は使用しな

いようと、入口に頑丈な扉をつけ、入口広場に「災害時の避難路です」と大きな看板を立て注意を呼びかけている。避難路の整備の中心となった推進委員会は、その後も避難路の草刈りや点検など維持管理を行っており、改めて組織化していないが、大水崎自主防災組織として活動を続けている。

また、この活動に刺激され、串本町内に7つの「自主防災会」が誕生している。

事例3：市民防災まちづくり学校（国分寺市）

<p>活動対象</p>	<p>国分寺市は、面積約11.48km²、人口約11万人、東京都西部の多摩地域にある住宅都市であり、市民防災まちづくり学校は、国分寺市民を対象に活動を行っている。</p>	 <p>国分寺市の範囲</p>
<p>事例研究の視点</p>	<p>防災まちづくり教育を行ってきた先駆的な地方自治体であり、地域における防災まちづくり活動の支援のあり方に示唆を与える事例である。</p>	
<p>経緯</p>	<p>1978（昭和53）年、国分寺市災害危険災害区域図を全戸配布、同時に、防災学校を開設。年間10回程度の講座や行事を実施。1980（昭和55）年講座を受講した市民を防災の担い手の位置づける「国分寺市民防災推進委員制度」を創設。以降、講義の内容を開発指導や地区計画制度などまちづくりに関わるものに、広げつつ、制度を継続的に実施。</p> <p>1991（平成3）年には、住民との共同調査による「防災地区カルテ」を発行。1999（平成11）年に、「市民防災まちづくり学校」と名称を変更し、現在に至る。</p> <p>また、1981（昭和56）年以降、自治会毎に、協定を結んで「防災まちづくり推進地区」を指定し、市と協定を結んでから3年間、防災まちづくりの専門家（コンサルタント）を派遣し、それぞれの地域に合った防災まちづくり活動を進めている。（7地区協定締結済み）</p>	
<p>取組みの概要</p>	<p><u>防災診断地図の作成と提供</u> 地域のかかわる災害危険情報等を国分寺市防災診断地図として配布した上で、住民との共同調査による地区防災診断図を作成。</p> <p><u>市民防災まちづくり学校によるまちづくりリーダーの育成</u> 市民を対象に、講義・講習会を実施、受講生が国分寺市民防災推進委員となり、防災の担い手として活動。これまでに、700名以上が受講。（次ページ参照）</p>	

【平成 15 年度 第 23 回 市民防災まちづくり学校スケジュール】

講座	開講日	学習事項	内 容	
			午 前(9:30~11:50)	午 後(1:00~4:00)
第 1 回	7月5日 (土)	国分寺市の現状と課題		開講式
				国分寺市はどんなまち
第 2 回	7月28日 (月)	都市環境とみどり	国分寺市の“みどり”の現状	市内見学 日立中央研究所、雑木林、屋敷林
			みどりの効果	
第 3 回	8月26日 (火)	都市生活と生活環境	清掃センターの見学	施設見学
			食料とゴミの関係	二ツ塚廃棄物広域処分場
第 4 回	9月13日 (土)	水とくらしと安全	国分寺市の上水道	施設見学
			生活水、都市の水を問う	上・下水道施設、玉川上水
第 5 回	10月18日 (土)	まちづくり、都市づくり	都市計画と国分寺市の都市づくり	市内見学 地区計画、建築協定、宅地開発
			まちづくりの色々	
第 6 回	11月15日 (土)	災害事例と災害危険	過去の災害事例	市内見学
			地震災害から学ぶ	崖地、擁壁、狭隘道路、浸水害
第 7 回	12月13日 (土)	住まいの安全対策	家庭の安全対策	一般住宅を地震破壊から守る
			火災とまちづくり	我が家の防災診断
第 8 回	1月17日 (土)	災害対策の現状	国分寺市の防災都市づくり	市内防災施設見学
			市民防災推進委員会と委員の活動	防災行政無線、防災備蓄倉庫
第 9 回	2月7日 (土)	我が町の現状を知る	防災診断地図づくり(講座)	防災診断地図づくり(作業)
			まちあるき	
第 10 回	2月28日 (土)	生活安全講習	普通救命講習	体験学習(立川防災館)
第 11 回	3月27日 (土)	私にとっての防災、そして、まちづくり		防災まちづくりを語ろう
				閉講式



市民防災まちづくり学校での訓練の様子

地域活動を基礎として防災まちづくりの推進

自治会を基礎とした防災まちづくりの推進に取り組んでおり、
地区単位の防災コミュニティづくり。

市民と行政が協力して地区の防災計画をつくる。

市民の意向と合意を基本とした安全な環境づくり。

災害時における市民の活動体制づくり。

以上の4点を基礎に、防災まちづくりを自治会ベースで進めている。

具体的には、市と協定を結んでから3年間、防災まちづくりの専門家(コンサルタント)を派遣し、以下のような手順で、地区防災計画の策定を行っている。

1年目

- ・防災会議の開催
- ・アンケートの実施
- ・まちの実態調査(まち歩き)
- ・防災診断地図(ハザードマップ)の作成
- ・まちづくりニュースの発行

2年目

- ・アンケートの実施
- ・防災会議の開催

3年目

- ・防災会議の開催
- ・地区防災計画書の作成
(防災計画書作成後、市から防災倉庫や資機材を貸与)

4年目以降

- ・防災まちづくりの実践

戸倉自治会(平成14年協定締結)での炊き出し訓練の様子

- ・農家の協力を得て、近くの農地を一時避難地として借り、訓練を行った。



事例4：特定非営利活動法人 日本公開庭園機構

活動対象	国立市を中心に首都圏でオープンガーデンを実現するための活動を進めている。
事例研究の視点	イギリスのオープンガーデンに学び、安全緑地という切り口で、民有地の緑化、環境整備を支援している。行政と企業、市民を結び、モデル的な事業を展開するなど、ネットワーク型 NPO として注目される。
経緯	<p>特定非営利活動法人日本公開庭園機構は、市民一人ひとりが、自らの庭を公開し、周辺の環境や景観、安全に配慮したまちを作っていくことを目指して、2000年9月に特定非営利活動法人として設立された。</p> <p>ガーデニングを切り口として、一般の人たちが、身近な環境の緑化に関わっていくための取組みとして、講演会や講習会、安全緑地見本園の整備など、多彩な活動を進めている。</p> <div data-bbox="395 801 778 1182" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">日本公開庭園機構が掲げる活動の理念</p>
活動体制	<p>代表理事佐藤哲信氏を中心に、運営を行っている。</p> <p>会員数は、約220名で、庭好きの市民、園芸・植木農家、建築家、造園家、など、首都圏を中心に全国に会員がいる。</p>
取り組みの概要	<p><u>住宅地の庭、道沿いガーデンの推進</u></p> <p>緑化を工夫することで、子供の目から見たまちの安全性を高める工夫を行ったり、モデルとなるガーデニングを評価するなどの調査を通じて、緑化の価値を知ってもらう活動を行っている。</p> <p><u>安全緑地の推進（安全緑地見本園づくり等）</u></p> <p>地方自治体（国立市など）や、公益法人、企業から資金を得て、ガーデニングの見本となる。安全緑地見本園づくりを進めている。</p> <p><u>環境を考えるガーデニング講座などの開催</u></p> <p>地方自治体や企業などからの要請を受けて、オープンガーデンの講習会や小学生への講義などを行っている。</p> <p><u>都市緑化に関するプロジェクトの実施</u></p> <p>様々な企業と協力して、都市緑化に関するプロジェクトを実施しています。</p>

オープンガーデンの開催

イベントとして期日をきって個人の庭を活用した、オープンガーデンを行っている。



国立市の事例（国立市の支援による整備）



成城学園の事例（環境事業団と企業の支援による整備）



講習会の様子

安全緑地の創出に向けての取り組みイメージ



7 みんなで園立の緑を増やしましょう

●都市の緑は、私たち一人ひとりがつくりましょう

私たちが住む都市の緑が少なくなっていますが、都市の緑は、さまざまな機能と役割を担っています。生活の質を向上し、また健康・防災・防犯・防災・防災、防災の確保など私たちの暮らしと健康に貢献しています。

身近な緑を少しずつ増やしていくことで、心豊かなまちづくりが実現します。ぜひ、身近な緑を少しずつ増やしていきましょう。

2 道沿いを生け垣にしましょう

●身近な緑を増やし、心豊かなまちづくりを実現しよう

道沿いの生垣は美しい街並みをつくり、また安全なまちづくりにも貢献しています。生垣を植えることで、歩行者や自転車利用者の安全を確保し、また防犯・防災・防災の確保にも貢献しています。

安全なまちづくりを実現するために、道沿いの生垣を植えることを推進しています。

3 角地や道沿いは探検して見直しをしましょう

●子どもたちのために、みんなで安全緑地をつくりましょう

私たちが住む都市には、安全なまちづくりを実現するために、角地や道沿いの見直しが必要です。安全なまちづくりを実現するために、角地や道沿いの見直しを推進しています。

安全なまちづくりを実現するために、角地や道沿いの見直しを推進しています。

4 平づくりガーデンを楽しむ、道沿いの花と緑を公開しましょう

●あなたの庭づくりアイデアを道行く人に公開しよう

ガーデンがブームになって、庭の楽しみ方が広がっています。日本の庭園や造園は世界でもトップレベルで、その魅力を世界に発信する必要があります。

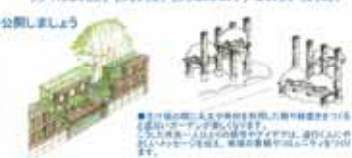
安全なまちづくりを実現するために、庭園や造園の魅力を世界に発信する必要があります。



「国立市・安全緑化見本園」



安全で気持ちいい道沿いガーデンをみんなでつくりましょう。



5 廃材や緑材を上平に利用しましょう

●私たちのまちの大切な資源を再利用しましょう

私たちのまちには、さまざまな資源があります。廃材や緑材は、大切な資源です。廃材や緑材を再利用することで、環境に優しいまちづくりを実現することができます。

安全なまちづくりを実現するために、廃材や緑材の再利用を推進しています。

6 生き物にやさしいエコガーデンをつくりましょう

●何ともないエコガーデンをみんなでつくりましょう

安全なまちづくりを実現するために、生き物にやさしいエコガーデンを推進しています。エコガーデンは、環境に優しいまちづくりを実現するための重要な要素です。

安全なまちづくりを実現するために、エコガーデンの推進を推進しています。

7 道沿いに小さなベンチをつくりましょう

●道行く人にやさしいベンチをつくりましょう

安全なまちづくりを実現するために、道沿いに小さなベンチを推進しています。ベンチは、歩行者や自転車利用者の安全を確保し、また防犯・防災・防災の確保にも貢献しています。

安全なまちづくりを実現するために、ベンチの推進を推進しています。



8 道沿いガーデンから始めるコミュニティの輪

●この花が咲くまで、ご自分だけの花を咲かせよう

安全なまちづくりを実現するために、道沿いガーデンから始めるコミュニティの輪を推進しています。コミュニティの輪は、安全なまちづくりを実現するための重要な要素です。

安全なまちづくりを実現するために、コミュニティの輪の推進を推進しています。

事例5：特定非営利活動法人 NPO・FUSION 長池

活動対象	<p>NPO・FUSION 長池は、多摩ニュータウン南西部の長池公園を中心に、住民の暮らしを様々な角度から支援することを目的に活動を行っている。</p>	 <p style="text-align: center;">南大沢から長池公園を見た風景</p>
視点	<p>地域コミュニティに根ざした NPO として、コミュニティビジネスの展開まで活動が広がった先駆的な NPO である。NPO がコミュニティビジネスに取り組む可能性と課題を把握する上で絶好の事例である。</p>	
経緯	<p>NPO・FUSION 長池は、1995 年の夏休みに「平成狸合戦ぽんぽこ」のアニメを“せせらぎ北”団地の子供達に上映したことをきっかけに、高齢化の進む多摩ニュータウンの今後を話し合う中から始まった。その翌年、近隣の団地・5 団体（現在 6 団体）とともに約 600 世帯の地域に「見附ヶ丘連絡協議会」が結成された。</p> <p>同時期に、旧都市基盤整備の支援を受けて、「FUSION 見附ヶ丘・創刊号」配布（1000 部発行）され、地域雑誌発行から、“自由に自立した人々の楽しい活動”のネットワークが作られた。</p> <p>メーリングリストとホームページを使用して地域のコミュニティの形成を創造する「コミュニティサーバー」というアイデアを得て、1998 年 4 月、地域の電子井戸端会議・ぽんぽこメーリングリストに引き続いて、せいがの森保育園ホームページ「長池わくわく WEB TOWN」が開設され、活動の輪が広がっていった。</p> <p>現在では、暮らしの支援事業を基本におきつつ、下記に示すような多岐に渡る分野で活動を展開している。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	

取
組
み
の
概
要

住まいづくり支援事業（夢見隊）

夢見隊は、多摩ニュータウンに暮らすひとりひとりの「あったらいいなこんな家」という夢の住いづくりを支援する組織である。多摩ニュータウンに暮らし、働く建築・土木・都市計画・造園など、まちづくりに何らかの形で関係のある専門家によって構成され、多摩ニュータウンでコーポラティブ住宅を作るプロジェクトを実施している。



浄瑠璃プロジェクト（敷地面積：1,953.91 m²、14戸の住戸からなる集合住宅建設）

住宅管理支援事業（住見隊）

住見隊は、「窓口管理」業務、「団地会計」業務、そして管理組合や入居者の相談役となる「コンサルタント」業務を行い、団地の管理をサポートし、質の向上を図る組織である。団地管理業務において、ローコストでかつクオリティアップを図ることを目指している。

（業務メニュー）

- ・ 窓口管理と団地会計（くらしの情報を提供する窓口、団地会計業務の支援と請負）
- ・ 住まいを見守るコンサルタント

情報高度化支援事業（高支隊）

高支隊は、地域の住民に対し、高度情報支援を目的とし、活動する組織である。具体的には、東京めたりっく通信(株)の協力を得て最適な高速インターネット接続環境構築し、PCレスキュー隊(ボランティア活動)と高支隊(有償)を組織して、ITの活用をサポートする活動を行っている。

地域活性化支援「地活隊」

長池ぼんぼこ祭りへの協力、スポーツ大会、街並み探検隊、多摩丘陵散歩隊、芸術作

品展、夏休み 40 日学校開放に挑戦等々、地域の顔が見える人間関係の構築を目指して活動をしている。地域の聞き語りを採取したり、地域の話題、サークル紹介、お医者さん、施設紹介、味紀行など、夫々のテーマ担当のコラムマスターを決め、地域情報を発信する活動を行っている。

	赤羽 誠 鉄道模型の運転会を開催しています
	岡村 隆 ぼんぼこウェブマスターです
	小久保佳昭 スポーツ&アウトドア活動を担当しています
	小林美香 音楽など芸術関連を担当しています
	炭谷晃男 多摩ニュータウン学を担当しています
	田中 純 郷土史関連を担当しています
	土生恵子 サークルやお医者さんの紹介を担当しています
	本吉邦俊 食の情報を担当しています
	森川 ぼんぼこ街並み探検を開催しています
	諸橋貞夫 スポーツ&アウトドア活動を担当しています


広報支援事業（夢伝隊・ゆめつたえたい）

1995 年 4 月住都公団創刊の「かわら版」を 1998 年春号より継承発行し、現在では、ぼんぼこ瓦版として 1 万部（季刊）を発行、1998 年 4 月からは「ぼんぼこネット」という「電子井戸端会議（メーリングリスト）」を運営している。さらに 1999 年 4 月からは、「ぼんぼこウェブ」の愛称でホームページも運営して地域活動を応援している。

事例6：有珠山噴火・避難者支援の会（北海道豊浦町）

活動対象	<p>平成 15 (2003) 年 3 月 31 日、北海道胆振管内にある有珠山が噴火した。熱泥流の発生などにより、噴火口となった虻田町から豊浦町に避難者が流れ込み、豊浦小学校は避難者であふれかえることになった。</p> <p>この小学校の運営支援を行ったのが、有珠山噴火・避難者支援の会である。</p>
事例研究の視点	<p>発災時に、防災まちづくりを如何に活かすか、ボランティア活動の可能性と限界や、防災教育の可能性を把握する上で、重要な事例として注目される。</p>
経緯	<p>2003 年 3 月 31 日 有珠山噴火。</p> <p>虻田町からの避難者の受け入れ。</p> <p>学校としての避難者支援対策本部の設置。</p> <p>町の災害対策本部との連絡が十分にとれなかったため、学校長の判断で、避難者支援対策本部を設置し、学校長のリーダーシップの下で、食事の手配、避難者の確認、医療施設の整備、高齢者の世話を、集まってボランティア、教職員を組織化して行った。</p> <p>一週間後 虻田町の 2 小学校の児童 200 人余りの受け入れ 4 ヶ月に渡り、狭い校舎での共同学習が行われた。</p> <p>校長の提案により、ふれあい学習を基調とした『遊合楽習構想』を実施した。気張らず、自然体で楽しく生活をしていくため、『遊合の心』を実践していくことを楽習と考え、避難体験の発表と語り合い、スポーツレク学習などを行った。</p>
活動体制	<p>豊浦小学校校長を中心に、運営を行った。</p> <p>（以下、体制等については、調査中）</p>
取り組みの概要	<p>共同生活の約束づくり</p> <p>避難者の生活基盤を整備するため、世話係を選定し、連絡事項の周知徹底と物資の配達連絡を行った。</p> <p>世話役は、喫煙に関するマナーなど共同生活リードする役割を担った。</p> <p>環境衛生に関わる活動</p> <p>ゴミ処理から着衣の交換、廊下、洗面所、トイレ内部の清掃管理を行った。</p> <p>避難者名簿の作成</p> <p>避難当日の深夜から、問合せが殺到したため、避難者の名簿の作成を行った。</p> <p>共同学習による『ふれあい交流学習』の実践</p> <p>倍に増加した、児童の交流を図るため、『ふれあい交流学習』を実施した。児童の心の学習に成功し、高い評価を得た。</p> <p>災害情報の発信</p> <p>緊急対策が終了した後も、レスキューナウ・ドット・ネットと連携し、様々な災害情報の発信を行っている。</p>

事例7：大岩二丁目自主防災会（静岡県静岡市）

活動対象	<p>静岡県静岡市大岩二丁目は、昭和30年代後半から急速に宅地化が進んだ地域であり、閑静な住宅地となっている。</p> <p>830世帯、558名の防災委員を有する比較的大規模の大きい自主防災組織である。</p>	 <p style="text-align: center;">大岩二丁目の位置</p>
視点	<p>自主防災組織が、自らの創意工夫によって、日常のボランティア活動と、防災活動を連続させる取り組みとして注目すべき事例である。</p>	
経緯	<p>町内の世帯数が多く、災害に強いまちづくりを進めるためにも、協力する精神が重要であり、年間行事をより多く取り入れるなど、コミュニケーションの場を広げていく、取り組みを行っていた。</p> <p>東海地震対策については、自主防災会の結成当初により積極的に取り組んでいたが、阪神・淡路大震災以降、自主防災組織にボランティア組織の要素を加えた独自の組織づくりを進めている。</p>	
取り組みの概要	<p>地域安全の会（自警団）を結成</p> <p>災害時における初期火災の発見、日ごろの盗難防止などを目的に、住民の力で地域を守る『大岩二丁目地域安全の会』を結成し、3グループに分かれて活動を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震対策 市防災課との連携、各種アンケート、調査の実施など ・ 防犯対策 交番との連携、悪質な訪問販売等の情報連絡、自転車盗難防止など ・ 防火対策 消防署との連携、町内巡回、防災週間における広報など 	



自警団の配置図

向こう三軒両隣救護活動の展開

援護を必要とするお年寄りや障害者の方々を近隣で見守り、援助するため、災害時要援護者の避難・救出について、各隣組で相談し、計画している。

自主防災会とボランティア活動を組み合わせた組織づくり

日常ではボランティア活動を通じて、人と人とのつながりを持ち、災害時にはそのまま自主防災会に移行できるよう、組織の班編成を工夫した。



表 自主防災会とボランティア活動の組織の組み合わせ

No.	自主防災会	ボランティア活動	備 考
1	情報班	アマチュア無線の会 バイクの会	アマチュア無線の有資格者 バイク、オートバイなど所有者
2	救出班	こそくり会	大工、左官、電気、木工、塗装など建築関係で組織する。老人宅などの簡単な修理などのボランティア
3	救護班	訪問看護	看護婦、保健婦の有資格者。寝たきり、一人暮らしの老人のお宅を訪問、血圧測定・健康相談をする。
4	医療班	訪問医療	医師の有資格者（内科、外科、整形外科、歯科）
5	輸送班	車で送る会	老人が朝病院などに行く時に車で送るだけのボランティア
6	物資班	福祉会	毎月第3木曜日に一人暮らし老人、80才以上2人暮らし老人に給食宅配サービスのボランティア
7	消火班	温泉の会	偶数月第1日曜日に体の不自由なお年寄りのいるお宅に温泉宅配サービスを行う

訓練の大幅な見直し『見学訓練から体験訓練へ』

参加者全員が訓練体験できるように、町内を9つの班に分けて、班別の防災組織を作り、町内9箇所で開催し、より多くの住民の参加ができるような環境づくりを行った。

事例 8 : NPO 法人豊前の国建設倶楽部

<p>活動対象</p>	<p>大分県と福岡県の県境で活動する地域おこしグループ。 1999年9月、NPO法人格を取得。現在、会員数50名。</p>	 <p style="text-align: center;">山国川流域図</p>
<p>視点</p>	<p>行政界を超えて、地域コミュニティをサポートする新しいタイプのNPOとして、注目すべき事例である。</p>	
<p>経緯</p>	<p>昭和61(1986)年、平松元大分県知事の提唱する「一村一品運動」の一貫である「豊の国づくり塾」に参加したメンバーが中心となって、地域づくりグループ「豊の国中津落ちこぼれ塾」を仲間13人で結成。 その後、大分と福岡の県境を流れる山国川を舞台にした“大綱引き”のイベントを開催することで、「県境を越えた」交流が始まった。また、1995年の阪神淡路大震災では、地域活動で得た経験を生かし、40名で1000人分の炊き出しを行なった。 その結果、防災活動にも携わるようになった。</p>	
<p>取り組みの概要</p>	<p>消防団との合同訓練 日ごろ山国川流域で、行政区域を超えた地域づくりを行なっていることから、各市町村の消防団に呼びかけて、当NPOが訓練企画を行い、消防団の協力を得て、隔年で合同訓練を実施している。 NPOなども一緒に土嚢積みの訓練などを行っている。</p>  <p style="text-align: right;">消防団との土嚢積み訓練の様子</p>	

消防機関到着前訓練

災害時要援護者に対する避難訓練をスーパーなどで実施した。また、高齢者など避難困難な人が多い場所を把握し、地域で共に何ができるかを検討した。

過疎地高齢者の地域避難訓練

日常から、安否確認を近隣で确实の行う、確認訓練や、緊急時の連絡体制を確立するため、親戚や関係者、かかりつけの病院などの連絡体制の確認訓練を行った。



ぽんぽこWEBホームページ
<http://www.pompo.co.or.jp>
 多摩ニュータウン全域が活動範囲です。



八王子市から NPO FUSION 長池に管理委託されている長池ネイチャーセンター



暮らしの支援事業 (パラダイム)



NPO FUSION 長池は八王子市立長池公園の周辺で生まれましたが、多摩ニュータウン地域を活動エリアにする特定非営利活動法人です。生活に関わるいろいろなことに住民参加で取り組んでいる組織で、居住に関する事業は住宅管理支援事業(住見隊)や住宅づくり事業(夢見隊)の他、街づくり支援や環境支援などいろいろな居住支援が含まれます。今後、高齢化や少子化が進んでも地域が元気できるように、地域資産の金融化(ファンド化)や地域の居住資産を活用した生活支援事業にも拡大していきます。みなさんの参加で、多摩ニュータウンを元気にしたいと考えています。



地域貢献型NPOと防災について

- 1、阪神・淡路大震災が「地域活動」を活性化
- 2、八王子市域のガソリンスタンドが灯油にガソリンを混入
- 3、地域酪農家のバルククーラーが故障
- 4、長池ネイチャーセンターが完成目前で焼失
- 5、長池公園での樹木火災を住民が連携して消火
- 6、八王子市・企業(ABIT)・NPOが連携してライブカメラを導入

災害に強いまちづくりに関する調査 報告書（第二分冊）

F E M Aプロジェクトインパクトに係る情報収集及び評価

平成 16 年 3 月

財団法人 都市防災研究所

目次

はじめに	1
1.プロジェクトインパクト制度について	3
1-1.プロジェクトインパクト制度の概要	5
(1)目的	5
(2)制度の概要	6
(3)実施状況	14
1-2.プロジェクトインパクト制度の背景	19
(1)連邦緊急事態管理庁の成立	19
(2)連邦緊急事態管理庁の使命と目標	24
1-3.プロジェクトインパクト制度の実施事例	26
(1)ワシントン州シアトル都市圏	26
(2)オクラホマ州タルサ市	31
(3)フロリダ州ディアフィールドビーチ市	34
(4)サンフランシスコ湾岸地域	40
1-4.プロジェクトインパクト制度の評価と課題	45
(1)プロジェクトインパクト制度の評価	45
(2)わが国に適用する上での課題	48
2.シティズンコープス制度について	51
2-1.シティズンコープス制度の概要	53
(1)目的	53
(2)運用体制	54
(3)プロジェクトインパクトとシティズンコープスの比較	56
2-2.タルサ市に見るシティズンコープス制度の実施事例	58
(1)実施プログラム	58
(2)運営体制	60
参考資料1:2000年減災法:DISASTER MITIGATION ACT OF 2000	61
参考資料2:HAZUS M-H	87

はじめに

アメリカにおいて連邦緊急事態管理庁(FEMA)が、主に1997年末から2001年の、クリントン政権下において進めた減災プログラムである、『プロジェクトインパクト』は、結果的に、2000年の減災法へと結実し、アメリカ全土において地方自治体により減災計画が作られることとなりました。

『プロジェクトインパクト』の特徴は、地域のパートナーシップを構築し、これに基づき長期的な戦略を立案し、減災活動を進めるところにありました。

一方、わが国においては、2003年中央防災会議において「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」が設けられ、減災という観点から、共助に基づく防災まちづくり方策が検討されているところです。

本調査は、以上のような状況を踏まえて、『プロジェクトインパクト』制度が実行されるに至った背景と、実施事例を研究するとともに、減災という観点から、どのような成果と課題が残ったかを把握し、わが国の防災制度において、新たに検討すべき施策を明らかにすることを目的に調査を行ったものです。

また、ブッシュ政権への交代後、2001年の9.11テロ事件を受けて、主にテロ等の災害に対応したボランティアの組織化と訓練を目的に制度化された、『シティズンコープス』プログラムについても、その制度と実施状況について補足的調査を行いました。

調査実施にあたっては、連邦緊急事態管理庁及び、タルサ市、ディアフィールドビーチ市、シアトル市、へのインタビューを行うとともに、東京大学工学部小出治教授からアドバイスをいただきました。

調査に協力いただいた方々に深く感謝いたします。

平成 16 年 3 月

財団法人 都市防災研究所

会長 伊藤滋

1 . プロジェクトインパクト制度について

1-1. プロジェクトインパクト制度の概要

(1) 目的

プロジェクトインパクトは、民間セクターと公共セクターが減災活動を目的としたパートナーシップを構築し、この協力関係を基礎として、地域の危険度の評価を行い長期的な減災戦略を立案し、減災活動を地域ぐるみで進める制度であり、1997年末に連邦緊急事態管理庁(FEMA)がパイロット事業を7都市でスタートさせ、2002年に制度としては終了した連邦減災プログラムである。

すなわち、災害対応力を強化する役割を公的主体に期待するのではなく、民間セクターが中心となった減災への取り組み、言い換えれば自助による防災対策を地域レベルで促進することを狙いとして進められた施策である。

このプロジェクトインパクトは、以下の二つを目的としていた。
地域の危険を踏まえ、地域社会ベースの減災活動を促進すること
減災行動を地域管理まで組織化すること

これらは、連邦緊急事態管理庁の長期的減災戦略に則ったものであった。

プロジェクトインパクトの目的設定は、連邦緊急事態管理庁の持つ、以下のような長期的減災戦略の原則に基づくものであった。

災害予防活動は地域社会レベルで決められるべきであること

民間企業の参加が活発であること

災害予防措置において長期的な取り組みや投資が最も重要であること

このような原則に基づき、プロジェクトインパクトを行うコミュニティ(project impact community、以下、PICと略す)は、人命を守り、資産の損害を減少させ、地域開発を強化し、経済の改善するための、長期的な変化を達成する行動を行うことを求められた。

(2) 制度の概要

プロジェクトインパクトは、プロジェクトに貢献する主要な組織の間で協定を結び、パートナーシップを立ち上げた組織を、連邦緊急事態管理庁がPICとして認定し、シードマネーとしての補助金の提供や研修、ガイドブック発行、リスク評価ソフトの提供などを通じて、PICが進める減災プログラム実行をサポートする仕組みとなっている。

1) PICによるプロジェクトインパクトの実施（地域レベル）

PICの認定

PICに認定されるためには、事前にコミュニティを構成する主要な組織の間で協定を結ぶパートナー達が、主に以下の諸点について協定（アグリーメント）を結ぶことが必要とされる。

減災対策が、安全で経済的に健全なコミュニティの基礎を提供し、災害抵抗があり、災害回復力のあるコミュニティを形づくりに役立つことを認識すること

結ばれる協定の主な目的が、民間企業、ボランティア、公共部門の能力を高め、災害抵抗力の強い持続可能なコミュニティを作るため、プロジェクトインパクトを先導して進める上で必要とされる人々、政策、資源、長期的計画、実行スケジュール、共に働く関係を充実したものにしていくことにあることを認識すること

民間部門、公共部門の活動を拡大し、統合していくために財政的な支援が必要であることを認識すること

行政部局、民間企業、ボランティア組織、職業組織、教育機関やコミュニティ組織間のパートナーシップがこの取組みの成功のために最も重要要素であることを認識すること

行政の危機管理担当部局とパートナー達の承認の下で、災害抵抗力の強い持続可能なコミュニティを作るために共に働くコミュニティのリーダーの自発的な協力関係を機能させるプロジェクトインパクトプログラムを確立することに関係者が同意すること

パートナーの会員資格は開かれていて、将来、新たなパートナーが加わることができるようになっていること

このプログラムに配分される補助金や他の資源を管理するという観点からパートナー達が行政の危機管理担当部局にアドバイスを行うように努めること、そして、会員が更なる目標に向けたビジネスプランの遂行に参加できるようにしていること

他の公共部門や関連するコミュニティ組織との協議、連携の基にあるパートナー達は、行政の危機管理担当部局に要請に応じて、以下の項目に関わるプロジェクトインパクトプログラムに対し、共に相談し、支援を行うこと

- 1) . 災害と危険地域の特定と概要説明
- 2) . 民間及び公共部門の建物、建築設備、公益施設、通信システム、交通システムの危険と脆弱性の評価
- 3) . 想定される損失を減少させ、管理するための計画技術
- 4) . 損失低減プロジェクトや減災プロジェクトを手助けする技術的、財政的支援やインセンティブ
- 5) . プロジェクトインパクトの目標を達成するための代替的手法と取りうる手段を特定し、可能性のあるプロジェクトインパクトの企画の中から任意の手段を選択し、優先順位を付け、求められる自発的な任務について勧告を行うこと

関係者は、達成された改善点を確定し、文書化するため、協定に基づき行われるプログラムを毎年レビューすべきこと、行政の危機管理担当部局は、プロジェクトインパクトプログラムの補助金やビジネスプランの実行の結果、達成されたことを記述する年報を準備するように努めること、パートナー達は必要に応じこの協定やプロジェクトインパクト、他の減災戦略または災害復興戦略の改善を勧告すること

関係者は、パートナー達と対等な関係にたつて、人的、技術的、財政的な資源に責任を持つよう考慮するとともに、この自発的で非拘束的な協定に持ちつき、抜本的な行動を行うよう努めること

以上の内容からも明らかなように、プロジェクトインパクトの制度の根幹は、コミュニティにおけるパートナーシップづくりにあると言って過言ではない。

このため、パートナー達と連邦緊急事態管理庁でプロジェクトインパクトに関する協定を結ぶことを主要なメディアに公開し、PICの指定をセレモニーに仕立てて、PICの指定のプロセスに組み込むことが一般的に行われていた。

プロジェクトインパクトプログラムの基本的構成要素

連邦緊急事態管理庁は、P I Cの減災プログラム実施を支援するためのガイドライン本を作成した。これによると、プロジェクトインパクトプログラムは、4つの基礎的な要素から構成することを推奨している。

- . パートナーシップを作る
- . 危険度を評価する
- . 減災計画を作る
- . P Rなどのコミュニケーション、教育を行う。

. パートナーシップを作る

パートナーとは、プログラムの参加者、寄付者、ボランティアである。具体的には、以下のような行動が挙げられている。

プログラムを支援するコミュニティのCEOと地方自治体の当局者と担当部局を特定する

主要な利害関係者たる人々、組織、企業を特定し、パートナーそしてボランティアとしてそれら個人の参加を募る

未来に向けてコミュニティの安全と経済的安定性を守ることに對して興味を分かち合い、その責務を果たす、地方自治体の当局者、ビジネスの専門家、そのほかの利害関係者からなる、防災力強化地域計画委員会 (Disaster Resistant Community Planning Committee : 以下、D R C P Cと略す) を立ち上げる

幅広い多様なボランティアを募り、様々なレベルの要求と様々なレベルコミットメント (責務) に応える短期、長期のボランティアの仕事を作りだす

災害予防の発意の実現に役立つような防災力強化戦略の概要を示す手順を定める会議を開催する

コミュニティの利害関係者とプロジェクトインパクトの理念を共有するキックオフイベントを開催する

パートナーシップと責務を文書化するため、以下の9点について協定の覚書 (Mitigation of Agreement: 以下、M O Aと略す) を作成する

- 1) . ビジョン又は目標の声明
- 2) . 地域計画と地域開発活動との間に戦略的な関係を作る
- 3) . M O Aに関する規約と、規約を見直す方法
- 4) . 継続的に活動を支えることとなる組織の構造、
公教育、パートナーへの支援、ボランティアの募集、発災時のコミュニティの機能と評価
- 5) . 対応する自然災害の種類の特典、民間及び公共のインフラの危険度の評価、問題解決策の構築、災害への準備策の提案、公共、民間組

織からの技術的、財政的支援の要請、プロジェクトインパクトの成果の文書化や放送の手順など、協定署名者が、互いに相談しておく必要がある、パートナーシップづくりに必要な事項

- 6) . MOAの署名者が毎年レビューすべき、評価事項
- 7) . MOAの継続を前提と協定の更新をどのように決定するか
- 8) . 全ての署名者はどのように人的資源、技術的、経済的支援を提供するか
- 9) . パートナー達の意見を踏まえた戦略的行動計画と、災害対応力強化戦略の概要
MOAを祝い、お披露目する、署名式を計画

. 危険度を評価する

D R C P Cの最初の仕事は、コミュニティの、自然災害に対するリスクを調べ、それらのリスクに対する脆弱性を突き止めることにある。これにより、減対策の優先順位を打ち出す上でのしっかりとした前提条件が明らかになる。

D R C P C 或いはその分科会のメンバーから、専門職、非専門職のボランティアを選び、特定の訓練を行ったり、脆弱性の評価を行う時間を確保する

地域の情報を収集し、最も災害の起きやすい地域を特定したおり、GISを活用し、デジタル情報化された地図の作成を行なう

対象とすべき災害を特定し、立地や建物、公益施設、交通の脆弱性について情報を集め、災害に対する脆弱性を評価する

災害に弱い地域の優先順位をつける

どのような損失が発生しうるか評価する

- 1) . 死傷者
- 2) . 基礎的な公益施設や交通の破壊
- 3) . 配置し直す個人や企業
- 4) . 診療所、コミュニティセンター、そのほか建築物への被害
- 5) . 失われた歳入や失われた個人の賃金

政策決定者に対して、図面等を作成する

基礎報告書と年報 (Annual Progress Report) を提出する

- 1) . 基礎報告書とは、プログラム開始時のコミュニティの状況を文書化したものである、文書提出は、署名式から概ね 60 日で行なう
- 2) . 年報は、以下の諸点の情報について目標に向けての動きを文書化したものである
 - ・ 地域社会の認知と教育キャンペーンの結果
 - ・ 災害を特定した結果

- ・危険度評価活動の結果
- ・パートナーシップを発展させる取組みの状況

・減災戦略を作る

減災とは、災害や災害の影響によって人命や財産に与えられる長期的なリスクを軽減、解消するために行なわれる息の長い行動のことである。

危険度評価の結果、コミュニティにとって最も重大なニーズは何を決める

行動の優先順位を決める、目標毎に行動を表にして、ランク評価（高、中、低）し、行動の優先順位を決める

有する資源の寿命や、コストを考慮し、開発又は建築に関連するどのプロジェクトに取り組むべきか、考える

プロジェクトや行動の実施のために資源を特定する

目標を達成するための12ヶ月か、それ以内のスケジュールを設定する、建物の所有者が、ビルの性能を改善するようなプロジェクトへの投資のインセンティブを供与するしうるか評価する

・PRなどのコミュニケーション、教育を行う

世論の支援を受けることが全てである。それがあればどんなことでも失敗になりえず、それなしには、どんなことでも成功はおぼつかない。

コミュニケーションがうまくとれる委員会にすること、成功の主な要因は、モチベーションとプロフェッショナリズム、一般市民をリードする経験、そして、委員会のメンバーのコミュニケーションプロセスへの理解である

プロジェクトインパクトの声明を、コミュニティのビジョンとして作成し、コミュニティの誇りを生み出す

実行する行動との関係を踏まえ、メディアにアウトリーチするスケジュールを作成する

パートナーまたはスポンサーとして、メディアの支局を取込む

議長事務局を設ける

減災活動のプローション資料を作り、配布する

イベント、教育キャンペーン、月報、ポスターなどを通じて、意識を喚起する

賞賛、表彰、宣伝を通じて、ボランティアやパートナー達に酬いる

対象とする聴衆を絞り込む、コミュニケーション活動は、各々のグループのニーズに応じて行なわれるべきである。例えば、宗教グループ、潜在的リスクにさらされている市民（低所得層、少数民族、高齢者層、障害者）、人種的少数派、英語が話すことのできないコミュニティ、地場

産業、市議、公務員、生徒、など

インターネットとeメールを活用する

- 1) . 最新のイベントから、委員会をサポートするボランティアやメディアのリストを作り、eメールを送る
- 2) . プロジェクトインパクトのウェブサイトを作り、そのホスティングコストを寄付してくれるプロバイダーを見つける
- 3) . ウェブサイトを始めるにあたって、キックオフイベントを告知し、特別に招待する
- 4) . ウェブサイトを使い、会合の期日やイベントを発表する
- 5) . 地域のウェブページの所有者に、プロジェクトインパクトのページのバナー広告を寄付するように依頼する
- 6) . ウェブサイトに、地域は国の重要なウェブアドレスを載せる

プロジェクトインパクト補助金

・補助金の規模

補助金は、減災プロジェクトを実施するコミュニティに対して提供された。約77%のコミュニティは30万ドルかそれ以下の補助金を受け取り、23%のコミュニティは50万ドルかそれ以上の補助金を受け取った。補助金を受け取らず、プロジェクトコミュニティの認定を受けただけのコミュニティも、13自治体ある。

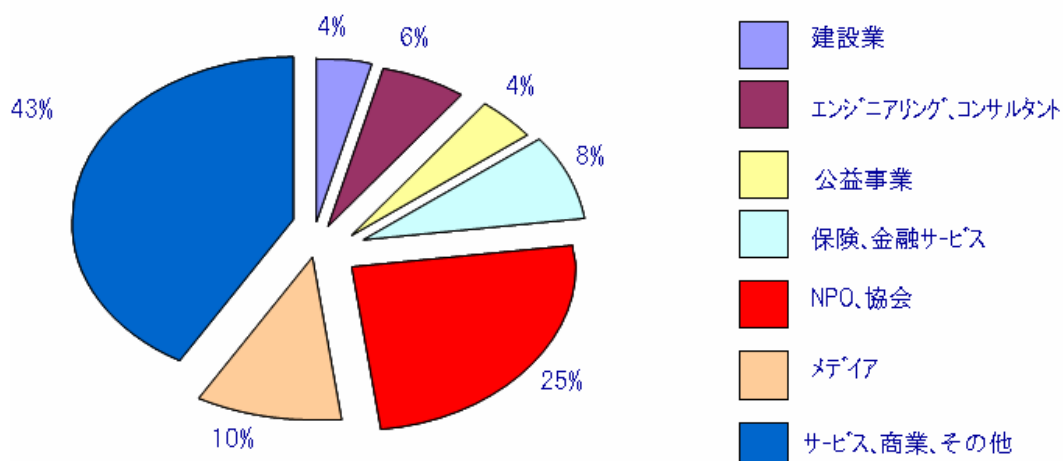
なお、1997年、プロジェクトインパクト制度を開始するにあたっては、パイロット事業として、7つの地方自治体が選定され、そこには、100万ドルの補助金が提供された。

・補助金の提供

プロジェクトインパクト実施事例の項で詳述するが、補助金は、プロジェクトの事業費用の一部に充当され、民間企業からの寄付により多く依存する形でプロジェクトが実施されている。

また、補助金は当初、連邦緊急事態管理庁から直接コミュニティに支出されていたが、州政府からの異議申し立てがあったため、後に州政府が個別にPICを募り、州政府を経由して補助金が支出される方向に転換した。

グラフ 1-1 2000年プロジェクトインパクトにおける地域ビジネスパートナーの業種



2) 連邦レベルでのプロジェクトインパクト支援プログラムの実施

プロジェクトインパクトサミットの開催

プロジェクトインパクトを実施している関係者を集め、全国会議を開催、プロジェクトインパクト実施にあたっての課題やその対応方向についての共通認識を作るとともに、交流を行なった。

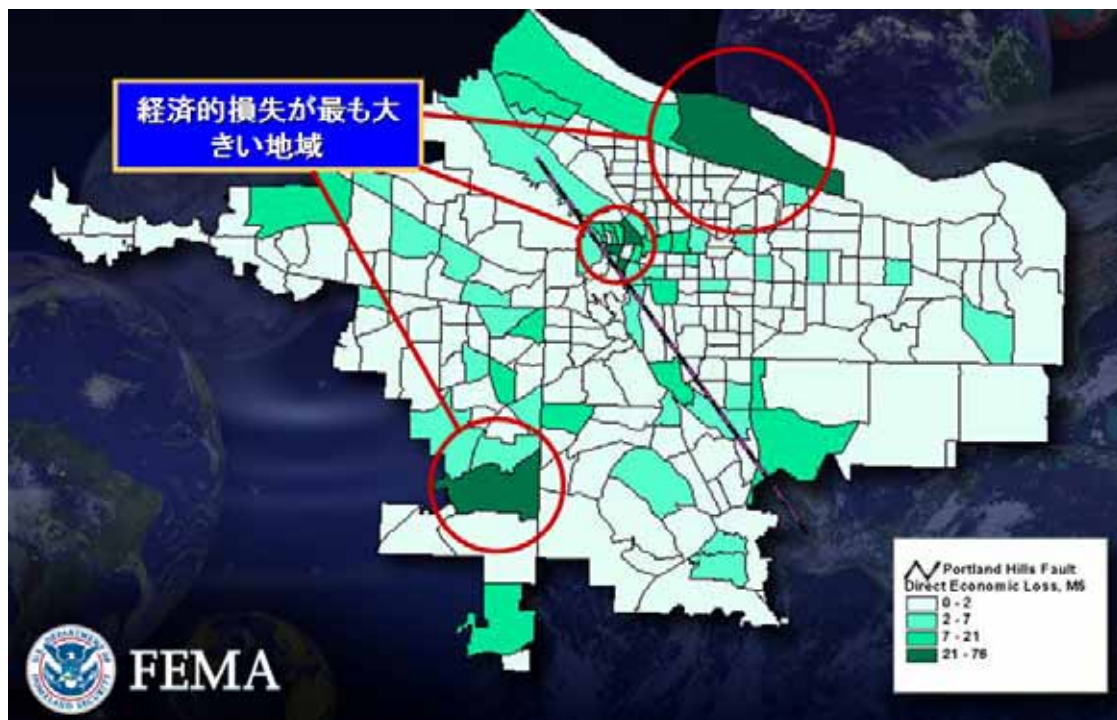
ガイドブックの発行

連邦緊急事態管理庁は、パイロット事業の実施を踏まえ、ガイドブック (Project Impact Guidebook) や、プロジェクトインパクトコミュニティ成功の工具箱 (Project Impact Community Tool Kit For Success) を発行し、PICの活用する手引きとした。

GISを活用した災害危険度評価プログラム (HAZUS - MH) の開発と提供

連邦緊急事態管理庁減災部は、洪水、ハリケーン、地震によって生じる損失を評価するソフトウェア(災害危険度評価プログラム: HAZUS - MH)を開発、連邦緊急事態管理庁販売センターから、無料で配布、提供している。また、このソフトウェア活用のための、トレーニングコース(HAZUS training course)も提供している。(参考資料1: 参照)

図 1-1 災害危険度評価プログラム (HAZUS - MH) のアウトプット例
～ ポートランド市の経済的損失評価～



全国ビジネスパートナー

全国レベルで減災対策を支援する企業を募り、寄付等の資金支援や、支社等を通じて、P I Cに参加し、全国のコミュニティにおけるプロジェクトインパクトプログラムの遂行を支援が行われた。下表のような、全米を代表する企業群が参加した。

表 1-1 全国ビジネスパートナーとなった企業

1998	1999	2000
<ul style="list-style-type: none"> ● Associated Builders and Contractors (ABC) ● Contingency Planning Exchange (CPE) Consultant ● Bell Atlantic COM Guard ● Fannie Mae Loan Program 	<ul style="list-style-type: none"> ● International Code Council (ICC) Construction Codes ● Environmental Systems Research Institute (ESRI) ● WeatherNet4 (NBC4) Washington D.C. Broadcast ● National Association of Broadcasters ● Sanders Valve Corporation Energy-Safe ● Solutia Inc. Keep Safe Glass ● Strohl Systems Planning Software ● BellSouth ● Visa ● Michael Baker Jr., Inc. 	<ul style="list-style-type: none"> ● Portland Cement Association ● COMPAQ ● Wall Ties and Forms, Inc. ● Telcordia Technologies ● Dewberry & Davis LLC ● Hurricanes 2000.com

減災法(Disaster Mitigation Act of 2000)と減災補助金プログラム(Hazard Mitigation Grant Program:以下、HMG Pと略す)

プロジェクトインパクトの成果は、2000年の減災法の成立として結実した。この法律は、全米の自治体に減災計画の策定を義務づけるものである。減災計画が策定されていない場合は、地方自治体の減災計画立案や州が包括的な減災計画を策定することを支援するHMG Pや洪水保険などの提供が行なわれないこととなった。

(3) 実施状況

プロジェクトインパクトプログラムは、1997年に始まった7都市のパイロット事業を皮切りに、2001年までに249自治体で実施され、900を超える司法管轄区域が、PICとして認定されるに至った。PICの展開を支えた、地域のビジネスパートナーは2,600社を超え、多くの地域で減災を目的とした民間部門と公共部門の協力体制が構築されている。

プロジェクトインパクトプログラムは、毎年、各州1、2箇所の地方自治体が承認されるペースで、全国の展開していった。

2001年以降は、減災法に基づき、減災計画の策定が進められている。また、PICの認定に併せて、各地域平均10社強の地域ビジネスパートナーが誕生している。

表 1-2 プロジェクトインパクトプログラムの実施状況

	1997	1998	1999	2000	2001
連邦レベルの減災対策					
リスク評価ツール	○	○	●	●	●
プロジェクトインパクトサミット	×	○	●	●	×
全国ビジネスパートナー	×	●(4)	●(10)	●(7)	×
地域レベルの減災対策					
減災計画	○	○	●	●	●
防災力強化コミュニティ	●(7)	●(50)	●(60)	●(68)	●(64)
地域ビジネスパートナー	○	●(500)	●(2000)	●(100)	N/A

作成中

実行済み

(数値) コミュニティ又はビジネスパートナー数

《参考》1997年度指定のパイロット事業の7都市

- Allegany County, Maryland
- City of Deerfield Beach/Broward County, Florida
- New Hanover County/City of Wilmington, North Carolina
- City of Oakland, California
- City of Pascagoula, Mississippi,
- Randolph and Tucker counties, West Virginia
- City of Seattle, Washington

< 参考 : プロジェクトインパクト実施都市一覧 (その 1) >

Alabama:

Baldwin County
Mobile County with Town of Dauphin Island
& City of Bayou La Batre
Jefferson County
City of Fort Payne
City of Prattville/Autauga County

Alaska:

Municipality of Anchorage
Kenai Peninsula Borough
Matanuska-Susitna Borough
Valdez Borough

Arizona:

City of Tempe
City of Yuma
City of Glendale
City of Scottsdale

Arkansas:

Clay County/ City of Piggott/City of
Corning/City of Rector
City of Arkadelphia
City of Tuckerman
City of West Memphis

California:

City of Oakland
County of Santa Barbara/City of Santa
Barbara
San Bernadino County
Napa County*
City of Berkeley
County of Colusa
City of San Leandro
Las Virgenes Malibu Council of Governments
(includes the cities of Agoura Hills,
Calabassas, Hidden Hills, Malibu & Westlake
Village)

Colorado:

City of Ft. Collins
Clear Creek County
Morgan County
City of Delta
Region of San Luis Valley (Counties of
Alamosa, Conejos, Costilla, Mineral, Rio
Grande & Saguache)
El Paso County

Connecticut:

Town of Westport
City of Milford
Town of East Haven
City of Norwich

Delaware:

City of Lewes
City of Milford
Town of Bethany Beach
City of Wilmington

District of Columbia:

City of Washington, D.C.

Florida:

City of Deerfield Beach
City of Pensacola/Escambia County
Tampa Bay Region (Counties of
Hillsborough, Manatee, Pasco, and Pinellas
& 38 incorporated municipalities)
Jacksonville/Duval County
Volusia County
Brevard County
Miami/Metropolitan Dade County

Georgia:

Counties of Camden, Glynn, and Macintosh
Chatham, Bryan, & Liberty Counties
Chatooga County and incorporated cities
City of Macon/Bibb County

Hawaii:

County of Hawaii
County of Maui
County of Kauai
City and County of Honolulu

Idaho:

City of Boise
City of Kamiah and Lewis County
Blaine County
Clearwater County

Illinois:

City of Carbondale
City of Urbana
Cities of Charleston & Mattoon
City of Peoria

Indiana:

City of Evansville/County of Vanderburgh
City of South Bend and St. Joseph County
Tippecanoe County
Lake County

* Non-funded community.

< 参考 : プロジェクトインパクト実施都市一覧 (その 2) >

Iowa:

City of Denison
City of Des Moines
City of Cherokee*
City of LeMars
Linn County/Cities of Cedar Rapids, Marion,
Hiawatha, & Robins*
City of Council Bluffs

Kansas:

Riley County/City of Manhattan
Johnson County
City of Kinsley*
Butler County
Butler County Cities of Andover, Augusta,
Benton, Cassoday, Douglass, Elbing, El
Dorado, Latham, Leon, Potwin, Rose Hill,
Towanda, & Whitewater*
Sedgwick County/City of Wichita
Sedgwick County Cities of Andale, Bel Aire,
Bentley, Cheney, Clearwater, Colwich,
Derby, Eastborough, Garden Plain, Goddard,
Haysville, Kechi, Maize, Mount Hope,
Mulvane, Park City, Sedgwick, Valley Center
& Viola*

Kentucky:

City of Louisville/Jefferson County
City of Lexington/Fayette County
City of Bowling Green/Warren County
City of Henderson/Henderson County
Ballard County*

Louisiana:

City of Baton Rouge
City of Mandeville
Ouachita Parish
Calcasieu Parish

Maine:

City of Saco
City of Portland
Cities of Lewiston & Auburn
Fort Fairfield
York County*

Maryland:

Allegany County
Tri-County Council of Southern Maryland:
Calvert, Charles, & St. Mary's Counties
Prince George's County
Cecil County

Massachusetts:

Town of Marshfield
City of Quincy
Upper Mystic River Basin Watershed (in
Middlesex County; includes communities of
Arlington, Burlington, Lexington, Medford,
Reading, Stoneham, Wilmington, Winchester
& Woburn)
Cape Cod Commission (includes 15 Towns
that comprise Barnstable County)
City of Worcester

Michigan:

City of Midland
Ottawa County
City of Dearborn

Minnesota:

Steele County
City of Burnsville
City of Fridley
Washington County
Stearns County/Benton County Partnership

Mississippi:

City of Pascagoula
City of Madison
Harrison County
Hancock County/City of Bay St. Louis

Missouri:

City of Cape Girardeau
City of Saint Joseph
City of Maryville*
City of Neosho
City of Piedmont
City of Hannibal
City of Bolivar
City of Branson*

Montana:

City of Libby/County of Lincoln
Lewis and Clark County
Yellowstone County
Gallatin County

Nebraska:

City of Beatrice
City of Superior
Cities of Scotts Bluff & Gering/Scotts Bluff
County
City of Grand Island

< 参考 : プロジェクトインパクト実施都市一覧 (その 3) >

Nevada:

City of Sparks
City of Las Vegas
City of Reno*
City of Carson City
Douglas County

New Hampshire:

Town of Peterborough
Towns of Plymouth & Holderness
Town of Salem
Town of Lancaster
Town of Gorham
Town of Hampton
Town of Winchester

New Jersey:

City of Trenton
City of Rahway
Stafford Township
Ocean City
Avalon Borough*
Atlantic City

New Mexico:

City of Hobbs
City of Carlsbad
Village of Ruidoso
Dona Ana County/City of Las Cruces

New York:

City of Rye
Village of Freeport
City of Buffalo
Village of East Rockaway
Village of Waverly
Town of Dryden
Town of Eden
Town of Erwin
City of New Rochelle
Town of Amherst

North Carolina:

City of Charlotte & Mecklenburg County
City of Wilmington & New Hanover County
Town of Boone
Buncombe County & all incorporated municipalities
Lenoir County & all incorporated municipalities
The Eastern Band of Cherokee Indians
Research Triangle Region (includes Wake, Durham & Orange Counties with Research Triangle Park)

North Dakota:

City of Fargo
City of Valley City
City of Jamestown
Pembina County

Ohio:

Licking County
Colerain Township in Hamilton County
Clermont County
City of Westerville
Medina County
City of Xenia

Oklahoma:

City of Tulsa
City of Miami
City of Durant
City of Lawton

Oregon:

Benton County
Tillamook County
Multnomah County
Deschutes County/City of Bend
Clackamas County

Pennsylvania:

Lycoming County
Union Township
Luzerne County Flood Control Authority/Mitigation Advisory Board
Union County

Puerto Rico:

City of Culebra
Municipality of Bayamon
Municipality of Barranquitas

Rhode Island:

City of Warwick
City of Pawtucket
City of Providence
City of Woonsocket

South Carolina:

City of Florence
Charleston County
Orangeburg County
Horry County
Georgetown County

South Dakota:

City of Aberdeen
City of Huron
City of Watertown
City of Sioux Falls

< 参考：プロジェクトインパクト実施都市一覧（その４） >

Tennessee:

City of Fayetteville/Lincoln County
City of Jackson/Madison County
Anderson County, including the cities of
Clinton, Lake City, Norris, Oak Ridge &
Oliver Springs
Washington County/Johnson City

Texas:

Harris County to include Bellaire, Webster &
Houston
City of Arlington
City of Lubbock
City of Austin

U.S. Virgin Islands:

St. Croix

Utah:

City of Centerville
Salt Lake City
City of Moab
City of Logan
City of Provo

Vermont:

Lamoille County
Two Rivers-Ottawaquechee Regional Planning
Commission (includes most of Orange &
Northern Windsor Counties and the Towns
of Pittsfield, Hancock, and Granville)
North West Regional Planning Commission
(includes 23 towns in Franklin & Grand Isle
Counties)
Addison County Regional Planning
Commission (includes Addison County and
21 Towns in the Region)

Virginia:

Roanoke Valley District Planning Commission
(Roanoke County, City of Roanoke, City of
Salem, Town of Vinton)
City of Virginia Beach
City of Chesapeake
Central Shenandoah Planning District
(Augusta, Bath, Highland, Rockbridge &
Rockingham Counties; Cities of Buena Vista,
Harrisonburg, Lexington, Staunton &
Waynesboro; and 11 towns)

Washington:

City of Seattle
Pierce and King Counties
Walla Walla County
Kitsap County
Clark County

West Virginia:

Tucker and Randolph Counties
Cabell County
Barbour County
Jefferson County

Wisconsin:

City of Wauwatosa
Racine County
City of Waukesha
City of Eau Claire

Wyoming:

Fremont County
Natrona County
Teton County
Campbell County

1-2. プロジェクトインパクト制度の背景

(1) 連邦緊急事態管理庁の成立

1950年、災害救済法（Disaster Relief Act of 1950）の成立をもって、連邦レベルの包括的な危機管理施策が始まった。これは、発災時の公共インフラや公共施設の復旧を支援する法律であった。その後三度の法律改正を経て、1988年、所謂スタッフォード法（Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act of 1988）が成立し、支援を個人、非営利組織、民間企業にまで広げ、また、災害に対する準備、減災対策が連邦の危機管理施策に含まれるまで、危機管理政策の対象が拡大した。このような危機管理施策の展開の中で、連邦危機管理庁*が1979年、創設された。

* 2002年9月11日のテロ発生を受けて、2003年3月新たに創設された国土安全保障省（Department of Homeland Security）の内局となった。

* なお、連邦緊急事態管理庁は国土防衛の機能を主に担っていたが、ここでは特に災害対策に絞って記述する。

1) 危機管理に関する法律の変遷

プロジェクトインパクト制度を理解するためには、アメリカにおける危機管理対策がどのように変遷してきたかをレビューする必要がある。

アメリカで、最初に災害対策を位置付けた法律は、ニューハンプシャー州の大火に対応した1803年議会法（Congressional Act of 1803）であるが、連邦レベルの包括的な危機管理施策がスタートしたのは、1950年災害救済法（Disaster Relief Act of 1950）による。

その後、1950年法では、公共インフラや公共施設の普及を支援する制度であったものが、1970年法（Disaster Relief Act 1970）で、仮設住宅、司法サービス、失業保険など、連邦レベルで個人の支援ができるよう改定され、その後、1974年法（Disaster Relief Act of 1974）で、個人、家族への助成プログラムが創設され、1988年スタッフォード法（Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act of 1988）の成立により、防災対策における公共機関の責任が明確にされ、減災や災害への備えの重要性が繰り返し説かれた。また、個人、非営利組織、民間企業への様々な支援策が位置づけられた。

2) 連邦緊急事態管理庁の成立

このように、様々な省庁で危機管理政策が行なわれていたが、政策の断片化が大きな問題となってきた。例えば、自然災害の発生に伴い、原子力発電所の

事故と交通インフラに大きな損害が発生した場合、100を超える連邦の部局が関与するだけでなく、州レベル、地方自治体レベルでも様々な対策が交錯し、十分な危機管理が行なえないという危機が持たれた。

こうした全国知事会の勧告を受けて、カーター大統領は省庁の様々な部局を統合する形で1979年、連邦緊急事態管理庁を創設することとなった。

3) 連邦緊急事態管理庁の活動の変遷

連邦緊急事態管理庁は、孤立した地域の小規模な災害から、究極の災害である戦争までカバーする統合された危機管理システムの構築を進めた。

その後、1980年代後半からアメリカでは死者、負傷者が発生し、連邦の災害対策・復旧基金から250億ドルを拠出させるような大きな自然災害に何度も見舞われた。(グラフ2参照)

民間と政府の諸機関が負担した費用も相当なもので、総額で何十億ドルにも達した。自然災害の増加と被害の深刻さは、連邦当局に地震、火災、洪水、暴風雨、ハリケーン、竜巻がもたらす危険を軽減する対策の検討を迫ることとなった。

連邦政府はこの重大問題を議会から省・局の報告書に至るまで多くのフォーラムで取り上げ、政策、研究の面からもっと議論するよう奨励した。そこで問題にされたのは「被害の大きい予測不能な災害に対し、国家としてどう備えるべきか」であった。アメリカにおける市民参加プロセスの例に漏れず、多くの大学、研究機関、専門機関、非政府組織がこの国家的議論に参加した。地域社会の人々も国中で開かれた災害後コミュニティ会議に参加した。先導役は州の危機管理部局と連邦緊急事態管理庁が務めた。

こうした多くの声の中から共通のテーマが浮かび上がった、つまり、緊急時の対応策と共に事前の被害防止と危険軽減対策を講じることが、最も費用効率が高くて儉約できる方法だと思われた。頻発する災害の被害査定額がかさみ、議会は毎年、緊急対策費用と短期復旧作業に緊急の政府支出金を割当てざるを得なかった。こうした中、1993年、クリントン大統領によって任命されたジェームズ・リー・ウィット長官 (James L. Witt) は、初めての地方自治体レベルの危機管理の実務経験者であり、連邦緊急事態管理庁の仕事を大きく転換させていった。

1997年に連邦緊急事態管理庁のプロジェクトインパクトが誕生したのは、長年に亘る価値ある作業の最大の成果であると同時に、災害対策への新たな取り組みの始まりであった。ウィット長官は上級スタッフ、特に副理事のミカエル・アームストロング氏と共にプログラム始動の先導役を務めたが、このプログラムは連邦政府の政策を調整して地方政府に実行できるようにしたものである。

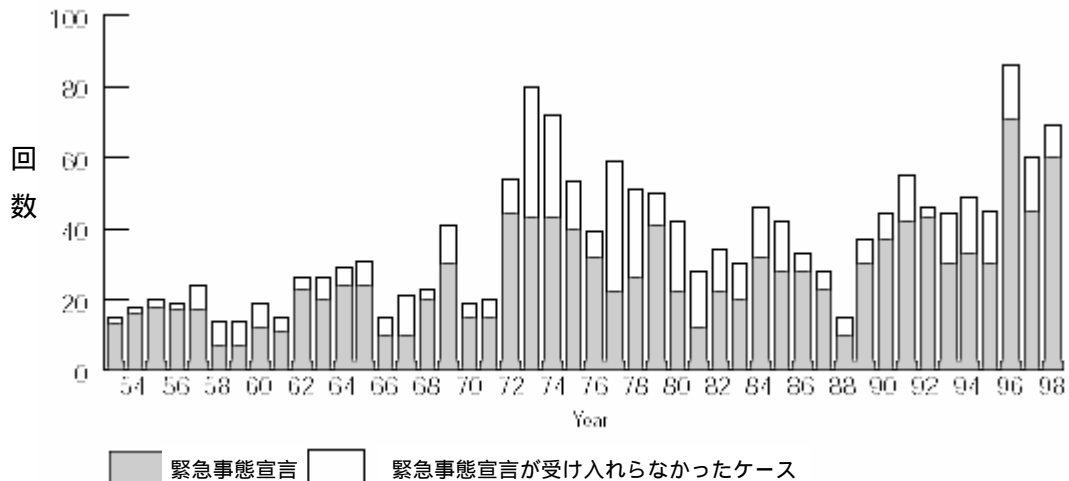
負傷者と災害費用の軽減という連邦の緊急命題は、多様な状況下で危険を減

らせるようにプログラムを組み立てる必要と一致した。行政当局者達は、人々の個人的な危険問題を解決するのだから、このプログラムは地元からの投資によって維持できると考えた。こうして、プロジェクトインパクトプログラムは、連邦緊急事態管理庁はパートナーとして元手資金と技術援助を提供し、州政府にも参加を求める形の制度になったのである。

連邦緊急事態管理庁は、プログラムを試すために国中から7つの地域を選び、各地域に対し、その地域特有の危険条件を自分たちで解決する方法を開発し、管轄地域内の住民にプログラムに積極的に参加するよう求めた。

このような連邦緊急事態管理庁の取組みは、冷戦が終了し、国家防衛のための予算が乏しくなったという状況も背景にあり、緊急事態への対応についても、カスタマーサービスの視点を取り入れて、災害に事前に備えることの重要性が説かれたのである。

グラフ 1-2 緊急事態宣言を行った大規模災害数(1953-1998)



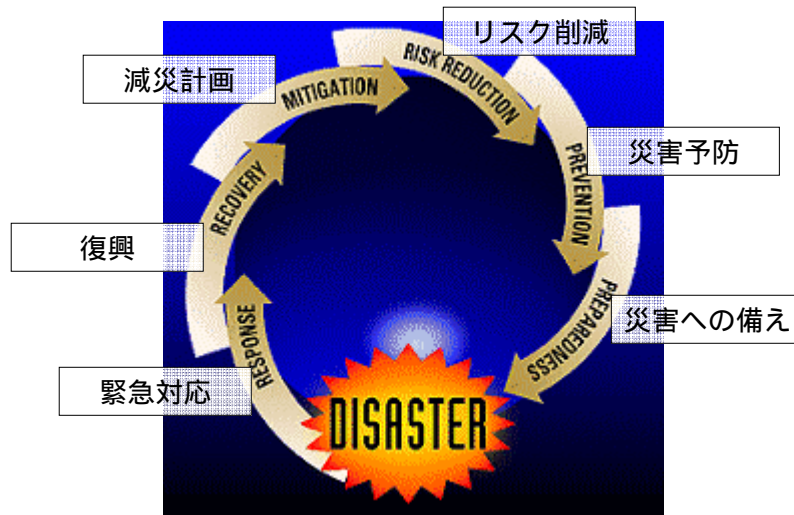
出典：連邦緊急事態管理庁（1999年7月）

4) 連邦緊急事態管理庁の仕事

次ページの図に示すように、災害発生時の緊急対応、復旧、減災対策、災害のロスの低減、火災発生などを防ぐ予防措置、教育、啓発を通じた災害への備え、など、災害の発生サイクルの全ての局面において、州政府や地方自治体、NPO、民間企業などと協力して、危機の管理を行なう業務を担っている。

なお、国家安全保障省の成立に伴い、2003年以降、連邦緊急事態管理庁の権限は大幅に縮小されつつあり、減災対策を中心に業務を担当している。（以下の整理は、プロジェクトインパクトプログラム実施時期、すなわち、国家安全保障省成立以前の連邦緊急事態管理庁の取組みについてまとめたものである。）

図 1-2 連邦緊急事態管理庁がイメージする危機管理対策



出典：連邦緊急事態管理庁 HP

5) 連邦緊急事態管理庁におけるプロジェクトインパクトの推進体制

連邦レベル

コミュニティレベルでの減災対策を支援するため、危険度評価ツールとして、無料の GIS ソフトウェアの提供や、プログラム作成のためのガイドブック、ツールキットの提供、防災の担い手を育てる訓練システム（CERT、P36, 37 参照のこと）や、全国レベルでの交流会の開催、更には、全国レベルでの民間部門と公共部門のパートナーシップづくりを進めた。

州レベル

包括的減災活動を州において進めるため、基準づくりやインセンティブの提供など、様々な観点から州政府と協力を進められた。これらは、全国 10 箇所に設けられている地域事務所で行なわれた。

（次ページ図参照）

地域レベル

連邦緊急事態管理庁は、コミュニティレベルの利害当事者と協力を関係を築き、自発的でコミュニティを基礎とした意思決定と行動を通じて、国全体の危険の低減化を図る取組みを行い、結果的に組織改正と、連邦緊急事態管理庁の使命と目標を再定義するに至った。

図 1-3 連邦緊急事態管理庁の地域事務所の管轄範囲



(2) 連邦緊急事態管理庁の使命と目標

連邦緊急事態管理庁の使命と目標は、1994年、再定義され、すべてのタイプの災害から施設を守り、人命と資産の損失を軽減するためのリーダーシップと、支援を提供することを使命として、減災、災害への備え、緊急対応、復興といった包括的な災害管理プログラムを遂行することとされた。

危機管理を幅広い概念で、再定義することによって、国民をカスタマーとして意識した、新しい防災対策の目標が打ち出されたのである。

1) 連邦緊急事態管理庁の使命

連邦緊急事態管理庁は、減災、災害への備え、緊急対応、復興といった包括的な災害管理プログラムを遂行することで、すべてのタイプの災害から施設を守り、人命と資産の損失を軽減するためのリーダーシップと、支援を提供することを使命としている。

2) 連邦緊急事態管理庁の目標

連邦緊急事態管理庁は、全体的な目標として以下のような項目を掲げている。

減災対策は、主に、個人、公共 民間のパートナーシップそして連邦及び州の支援を通じて強化されたコミュニティの活動により、実現されるべきこと

全国の災害や危険についての理解を高め、明確にすること

リスクを軽減する技術の開発と改良を行なうこと

このような技術の活用を誘導する環境を提供すること

これらの技術を応用することで、災害前後での財政的、技術的支援を提供すること

保険というコンセプトと方法は、国の災害脆弱性を低減させるために活用されるべきであること

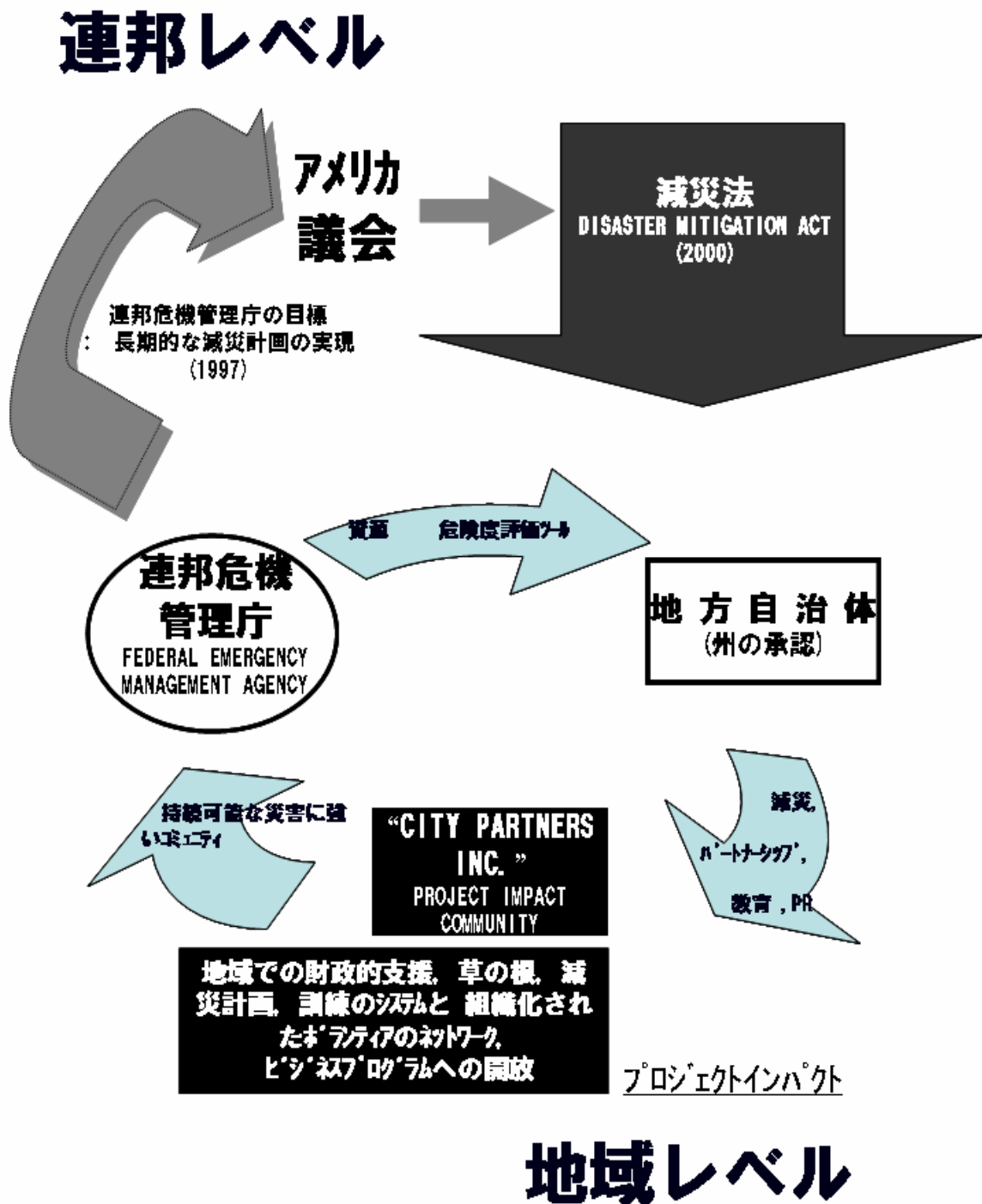
3) プロジェクトインパクトを通じて連邦緊急事態管理庁が達成した成果

2002年にプロジェクトインパクトプログラムは終了したものの、この取り組みは、2000年の減災法として結実した。そのプロセスを図化すると、次ページの通りである。

また、地方自治体の中には、制度は終了後も、プロジェクトインパクトで位置づけられた地域において、減災活動を継続するケースも見られ、プロジェクトインパクトプログラムの狙いの一つであった、地域のパートナーシップづくりが成果を上げたことは明らかである。

図 1-3 連邦緊急事態管理庁が減災法を実現するまでの流れ

- ・プロジェクトインパクトは、PIC (プロジェクトインパクトコミュニティ) を作った地域の減災への取り組みを様々なツールやシートマネの提供を通じて支援することによって、持続可能な、災害に強いコミュニティを作ることを目指した制度である。この制度の成果を踏まえ、2000年には減災法が成立し、全国の地方自治体が減災計画を作ることが義務付けられた。



1-3. プロジェクトインパクト制度の実施事例

(1) ワシントン州シアトル都市圏

シアトル市でのプロジェクトインパクトの実行は、シアトル市危機管理部のリーダーシップの下で行なわれた。

行政当局と公共/民間部門のパートナーからなるPICは、プロジェクトインパクトを主に、～の領域で活動を進め、その後、民間企業との連携の下で減災ビジネスプログラムの展開を図りつつある。

家屋の耐震補強(Home Seismic Retrofit)

学校の補強(Schools Retrofit)

地すべり災害の地図化(Hazard Mapping)

減災ビジネス(Business Mitigation)

1) シアトル都市圏の概要

人口 1,414,459人(2000年)

想定される災害 地震、地滑り、大雨による洪水

2) シアトル市がパイロット自治体に選定された理由

シアトル市は1998年1月に、連邦緊急事態管理庁より、プロジェクトインパクトのパイロットコミュニティに認定され、100万ドルの補助金提供を受けて、自然災害による損失の軽減に対する取り組みが大幅に強化されることとなった。1950年代に始まったジェームス・エリスを中心とする市民リーダーによる住民参加活動の伝統を受けて、シアトル市のプロジェクトインパクトには、当初から公的な機関、民間企業、ボランティア組織などが、積極的に活動に参加している。

連邦緊急事態管理庁のプロジェクトインパクトへの参加募集に対するシアトル市の応募が認められた理由として、このようにコミュニティ意識が高く活動の実績もあったことに加えて、市の財政面から、実施可能という判断があったとのことである。

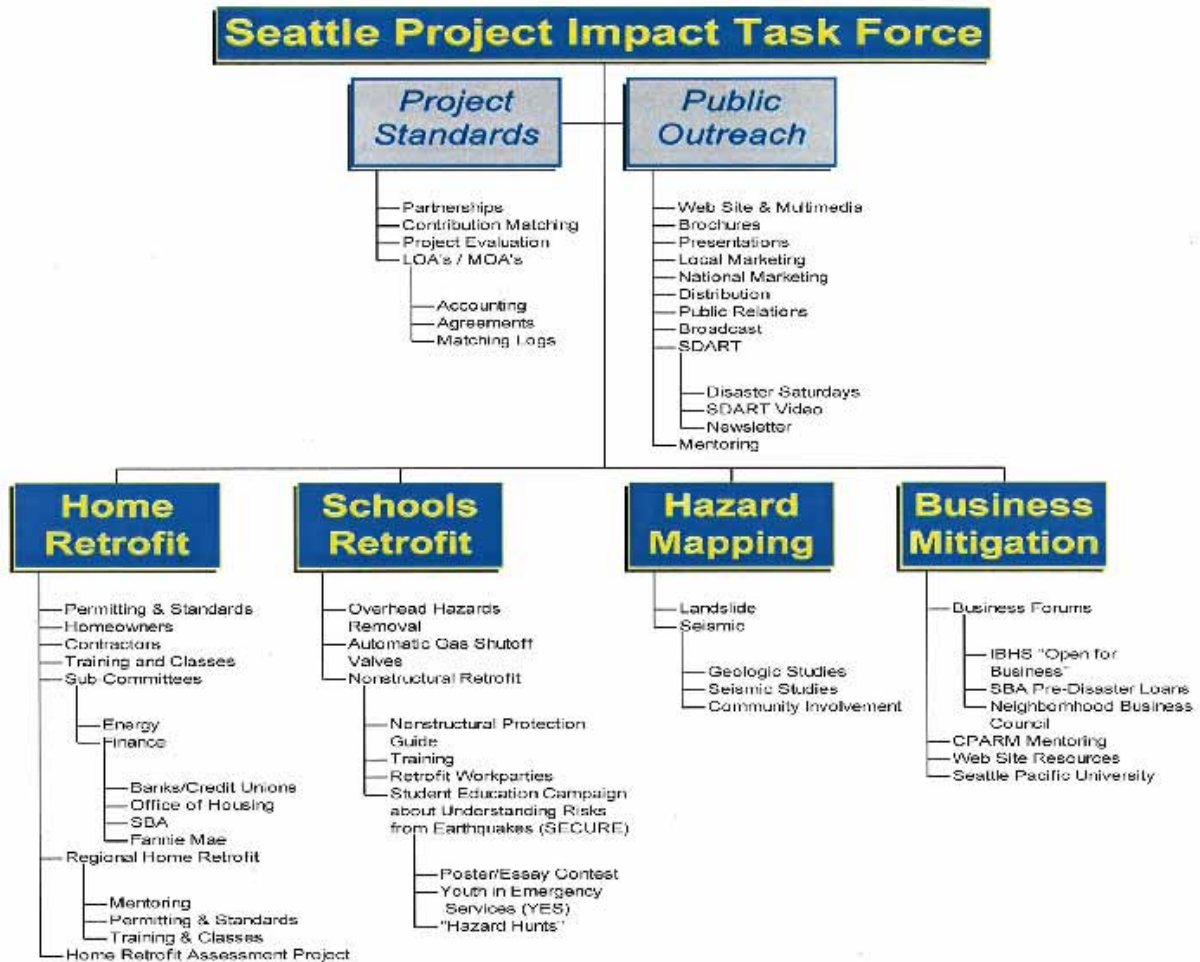
3) 活動の体制

シアトル市のプロジェクトインパクトは、シアトル市の危機管理部局のリーダーシップの下で進められたことが特徴となっている。

実際に、行政当局が、次ページの図4に示すとおり、各テーマを担当するタスクフォースを立ち上げ、住宅の耐震補強(Home Seismic Retrofit)、学校の補強(Schools Retrofit)、ハザードマップ作成(Hazard Mapping)、減災

ビジネス(Business Mitigation)の4つのプログラムを動かしていった。

図 1-4 シアトル市におけるプロジェクトインパクト遂行体制



4) プログラムの概要

住宅の補強

住宅の補強(Home Retrofit)については、古い木造住宅を補強するための建築許可制度の整備、新しい建築基準についての建築業者などの指導、補強に関心のある住宅所有者に対する情報提供や支援、などが含まれている。

例えば、2時間の住民向けワークショップでは、市が配布しているガイドラインにしたがって自宅の耐震性を評価する方法、工具の使い方や部品の適切な設置法、どのような工法が使えるのか、建築規定と許可を受ける手続き、訓練された業者に住宅の補強を頼むための知識など、について学ぶことができる。そして、耐震診断の結果に基づいて耐震補強をする場合には、銀行などの金融機関が特別の貸付を行なうほか、中～低所得者向けには別に基金を準備するなど、地元の企業なども積極的に支援をしている。(図5参照)

図 1-5 シアトルプロジェクトインパクトにおける住宅補強プロセス

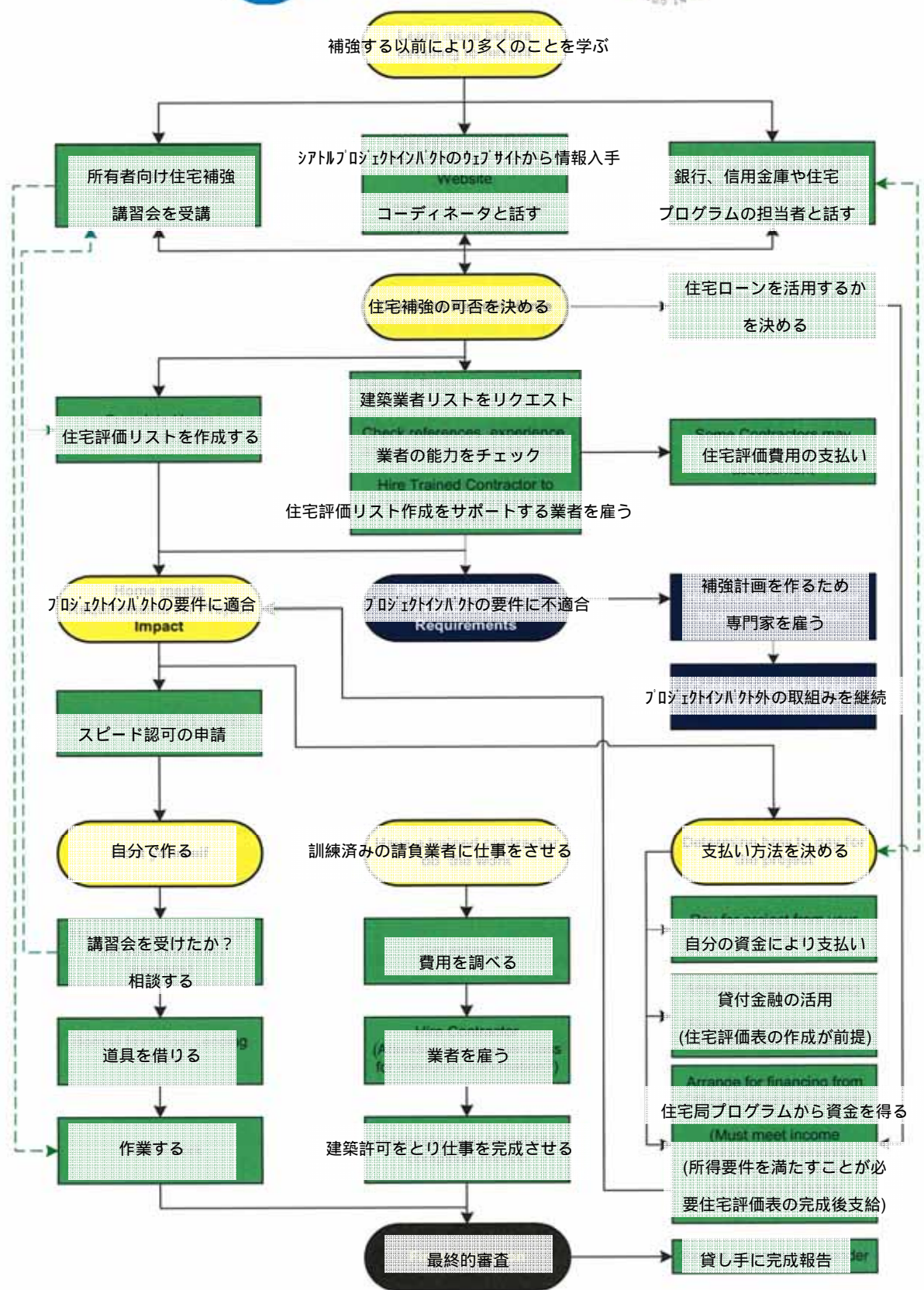
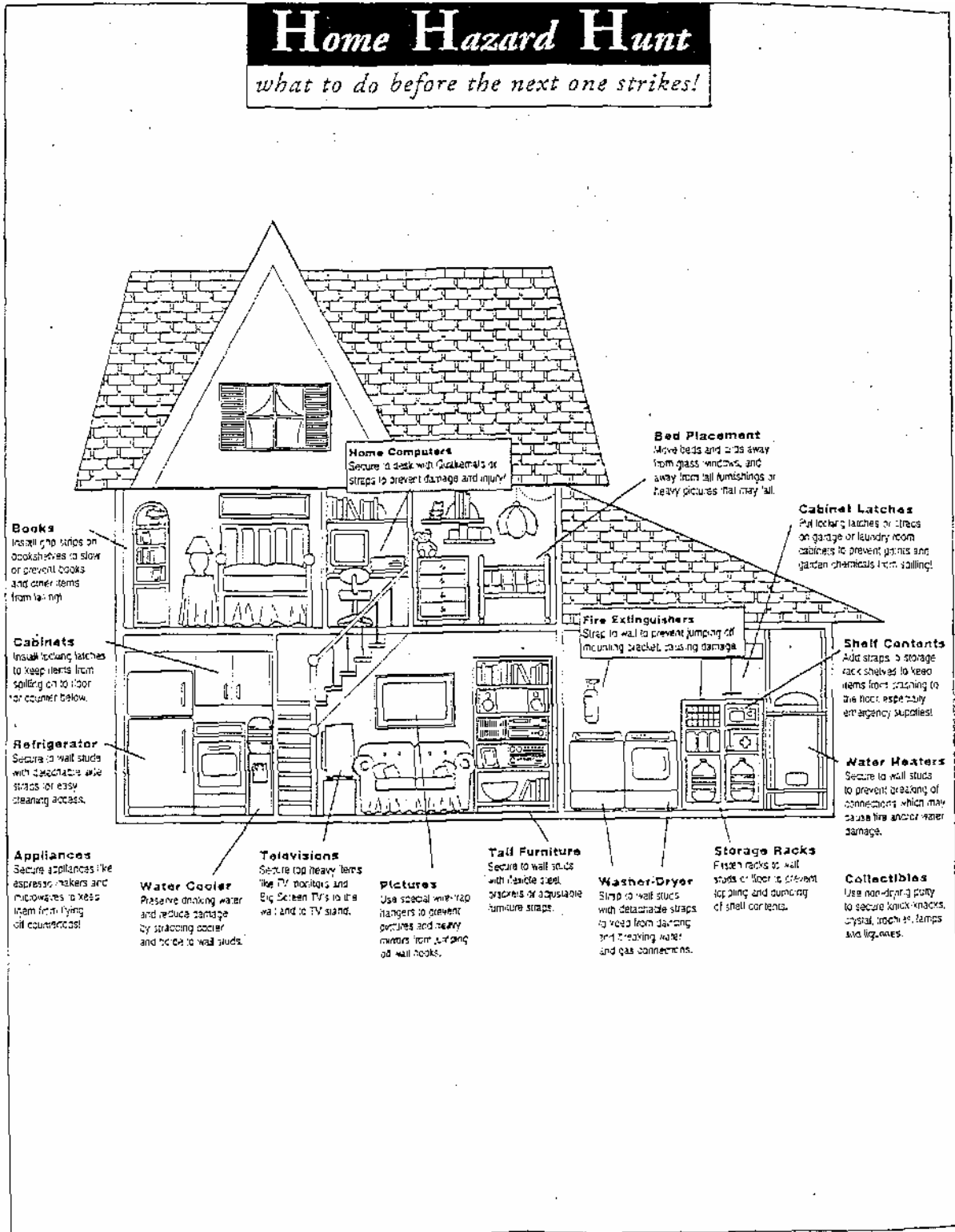


図 1-6 市民向け作られた住宅の地震対策
家具の転倒防止、固定化など、地震に備えた住宅内の安全確保策が示されている



学校の補強

学校の補強(Schools Retrofit)では、頭上の危険物の除去、非構造的な面として備品や配管その他の設備などの固定、ガスの自動遮断措置の導入に重点を置いた対策が実施された。

ハザードマップ(Hazard Mapping)

ハザードマップは、地震と地すべりの2種類が作成され、住民に災害の危険性の高い地域を周知するとともに、土地利用政策の立案に役立てられている。

5) プログラムの予算

収入

100万ドルの補助金と231万ドルの寄付によって、総額357万ドル(4億円弱)のプログラムが4ヵ年実施された。(1998年~2001年)プログラム全体に占める補助金の割合は、28%である。なお、企業からの寄付は、原物や人材派遣の費用なども含まれている。

支出

震災対策の中心が、住宅等の建築物の補強であった。このため、資金の約55%にあたる、195万ドルが建設部門(建築物の補強:90万ドル、住宅補強プログラム:105万ドル)に使われた。

これ以外の大きな支出は、ハザードマップに関連して、34万ドル(リスク評価:24万ドル、地図情報システム:10万ドル)、PRや教育プログラム22万ドル、プログラム遂行に係る事務費23万ドルが、主な支出となっている。

表 1-2 シアトルプロジェクトインパクトの予算

CATEGORY	PROJECT IMPACT PROGRAM	PROJECT IMPACT		PARTNERS		TOTAL
		1998-2001	1998-2001	1998-2001	1998-2001	
RISK ASSESSMENT MITIGATION PLANNING	SUB-TOTAL		270,000	560,785		830,785
	Mitigation-related Technical Assistance		170,000	316,143		486,143
	Mentoring		0	0		0
	Risk Assessment		0	244,642		244,642
	Geographic Information System Comprehensive Emergency Management Plan		100,000 0	0 0		100,000 0
CONSTRUCTION	SUB-TOTAL		680,000	1,274,573		1,954,573
	Critical Buildings Reinforcement (Structural&Non-Structural)		320,000	587,141		907,141
	Housing Retrofit Program		360,000	687,432		1,047,432
	Business Retrofit Program	X	0	0		0
	Safe Room Shutters	X X	0 0	0 0		0 0
PUBLIC EDUCATION & PUBLIC AWARENESS VOLUNTEERS' MANAGEMENT & PROGRAM MANAGEMENT	SUB-TOTAL		50,000	474,642		524,642
	Disaster Resistant House Model	X	0	0		0
	Web Site Development		20,000	48,928		68,928
	Public Information, Education & Programs Management		30,000	195,714		225,714
	Project Impact Office&Program Equipment Emergency Operation Equipment (Radios, Tents, Alarms)		0 0	230,000 0		230,000 0
PROJECT IMPACT FEMA GRANT			1,000,000.00			
PRIVATE SECTOR CONTRIBUTION				2,310,000.00		3,310,000.00
CITY & STATE CONTRIBUTION				260,000.00		260,000.00
TOTAL US Dollars (Total includes Grant required 25% City match)			1,000,000.00	2,570,000.00		3,570,000.00

(2) オクラホマ州タルサ市

タルサ市は、オクラホマ州の北東部にあり、アメリカの中でも最も風水害の被害が多く発生した町である。

このため、プロジェクトインパクトプログラムを活用し、草の根での減災対策が進められ、400を超えるパートナーによるプログラムにまで展開し、全米のプロジェクトインパクトプログラムの中でも最も成功したコミュニティの一つとなった。連邦の補助金が終わった後も、パートナーシップが継続しており、独自の減災対策への取組みが進められている。

1) タルサ市の概要

人口 393,049人(2000年)

想定された災害 洪水、竜巻、地震などの自然災害、テロなどの人災

2) タルサ市がパイロット自治体に選定された理由

タルサ市は、全米でも最も災害が多く発生した地域として知られており、1960年代の後半から15年間に9回も連邦災害地域に指定された。このため、タルサ市は、洪水対策を進め、1984年以降は、洪水の被害を受けていない。

このように、PICに指定される以前から、草の根の活動が広がっており、プロジェクトインパクトプログラムを適用することに相応しい地域として考えられた。

3) プロジェクトインパクト推進体制

プロジェクトインパクト実行委員会(Project Impact Executive Committee)が、プロジェクトインパクトプログラムの執行機関として機能し、様々なプログラムを実行していった。(図6参照)

民間部門と公共部門のパートナーシップ組織を、非営利組織であるタルサプロジェクト基金に転換し、ここに民間企業からの寄付(免税)を集める仕組みを作ったことが、タルサ市の特徴な取組みとして挙げられる。

4) プログラムの概要

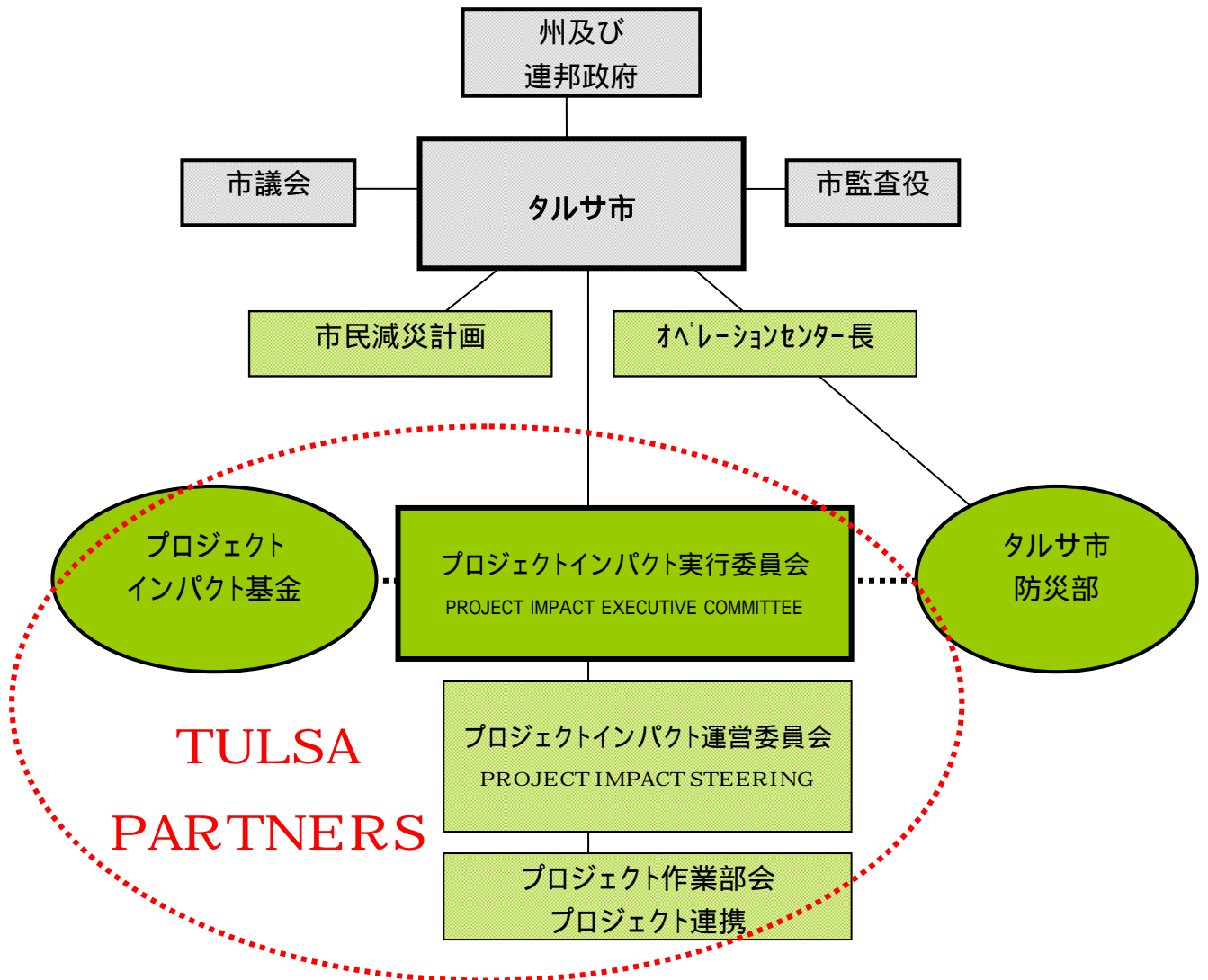
プロジェクトの作業部会として、9つの委員会が設けられ、プロジェクトを進めた。その代表的な活動として、以下のようなものが挙げられる。

G I S委員会

G I S委員会では、リスク評価を行った上でG I S地図を作成し、危機管理に関与する人の活用や、より安全で持続可能なコミュニティづく

りを検討するためのツールとした。

図 1-6 タルサにおけるプロジェクトインパクト遂行体制*



*現在は、シティズンコープス制度の開始に伴って、体制が変更されている。2章を参照のこと。

建設委員会

竜巻災害がしばしば発生しているため、竜巻にも安全な部屋（Safe Room）を連邦危機管理庁の基準に基づきモデルルームを作り、イベントで発表した。（1998年11月）また、プロジェクトインパクトのパートナーに参加した企業の協力を得て、ワークショップを通じて、5つのタイプ安全な部屋をデザイン、建設し、国レベルのプロトタイプとして発表した。（1999年5月）

技術助言委員会

エンジニアや建築家から構成される技術助言委員会は、専門知識や技術を無料で提供した。例えば、タルサ公立学校の建築物の構造のチ

エックをタルサ市が行なう際の技術的な支援を行った。

教育委員会

教育委員会は、町をより安全にしていく方法について、市民を啓発、認知してさせる取り組みを行なった。例えば、インタラクティブな教育的展示物の作成やパンフレットやニュースレターの発行などである。

5) プログラムの予算

収入

50万ドルの補助金と112万ドルの寄付によって、総額162万ドル(2億円弱)のプログラムが4ヵ年実施された。(1999年~2002年)プログラム全体に占める補助金の割合は、31%であり、シアトル市のケースとほぼ同じである。

支出

シアトル市のケースと異なり、ソフト対策に対して主に支出がされている。最も費用を使ったのは、市民への情報提供、教育プログラムであり、45万ドル、また、災害に強い家をモデルルームとして建設しており、この費用に35万ドルを費やしている。

このため、建設部門には、わずか7%(12万ドル)しか費用を費やしていない。

これ以外の大きな支出は、減災計画関連の技術支援に14万ドル、セーフルームに、7万ドル、ハザードマップに関連して、12万ドル(リスク評価:7万ドル、地図情報システム:5万ドル)、プログラム遂行に係る事務費27万ドルとなっている。

表 1-3 タルサプロジェクトインパクトの予算内訳

CATEGORY	PROJECT IMPACT PROGRAM		PROJECT IMPACT	PARTNERS	TOTAL
			1999-2002	1999-2002	1999-2002
RISK ASSESSMENT MITIGATION PLANNING	SUB-TOTAL		256,203	0	256,203
	Mitigation-related Technical Assistance		137,310	0	137,310
	Mentoring	X	0	0	0
	Risk Assessment		68,894	0	68,894
	Geographic Information System Comprehensive Emergency Management Plan	X	50,000 0	0 0	50,000 0
CONSTRUCTION	SUB-TOTAL		70,000	49,999	119,999
	Critical Buildings Reinforcement		50,000	0	50,000
	Housing Retrofit Program	X	0	0	0
	Business Retrofit Program	X	0	0	0
	Safe Room Shutters		20,000 0	49,999 0	69,999 0
PUBLIC EDUCATION & PUBLIC AWARENESS VOLUNTEERS' MANAGEMENT & PROGRAM MANAGEMENT	SUB-TOTAL		173,797	901,092	1,074,889
	Disaster Resistant House Model		0	350,000	350,000
	Web Site Development	X	0	0	0
	Public Information, Education & Programs Management		168,797	281,310	450,107
	Project Impact Office&Program Equipment Emergency Operation Equipment (Radios, Tents, Alarms)		0 5,000	269,782 0	269,782 5,000
PROJECT IMPACT FEMA GRANT			500,000		
PRIVATE SECTOR CONTRIBUTION				951,091	1,451,091
CITY & STATE CONTRIBUTION				166,667	166,667
TOTAL US Dollars (Total includes Grant required 25% City match)			500,000	1,117,757	1,617,757

(3) フロリダ州ディアフィールドビーチ市

ディアフィールドビーチ市は、フロリダ半島の南端部近くにある小都市である。1997年のパイロット事業の行なわれた7都市の一つである。

この都市は、ハリケーン等の風害の影響を強く受ける都市のため、風害対策を中心に、行政が主導する形で、プロジェクトインパクトを実施した。

また、プロジェクトの柱の一つとして、アメリカで初めての減災対策拠点を設けることを目指しており、この公共安全総合施設 (Public Safety Complex) を建設するため、1999年、800万ドルの市債が発行されている。

1) ディアフィールド市の概要

人口 55,639人(2000年)
想定された災害 ハリケーン、大雨、洪水、火災

2) プロジェクトインパクト推進体制

ディアフィールドビーチ市のプロジェクトインパクトの運営は、小規模な都市ということもあり、公共部門が中心になっている。行政職員が減災コーディネータを務め、市当局以外の公共セクターとのパートナーシップの下で、様々なプログラムを実施した。(図8参照)

3) プログラムの概要

減災対策センター (Mitigation Operation Center) の建設

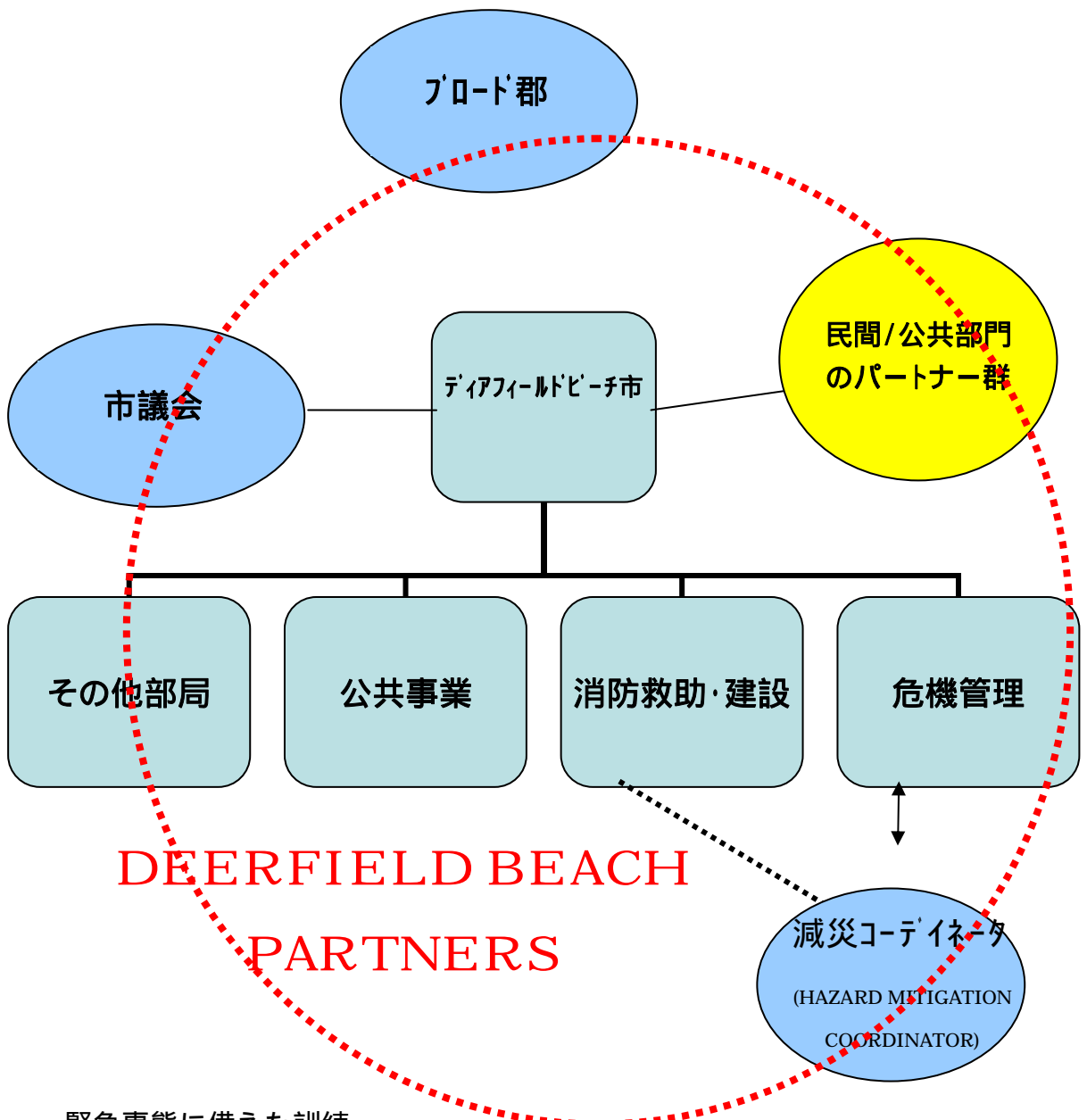
ディアフィールドビーチ市の最も野心的なプロジェクトは、全米で初めての減災対策センター (Mitigation Operation Center) の建設である。

この拠点は、ハリケーンを擬似体験できるシュミレーターなどを含む、防災テーマパークを目指している。

図 1-7 減災対策センターのイメージ



図 1-8 ディアフィールドビーチ市におけるプロジェクトインパクト遂行体制



緊急事態に備えた訓練

-1 コミュニティ危機対応チーム (Community Emergency Response Team: 以下、CERTと略す) 訓練の実施

このプログラムは、延べ17.5時間、7週間をかけて行なう訓練で、災害が発生した時に、自分自身だけでなく、家族、近隣の人々を助けることができるよう、訓練するものである。

CERTは、ディアフィールドビーチ消防署が提供しており、連邦危機管理庁で訓練を受け、認定された講師が訓練を行うシステムとなっている。

CERTは、以下のようなプロセスで行なわれる。

訓練は、居住者や就業者に開かれている。

・ 訓練内容の紹介とオリエンテーション

- . 消火訓練
 - . 医療手術パート 1
 - . 医療手術パート 2
 - . 簡単な探索と救助
 - . 災害への備え
 - . 実践してみる
- 2 近隣緊急チーム (Neighborhood Emergency Teams: 以下の N E T と略す)

N E T は、発災直後の 7 2 時間に、最も危機的な時間であることから、この時間帯に、近隣どうし助け合うために何をすれば良いのかを訓練するプログラムである。5 回のプログラムが組まれている。

- 3 ディアフィールドビーチ危機教育プログラム (Deerfield Beach Emergency Education Program: 以下、D E E P と略す)

ビジネス関係者向けのプログラムで、コミュニティのダメージの及ぶ災害が発生した場合、従業員が出勤できないといった状況が発生する。このため、市内でビジネスを営む人々にも、発災後のどのような行動をとるべきかの訓練を行なうプログラムである。

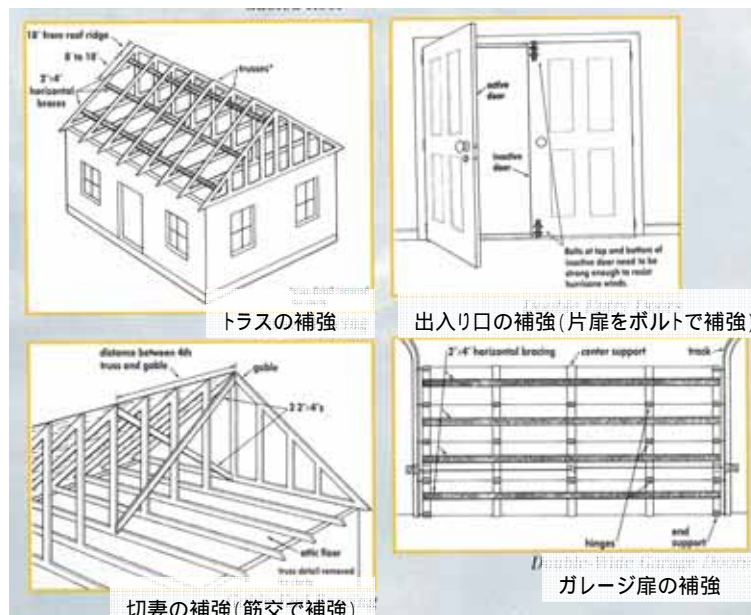
2 時間の講習会を 4 回行なうシステムとなっている。

住宅減災プログラム (Residential Mitigation Program)

屋根の補強など、様々な住宅の補強方法や、補強事例を紹介するとともに、低所得の高齢者住宅にシャッターを取り付けるプログラムを実施した。

シャッター設置は、2 年間で 1 5 0 棟、(コストは、3 5 万ドル) 実施された。取り付けは、ほとんどの場合、市建設部の監査役や実施許諾を得た建築業者の監督の下、ディアフィールドビーチ高校の学生が、春休みのアルバイトとして行った。

図 1-9 住宅の補強方法の解説 (ディアフィールドプロジェクト以外)



中枢的な施設の改修

消防署、警察署など、緊急事態の際、その活動を維持することが不可欠な施設について、主に風害対策の観点から改修・補強工事を行なった。

災害に強いモデル住宅の建設

ハリケーンによる被害から洗濯機のホースの故障まで、様々な事故、災害により発生する損害を最小限に抑える、デザインや技術を使った100個の商品を展示する災害に強いモデル住宅を建設した。

写真 1-1 プロジェクト内外プログラムを活用して建設された災害に強いモデル住宅



商店街等の改修整備

商工会議所の窓ガラスやドアを、災害に強いものに取替えた。

4) プログラムの予算

収入

100万ドルの補助金と113万ドルの寄付によって、総額213万ドル(2億円強)のプログラムが5ヵ年実施された。(1998年~2002年)プログラム全体に占める補助金の割合は、47%であり、補助金の比率がシアトル市などよりも高くなっている。

また、別途、市債を発行し、800万ドルを調達し、減災対策センターの建設を目指している。

支出

建設部門に全体の71%の資金が投入され、建物の改修や補強など、ハード整備を中心に資金が使われていることが特徴である。

この内、業務施設や住宅の補強に60万ドル、シャッターに47万ドル、中枢的施設の改修に40万ドルを費やしている。

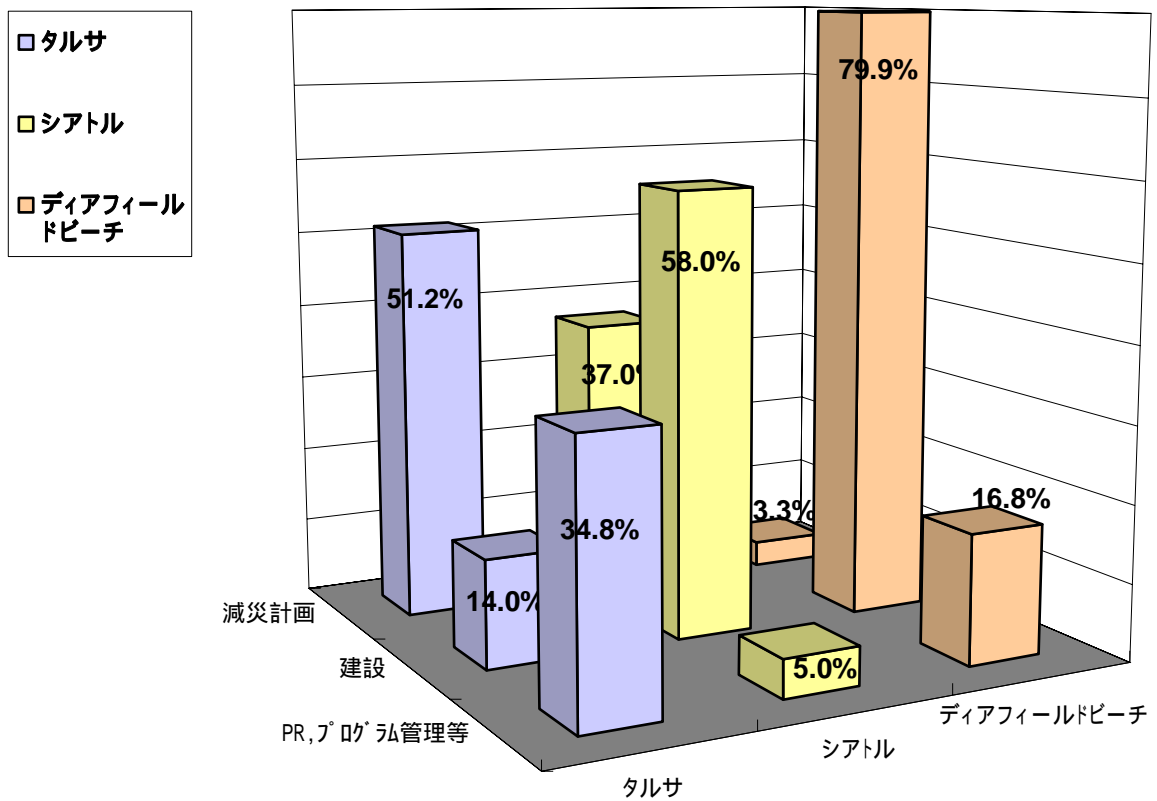
これ以外には、ウェブサイト構築に23万ドル、モデル住宅建設に15万ドル費やされた。

表 1-4 ディアフィールドビーチプロジェクトインパクトの予算内訳

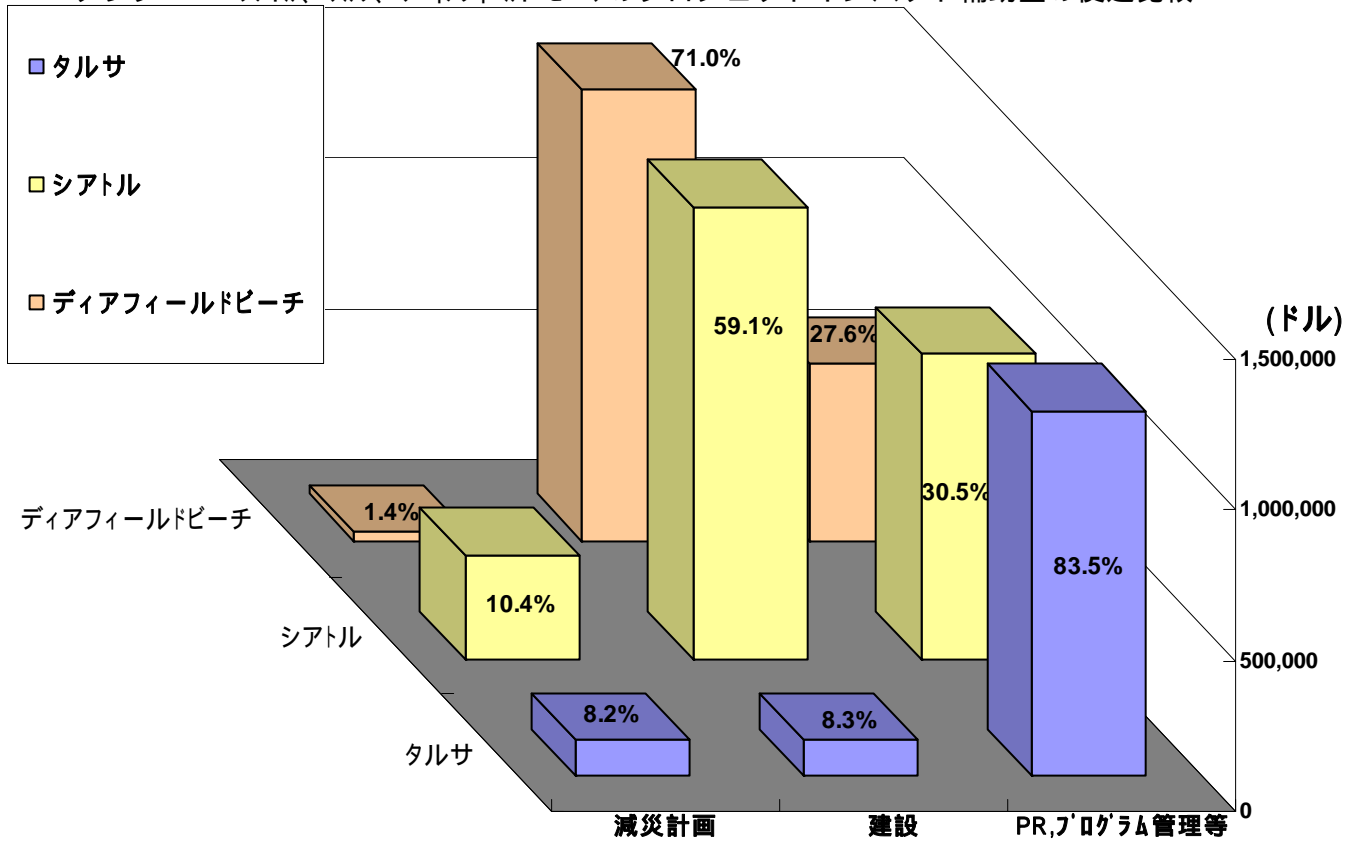
CATEGORY	PROJECT IMPACT PROGRAM		PROJECT IMPACT	PARTNERS	TOTAL
			1998-2002	1998-2002	1998-2002
RISK ASSESSMENT MITIGATION PLANNING	SUB-TOTAL		33,325	0	33,325
	Mitigation-related Technical Assistance	X	0	0	0
	Mentoring		3,325	0	3,325
	Risk Assessment	X	0	0	0
	Geographic Information System	X	0	0	0
	Comprehensive Emergency Management Plan		30,000	0	30,000
CONSTRUCTION	SUB-TOTAL		798,586	715,000	1,513,586
	Critical Buildings Reinforcement		403,787	0	403,787
	Housing Retrofit Program&Business Retrofit Program		0	600,000	600,000
	Safe Room		37,083	0	37,083
	Shutters		357,716	115,000	472,716
PUBLIC EDUCATION & PUBLIC AWARENESS VOLUNTEERS' MANAGEMENT & PROGRAM MANAGEMENT	SUB-TOTAL		168,089	416,400	584,489
	Disaster Resistant House Model		0	150,000	150,000
	Web Site Development		0	233,000	233,000
	Public Information, Education & Programs Management		126,397	33,400	159,797
	Project Impact Office&Program Equipment		28,235	0	28,235
	Emergency Operation Equipment (Radios, Tents, Alarms)		13,457	0	13,457
PROJECT IMPACT FEMA GRANT			1,000,000		1,000,000
PRIVATE SECTOR CONTRIBUTION				1,131,400	1,131,400
CITY & STATE CONTRIBUTION				(8,000,000)	(8,000,000)
TOTAL US Dollars (Total includes Grant required 25% City match)			1,000,000	1,131,400	2,131,400

なお、次ページに見るように、地域によって、補助金、寄付の用途は様々である。

グラフ 1-3 シアトル、タルサ、ディアフィールドビーチのプロジェクトインパクト補助金の使途比較



グラフ 1-4 シアトル、タルサ、ディアフィールドビーチのプロジェクトインパクト補助金の使途比較



(4) サンフランシスコ湾岸地域

プロジェクトインパクトプログラムが成功したと言われている都市(シアトル大都市圏、タルサ市、ディアフィールド市)の取組みをヒアリング成果も踏まえ整理したが、本項では、広域都市圏の中で地方自治体が大学を中心にプロジェクトインパクトを連携展開した事例を取り上げる。

日米地震会議資料より

大地震が頻発するサンフランシスコの湾岸地域では、州政府と連邦緊急事態管理庁がリーダーシップをとり、一連のプロジェクトインパクトプログラムを進めている。

危険箇所の徹底チェックと対策の実施を目指し、カリフォルニア大学バークレー校(UCB)を中心に、1998年から2000年にかけて、隣接4都市(オークランド市、バークレー市、ナパ市、サンレアンドロ市)でプロジェクトインパクトプログラムが展開され、連邦の予算も集中投資された。

1) プロジェクトインパクト実施の背景

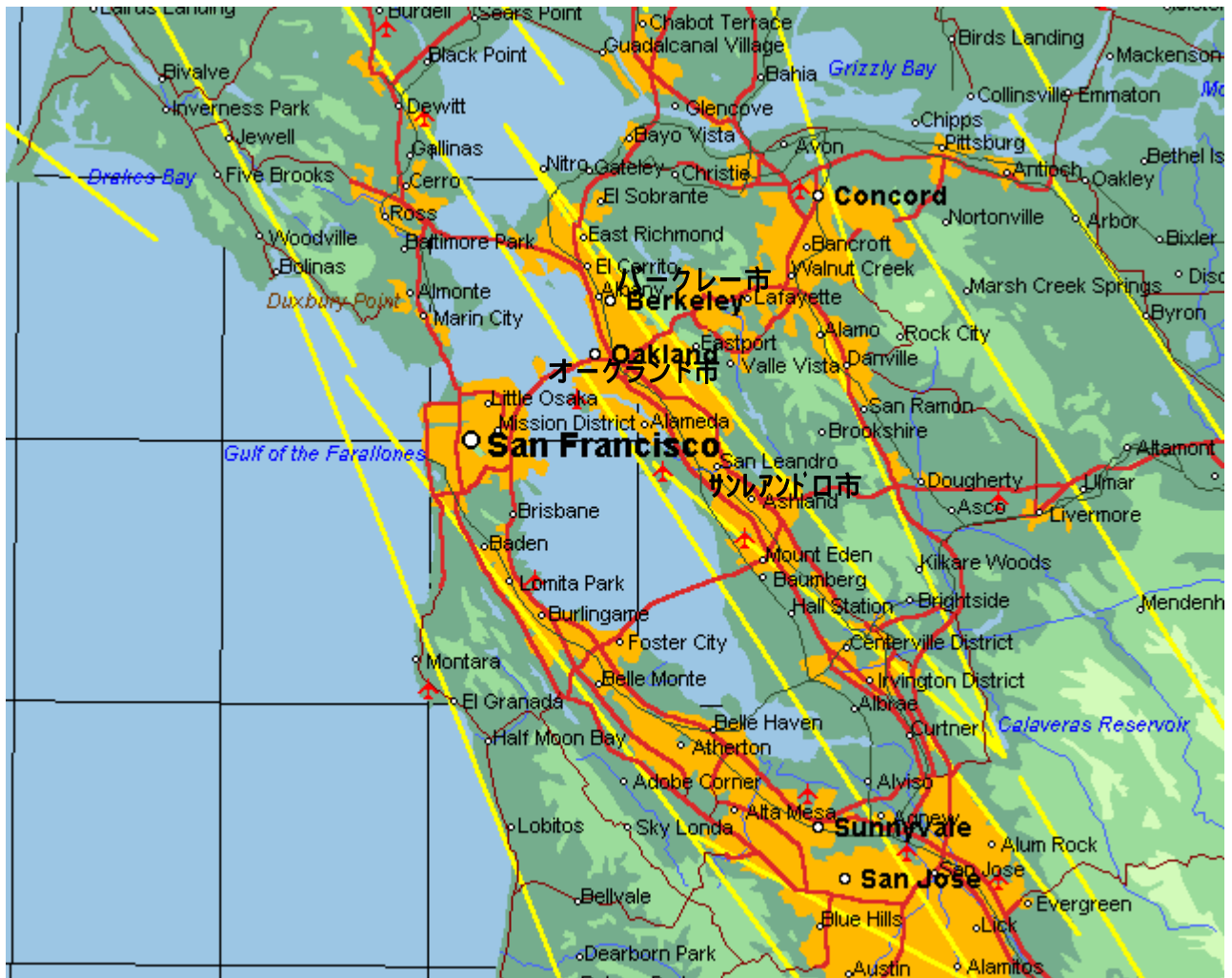
サンフランシスコの湾岸地域は自然災害の多い所であるが、中でも最も深刻なのが局地的な大地震が発生する脅威が常にある点である。米国地質調査所(USGS)はカリフォルニア鉱山・地質局(California Division of Mines and Geology)と一緒に、この地域が直面する地震の脅威のスペクトルを調べるため、様々な研究を始めた。昨年の研究では、今後30年間にマグニチュード6.7以上の地震が発生する可能性は70%だと指摘されている。この地域の多くの活断層が災害のシナリオに大きな影響を及ぼす。1989年のローマ・プリータ地震と1994年のノースリッジ地震をきっかけに、近代的都市に大地震が発生した場合、複雑なエネルギーシステム、通信システム、輸送システムに頼っている都市住民は長期的にどのような影響を受けるかを検討し、完全に把握しようとする努力が地方および州全体で始まった。

ハイワード断層はサンパブロ湾の北あたりからアラメダ郡とサンタクララ郡の境まで伸びており、マグニチュード7.0以上の地震を発生させる威力がある。この脅威は地震に伴う、火災(都市部と人が住んでいない土地との境目で発生する火災を含む)、地すべり、地震の近隣地区への影響によってさらに増大される。サンフランシスコ湾の東端にある断層地域は、災害に取り組む政府各局に特別な問題を投げかけている。この地域は非常に都市化が進んでいるので、州と連邦の役人は、この地域の大地震に対する脆さは、州の中で最も深刻な状況だと受けとめていた。

地方の管轄地域が直面している問題は、人的被害を減らし地域のインフラを守るには、次の地震にどう備えるべきかということである。災害への対応と復旧作業は一義的には市や郡の地方政府の責任であるが、地方政府の手に負えな

いような災害が発生したときには、州政府と連邦政府も迅速な対応を迫られる。

図 1-10 サンフランシスコ湾岸地域の断層の位置 (— 断層)



プロジェクトインパクトのカリフォルニアにおけるパイロット地域は、1998年はオークランド市、1999年はバークレー市とナパ市、2000年はサンレアンドロの隣接市であった。連邦緊急事態管理庁は知事の危機管理部局と共に、被害軽減投資を戦略的に集中させた。最初の災害対応大学となるカリフォルニア大学バークレー校を含む近隣の4つの市に対象地域を絞り込むことで、地域社会に見合った災害対策の育成を図った。

1989年のローマ・プリータ地震によって、多くの地域が災害対策に興味を持つようになった。1991年にイーストベイヒルで大火災が発生した時、バークレーと隣接するオークランドでは25人の住民が死亡し、3,500棟以上の住宅が消失した。これは1906年のサンフランシスコ地震の火災以来、全国で最も大きな都市火災であった。連邦緊急事態管理庁はプロジェクトインパクトとこれらの近隣地域を結びつければ良い対策案ができると考えた。

3) オークランド市の取り組み

人口 399,484人(2000年)

想定された主な災害 地震、火災

プロジェクトインパクト推進体制

オークランド市は州のプロジェクトインパクトのパイオニアであった。市、企業、住民の連携から始まった同市の SAFE (SAFE : Safety and Future Empowerment) プロジェクトは、公共の安全を最優先させたことを約束している。SAFE プロジェクトにはシェブロンオイル、EQE インターナショナル (Engineering Firm)、ワシントン相互銀行、アメリカ赤十字社、オークランド商業会議所、CARD (CARD : Collaborating Agencies Responding to Disasters) オークランドの 18 のグループを代表する非政府組織で災害対策協力機関) プロジェクトが参加している。

プロジェクトインパクトプログラムの内容

連携グループはオークランド地区の危険分析、リスクアセスメントを実施し、家庭および企業の強化プログラムを作成した。厳しい気象条件下でのシステム上の弱点は何かを知るため、公共施設とインフラが点検された。さらに SAFE プロジェクトの参加団体は自分たちの施設をもっと危険に耐え得るものにし、非常訓練や特別サービスを提供して社員を援助することを約束した。オークランドはプロジェクトインパクト近隣地区の信頼できる助言者となり、最も必要とされる技術援助を提供し、パークレーとサンレアンドロでの安全イベントにプロジェクトリーダーを派遣している。

オークランドの意欲的なプログラムにおいて、初年度(1997年)に 25ヶ所の家庭と企業で安全改良を実施し、あらゆるタイプの施設について構造上、非構造上の危険軽減戦略を作りあげた。連携チームは、EQE インターナショナル等の技術援助を受けて、持ち家所有者向けに便利な改善ガイドブックを作った。これは同じような条件を持つどんな市にも参考になるもので、他のプロジェクトインパクト地域にも採用されるだろう。このガイドブックは、普通の住民が家の耐災害性を高めようとするときに必要とする情報を網羅しており、掲載されている技術資料の幅広さの点でも比類のないものである。

SAFE プロジェクトはオークランドで発言力を増しており、高齢者向け住宅についても刷新的安全プロジェクトを提供してきた。AmeriCorps (アメリカ国内の平和部隊) の若いボランティアチームも地域の高校性と一緒に、地震に備えて本箱をボルトで留めたり、器具を壁に固定させたりするボランティア作業に参加している。これらの地域イベントは人々の生活ぶりをすっかり変えた、つまり住民は非常事態により備え、何かが起こっても、うまく回復できるようになった。オークランドの目標は、この任務を継続して、次の 5

年間に1,000ヶ所の家と企業の安全改良をすることである。これが進行中の危険軽減対策である。

予算の内訳

連邦緊急事態管理庁が100万ドルの初期投資をしたのに対し、これらの機関やグループは全体で、直接の資金提供と同様サービスという形で600万ドルの追加投資をした。

3) バークレー市の取り組み

人口 102,743人(2000年)

想定された主な災害 地震、火災

プロジェクトインパクトプログラムの内容

バークレー市は1999年にプロジェクトインパクトに参加した。タルサ市、オクラホマ市と共に連邦緊急事態管理庁の1999年度のモデル地域に選ばれたが、バークレー市は地域安全活動に長くかかわってきた歴史を有する。1989年以来バークレーは、公共の建物、公立学校、住宅の耐災害性を高めようと粘り強く取り組んできた。地域の選挙民は、すべての公立学校と消防署の安全性を高めるため、また公共安全ビルと緊急オペレーションセンターの州事務所を新たに建設するために総額2億6千2百万ドルの税金を充てることを認めた。連邦緊急事態管理庁と州の危機管理部局からの出資と併せ、これらの税金はバークレー市民センタービルと中央図書館の改造に使われた。

更に、市の消防局は、主要給水システムが地震で使えなくなった場合に備えて代替給水システムを開発した。市議会は、持ち家所有者が自分の住宅をより安全にする場合、地域の高齢者、低所得者、障害者には資金面、技術面で優遇し、直接支援するプログラムを制定した。同市は建設プロジェクトの認可料を撤廃し、家や一定の補強が施されていない石造建築の耐震性改善プロジェクトには税金の割戻しを提案し、一定の資格を有する住民が安全改良をする場合には情報と無料修理を提供している。さらに家の安全改良には融資プログラムを用意し、当該不動産が売却または所有権移転されるまで支払いを延期している。

全体としてこれらのプログラムはバークレーの住民にとって良い刺激となってきた、同市では単独所帯の家の38%以上(約8,400軒)がなんらかの安全改良を行い、小規模アパートの30%以上が改良された。湾岸地域行政府協会の1999年の研究によると、これはサンフランシスコ湾岸地域で最も高い改良率となっている。

バークレーのプロジェクトインパクトイニシアティブの主眼点は、産業界とより強力で緊密な連携をしてリスクと安全情報を共有すること、より良い政策を立案すること、地域の建築・改善コードと基準を改良するための法律

の制定である。

イニシアティブを通じて強化されるもう一つの連携は、国内で最初の災害対応大学であるカリフォルニア大学バークレー校（UCB：University of California, Berkeley）との連携である。カリフォルニア大学バークレー校（UCB）は、同市の近隣住民と地元の学校と共に、学生、教職員、スタッフの安全にかつてない程関心を払ってきた。同校の地震安全プログラム、施設強化・改造のための地震実行プラン（SAFER：Seismic Action plan for Facilities Enhancement and Renewal）は、建物の安全性の問題に取り組むために始められた。カリフォルニア大学バークレー校（UCB）はハイワード断層の真上にあり、施設の総点検によって、校内スペースの27%が「弱い」か「非常に弱い」とランク付けされ、地震対策には総額で10億ドル以上必要なことが分かった。SAFERプログラムの目標である、キャンパス内の安全確保と大地震後の運営維持が大学の新たな原則となった。

総点検とそれに伴う安全プランの結果、カリフォルニア大学バークレー校の様子は既に変わり始めている。カリフォルニア州、連邦緊急事態管理庁、並びに個人の寄付による支援を得て、カリフォルニア大学バークレー校は今年だけで進行中の建設プロジェクト（バローズホール、ヒルデブランドホール、ラティマーホール、シルバーラボ）に2億3千5百万ドルの資金をつぎ込んだ。同校の役員はこの地震対策を老朽化する教室、研究室、インフラを近代化するチャンスだと受けとめている。

地域経済における大学の役割と、国の研究環境を検討するために連邦緊急事態管理庁が新たに連携した先が、施設強化・改造のための地震実行プラン（SAFER）傘下の災害対策大学プロジェクトであった。研究者達は、大地震が発生すれば4億2千万ドルにのぼる連邦から同校への年間研究投資は危険にさらされ、財政上の打撃はサンフランシスコ湾岸地域周辺に長期にわたって影響を及ぼすことを理解した。6月に「被害軽減・危険管理戦略プラン（Strategic Plan for Loss Reduction and Risk Management）」が発表され、継続される被害軽減と対策プロセスの次段階の要点が明かになった。

近隣都市との連携

プロジェクトインパクトの次の連携都市は、オークランド市とバークレー市に隣接する、湾岸地域のサンレアンドロ市となった。連邦緊急事態管理庁はサンレアンドロ市を住宅改善に刷新的に取り組むモデル地域に選び、安全改良を望む持ち家所有者への手引きとして、同市の住民向け住宅安全ガイドが出版された。ナパ市とサンレアンドロ市の行政当局は共に、これまでの隣接地域の取り組みから、事前の被害軽減対策を講じておけば、発災時の対応費用と復旧費用を減少させることができることを知っており、プロジェクトインパクトプログラムの前向きな取組みを進めた。

1-4. プロジェクトインパクト制度の評価と課題

(1) プロジェクトインパクト制度の評価

プロジェクトインパクト制度の特徴は、地域社会内で、様々な主体が資金、人材、技術を持ち寄り、各々の地域の特徴を踏まえた減災対策を進めるところにある。このプロジェクトインパクトの特徴を踏まえ、防災対策としての戦略性（計画）、地域の防災対策における様々な主体の協力のあり方（パートナーシップ）、地域の防災活動の促進のあり方（インセンティブ）、防災対策における民間企業との連携のあり方（ビジネスプラン）の、4つの領域について評価し、わが国における今後の防災対策の検討の視座とする。

1) 防災対策としての戦略性

減災戦略に絞り込んだ制度展開

連邦緊急事態管理庁は災害発生、緊急対応、復興、減災対策、リスク削減、災害予防措置、訓練等による備えと言った一連のサイクルを繰り返すという災害をとりまく全体の状況を踏まえた（P20図参照）上で、減災対策から災害への備えに狙いを絞って、プロジェクトインパクトを実施した。プロジェクトインパクトサミットは、地域で戦略的な減災対策の成果を連邦レベルにフィードバックするという機能を持っていた。このような取り組みが、2000年の減災法（地方自治体に減災計画の策定を義務付けた）成立という成果を生んだことは、高く評価すべきである。

地域自らが、戦略的に減災対策を行なうという発想は、今後の更に公共投資余力が小さくなるわが国の防災対策を考える上で大きな示唆を与えるものである。

連邦 - 州 - 地方自治体の協力体制の構築

連邦緊急事態管理庁は、全米10箇所に地域事務所を設けており、緊急事態の場合は、各州、地方自治体の協力を得て、緊急事態の管理を行なうこととなっている。

このようなシステムが、災害発生、緊急対応だけでなく、減災対策も含め、総合的な対策を検討する上で必要な協力体制を構築する上での基礎となっている。

減災対策が、災害発生時の緊急対応にも活かされるためにも、平常時から、地域レベルでの国-県-都市の危機管理体制を機能させることが必要である。

2) 地域の防災対策における様々な主体の協力のあり方

地域の実情に応じた取組みを実現

プロジェクトインパクトでは、負傷者と災害対策費用の軽減を目指し、多様な状況下で危険を減らせるようにプログラムを組み立てることが必要とされた。実際に、プロジェクトインパクトの実施例を見ると、住宅の補強、教育プログラム、モデル住宅建設、公共施設の改修、セーフルームの開発、GISマップの開発、危険度の評価、WEBサイトの設置、パンフレット作成など、地域の実情に応じて立案された減災戦略に基づき、多様な取組みが行われている。連邦の補助金を自由に活用できたことは評価される。

構築されたパートナーシップの継続

タルサ市などに代表されるように、プロジェクトインパクトプログラムが終了した後も、地域で作られた協力組織はビジネスパートナーなどとして残り、活動が継続している。プログラムを始める前に、協定を結び、地域のパートナーシップを構築、継続するという、プロジェクトインパクトの仕組みは高く評価すべきである。

3) 地域の防災活動の促進のあり方（インセンティブ）

危険度評価のシステム提供

防災活動を持続的に行うには、地域が減災の必要性を認識し、どのような行動を始める必要があるのか、共通認識を持つ必要がある。この点については、連邦緊急事態管理庁が開発した、災害危険度評価プログラム（HAZUS-MH）の効果を強調したい。GISを活用し、詳細な地域危険度評価を行うシステムで、無料でソフトウェアを提供、ソフトウェア活用のための研修コースを提供、地域実情に応じてカスタマイズも可能、といったような工夫がされており、パートナーとなった当事者が、危険度を把握し、対策を立案し、施策の優先順位を評価するまで、基本認識を共有するシステムとして機能し、減災戦略の立案に貢献している。このようなシステムが、減災対策の推進に大きな効果があった。

CERTを通じた人材育成

また、連邦緊急事態管理庁は、人材面でも、コミュニティレベルで防災緊急事態の際、自分自身の身を守りつつ、救援活動や緊急医療活動をどう行えば良いか、実践的なトレーニングを行なうシステムである。小都市などでは、このようなトレーニングプログラムを積極的に活用して、地域の防災の担い手を育成している。全国の防災意識を高め、緊急事態に際しての地域管理の担い手を育成するという観点からも、様々な訓練プログラムを開発し、提供していることは評価できる。

シードマネーの提供

プロジェクトインパクトの制度設計にあたっては、人々の個人的な危険を解決するのであるから、このプログラムは地元からの投資によって維持できるという発想があった。実際の実施事例を見ると、事業費用の半分以上、多い都市では、85%程度までが、民間企業等の寄付によってカバーされている。

すなわち、連邦緊急事態管理庁からの支援はシードマネーとして提供されたのである。

また、地域によっては、プロジェクトインパクトのために立ち上げた組織を基金に移行し、寄付の免税措置を確保する工夫も始まっている。地域で資金を循環させる仕掛けとして、シードマネーの活用を図ったことは評価される。

4) 防災対策における民間企業との連携のあり方（ビジネスプラン）

プロジェクトインパクトの民間企業への開放

資金循環を可能とするためにも、連邦緊急事態管理庁は、民間企業が減災に資する商品やシステムの開発を行なう際に、公共機関と民間企業が協力することを積極的に推奨している。

このため、セーフルームの開発、減災に役立つ商品展示など、民間企業の参加を引き出すプログラムが積極的に行なわれている。

減殺対策を実行性あるものにしようという観点から、民間企業のビジネスプランにプログラムを開放していることは評価できる。

様々な形での寄付の受け入れ

プロジェクトインパクトで作られた組織が受け皿となって、寄付は現金だけでなく、備品の提供、人材の提供など、幅広く行なわれている。地域の資源を有効活用する上でも参考になる取り組みである。

(2) わが国に適用する上での課題

わが国の防災担当部局は、平常時から緊急事態発生に備えた戦略を立案、関連組織を管理し、包括的プログラムを実行する連邦緊急事態管理庁のような大規模な組織とはなっていない。従って、プロジェクトインパクトのような大規模なプログラムを実施するためには、組織、人材面で制約があることを考慮に入れる必要がある。

このため、まず、防災対策として戦略的に減災計画を位置づけ、減災対策を可能するツールの提供に努め、地域における様々な主体の協力を可能とする場(プラットフォーム)づくりを進め、防災対策における民間企業との連携のあり方を明らかにした上で、減災に向けた包括的支援策を構築することが、望ましい。

1) 防災対策としての戦略的な減災計画を位置づけ

わが国では、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に基づき、地域防災計画を基本として、各地域で防災対策を行ってきた。災害対策基本法の目的には、『防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進』とあり、減災という戦略的な取組みは、位置づけられていない。このため、地域防災計画も緊急対応がその計画の中心となっており、平常時の減災対策にまで、踏み込むものとはなっていない。

今後、わが国において地域ごとに共助に基づく防災対策を進めるためにも、防災対策の一環として、減災という考え方を位置づけていくことが望ましい。

(対応方向の例)

- ・中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」(2003年度)から、民間企業、大学等、行政関係当局等による、減災タスクフォースを立ち上げ、減災の政策的な効果を検証し、災害対策基本法の改正または、新法の立案を検討する方向が示されている。

2) 減災対策を可能するツールの提供

わが国では、防災情報は、地震、風水害等の災害発生データのリアルタイムでの提供や、地域の危険度評価マップの作成と提供が行われている。しかし、個別の地域の安全性評価と、実行する政策評価については、研究は進められているものの、地方自治体関係者などが、実際の防災対策に活用できるものが提供されていない。

今後、公共投資余力が中長期的低下し、特に地方自治体の財政状況が逼迫

することが予想される中、防災対策は結果とした後回しにされ、災害が発生した時には、自治体の存続が危うくなる事態の発生も考えられる。

このため、地域の実情に応じ、地域危険度を評価し、講じる対策の評価を行い、地域で防災対応力強化の必要性と対策を共有する、GISシステムの開発と提供を検討すべきである。

このシステムを、行政当局だけでなく幅広く地域のパートナーなる市民や企業、非営利組織も活用できるようにすることによって、地域の防災活動の底上げも可能となる。

また、防災の担い手を全国で育成していくためにも、個別自治体でばらばらに行なっている『防災士』、『耐震診断士』といった資格を与えるトレーニングコースを設置も検討することが望ましい。

(対応方向の例)

- ・ 地域危険度 防災対策評価システムの開発と提供
- ・ 幅広く防災活動を担う『防災士』制度と訓練プログラムの開発と提供
- ・ 『耐震診断士』制度と訓練プログラムの開発と提供

3) 地域における様々な主体の協力を可能とする場(プラットフォーム)づくり

わが国では、アメリカのように、地方自治の考え方が地域で徹底していないため、プロジェクトインパクトで目指した、パートナーシップづくりが現実には困難なことも予想される。

このため、地域内での様々な組織(民間企業、非営利組織、防災関連機関)の協力やネットワークづくりをサポートする仕組みが必要である。

具体的には、様々な組織(民間企業、非営利組織、防災関連機関)の協力で立ち上げるネットワーク組織の、事務局機能(活動スペース、通信など)の立ち上げの支援や、ネットワーク型組織の運営ノウハウの提供などが、考えられる。

(対応方向の例)

- ・ 防災プラットフォーム立ち上げ支援(シードマネー提供等)
- ・ 防災コーディネータプログラムの開発、活動ツールキットの提供

4) 防災対策における民間企業との連携の促進

地域のことは、地域で進めるためにも、民間企業との関係は不可欠であり、今後の防災対策においても民間事業に開かれた防災プログラムを開発、展開していくことが求められる。

しかし、一方で、民間企業との連携が特定企業との癒着になる可能性もあり、民間部門と公共部門の連携にあたっては慎重な対応をせざるを得ない。

このため、減災に資する商品や技術の開発・提供にあたっては、オープンなシステムを構築することが必要である。

その上で、特に、減災対策に資する新たな技術については、モデル事業として、国としてもその開発を支援していくことが望ましい。具体的には、全国から防災技術開発の情報を公募し、地域と一緒にモデル技術、システムの開発を行なうなどである。また、このような技術開発については、シードマネーの提供も効果があるものと考えられる。

(対応方向の例)

- ・ 防災技術開発のモデル事業の実施
- ・ 防災技術開発の支援（シードマネー提供等）

5) 減災に向けた包括的支援策の展開

地方自治体の減災対策を促進するためには、各地方自治体とその関係者がその必要に応じて自由に使うことできる資金が必要とされる。

このような“シードマネー”の提供は、先にも述べたような評価のシステムがない限り、効果的に使うことは困難である。

従って、プロジェクトインパクト制度にあるような、減災に向けた包括的支援を行うためにも、評価システムを構築することが必要とされる。

また、減災行動に参加するパートナーと、事前に協定を結び、一定のルールの下で活動を行うよう誘導することも重要である。

このような条件を踏まえ、具体的に次のような包括支援策を検討することが望ましい。

(対応方向の例)

- ・ 減災のための中長期計画策定と減災プログラムを実施する『包括的減災プログラム』を実施する地方自治体の認定
- ・ 上記プログラムを実施するためのシードマネーの提供

2 . シティズンコープスについて

2-1 . シティズンコープス制度の概要

(1) 目的

2001年9月11日、初めてアメリカ本土への大規模な攻撃が行なわれた。これを受けて、2002年1月ブッシュ大統領は、アメリカフリーダムコープス(コミュニティの安全やケアをする組織)を立ち上げた。この活動をサポートし、実行に移すために、連邦政府が始めたプログラムが、シティズンコープスである。このプログラムを通じて、テロ、犯罪、環境衛生、災害などの全ての種類の脅威に対応し、コミュニティの安全で強く、より対応力をつけるために、教育、訓練、ボランティアを行なうことで、個人の力を地域の安全確保に役立てることを目指している。

シティズンコープスは、2002年ブッシュ大統領がアメリカフリーダムコープス(全国的な自警組織)と共に開始した市民自衛プログラムである。このプログラムは、2004年、国家安全保障省の中の部門の業務として位置づけられ、地方自治体との調整やテロを中心とする災害への備えに携わっている。

現在もシティズンコープスは、アメリカフリーダムコープスの一部として機能している。

制度としては、発足して間もなく、連邦レベルでは担当者が2名しかいない(2004年3月時点)制度の運用と展開については、現在も検討が進められている。

(2) 運用体制

シティズンコープスの狙いは普遍的なものであるが、実際これを実行するとなると、地域によって様々である。このため、シティズンコープスの使命を具体化するため、全国レベル、州レベル、地方レベルでシティズンコープス評議会が設けられ、プログラムの実行を図る仕組みとなっている。(次ページ参照)

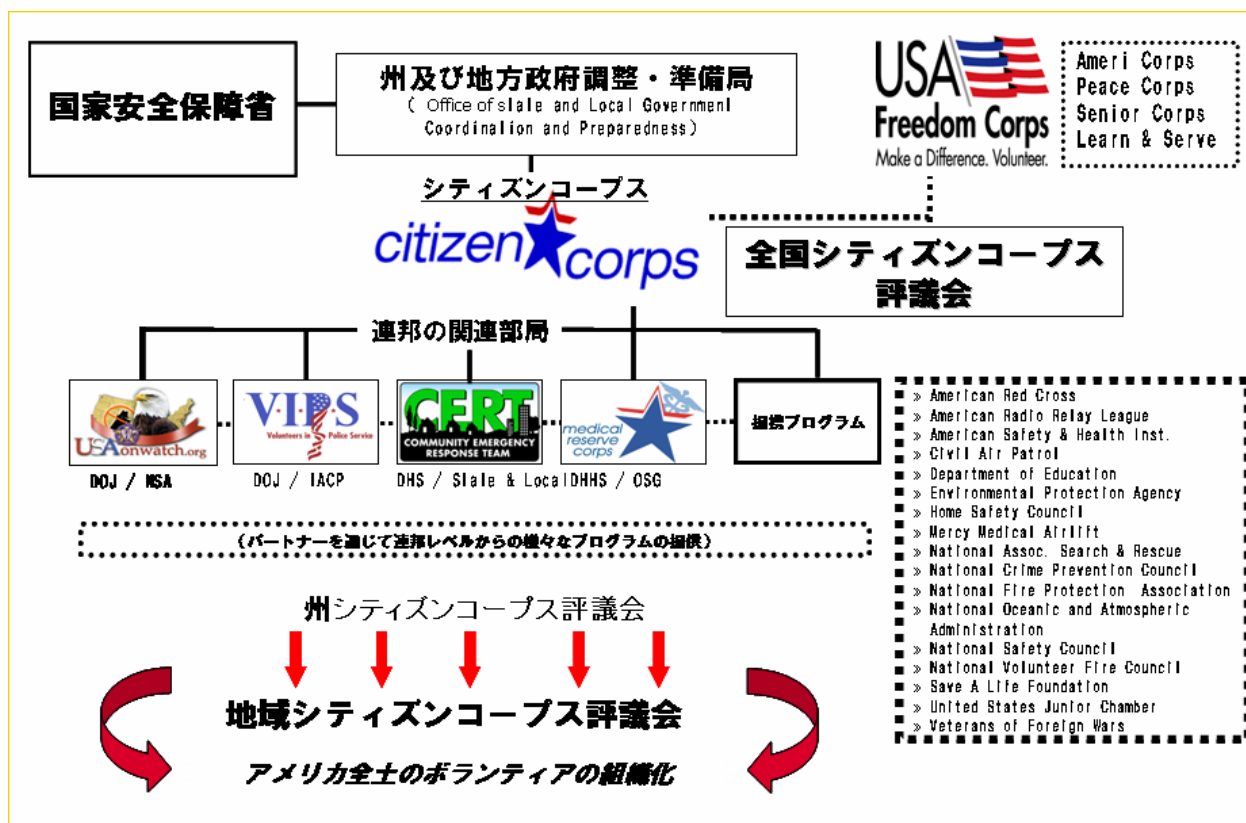
各地域に設立された地方シティズンコープス評議会が、具体のプログラム遂行の責任を負うシステムである。

1) 連邦全体での運用体制

シティズンコープスを運営するため、連邦、州、地方レベルに評議会を設置し、全国レベルの様々なボランティア組織 (Ameri Corps、Peace Corps Senior Corps など) と協力しつつ、コミュニティの安全を高めるプログラムの実施を推進している。

また、シティズンコープスの使命に合致するプログラムを有する連邦部局の協力を得て、CERT (国土安全局) など、様々なプログラムを実施している。

図 2-1 シティズンコープスの運用体制



2) シティズンコープス評議会

構成メンバー

地域レベルでは、コミュニティが、シティズンコープス評議会を立ち上げ、シティズンコープスのウェブサイトを通じて、登録することが進められている。

以下のようなメンバーで構成することが推奨されている。

- ・ 緊急事態管理や災害初期対応を行う、警察、消防士、緊急医療士、救命士、公務員
- ・ ボランティア、議員、ビジネスリーダー
- ・ 学校の代表
- ・ 交通部門
- ・ メディア経営者
- ・ 少数民族や特別に必要な代表

評議会の責務

地域レベルのシティズンコープス評議会は、以下のような責務を担うことが求められている。

- ・ コミュニティの強みを活かしてコミュニティ全体のための戦略的な計画を展開する
- ・ コミュニティや家族の安全のために、公共教育、訓練、ボランティアの機会を提供することに焦点をあてる
- ・ 市民が緊急事態警報システムにつながれていること確かめる
- ・ シティズンコープスのプログラムを進め、監督する
- ・ 特別な技術や関心を引き出す機会を提供する
- ・ 特別なプロジェクトやイベントを組織する
- ・ 優れた取組みを把握し、成果を報告する

(3) プロジェクトインパクトとシティズンコープスの比較

プロジェクトインパクトとシティズンコープスは、共に地域のパートナーシップに基づき、コミュニティ全体のための戦略的な計画を展開することを目指しており、訓練、公共教育、ボランティアなどに活動の焦点をあわせている。

しかし、プロジェクトインパクトは長期的な戦略に基づいている一方、シティズンコープスは緊急事態への即応を狙いとしており、テロ等の災害が発生した時にこれに対応する市民を育てることが目標となっているため、活動評価、危険度評価などは、プログラムの視野に入っていない。

1) プロジェクトインパクトとシティズンコープスの類似点

両制度は、コミュニティを基礎としたパートナーシップを育てるという手法において類似点が多い。

- ・両プログラムとも、コミュニティ全体のための戦略的な活動を展開するコミュニティの組織をつくり、地域コミュニティに基礎を置いたパートナーシップを発展させることに焦点をあてている。
- ・両プログラムとも、連邦レベルの様々なプログラム（CERTなど）のボランティアプログラムを活用し、コミュニティや家族の安全を高めるための公共教育、訓練、ボランティアの機会の提供など、様々なプログラムを実行している。
- ・両プログラムとも、公衆の関心を呼び覚ますため、イベント、プロジェクトの実施に焦点をあてている。

2) プロジェクトインパクトとシティズンコープスの相違点

プロジェクトインパクトは、現状の危険度の把握と対策の評価から、減災計画を立案し、具体化していく中長期的な戦略に基づく一方、シティズンコープスは、テロ等の災害への即応力の強化を目指しており、プロセスにおいては相違点が多い。

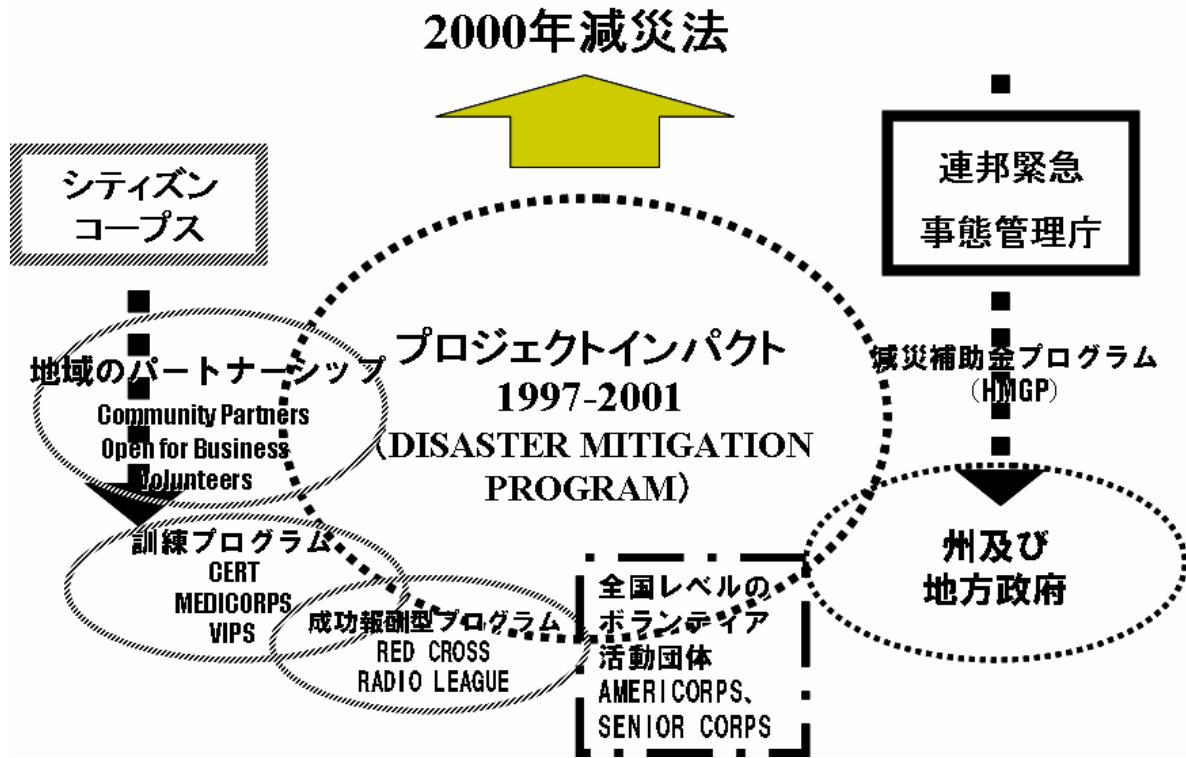
- ・プロジェクトインパクトの使命は長期的な減災であることに対して、シティズンコープスの使命は災害対応への備えに焦点があたっている。
- ・プロジェクトインパクトの目標は、災害対応力のあるコミュニティをかたちづくることにあることに対して、シティズンコープスの目標はテロ等の災害への初期対応力を付けるため、コミュニティにおいてボランティアを準備することにある。
- ・プロジェクトインパクトは自然災害、人為的災害に対する危険度評価と減災計画を含むが、シティズンコープスでは、その観点は組み込まれていない。

い。

<参考：体制変更に伴う連邦緊急事態管理庁の位置づけの変化>

国家安全保障省の設立以降は、連邦緊急事態管理庁の職務は、減災対策に限定されることとなり、例えば、CERTなどの訓練プログラムなどは、シティズンコープスを扱う、国土安全局（Department of Homeland Security）に移管された。

図 2-2 プロジェクトインパクトその後の防災対策の位置づけ



2-2. タルサ市に見るシティズンコープス制度の実施事例

(1) 実施プログラム

タルサ市は、プロジェクトインパクトの実施都市である。タルサシティズンコープスは、7つのプログラムからなる。これからのプログラムを通して、受け取った補助金の総額は、76.6万ドルになる。この内、4つのプログラムは連邦レベルで準備されているプログラムを活用し、3つのプログラムがタルサ市独自のプログラムである。(図2-3参照)

1) 言語文化銀行 (Language Cultural Bank)

このプログラムは、緊急事態の際、環境衛生や安全を守るため、様々な民族、言語を持つ人々を支援することを目的に翻訳、言葉のサポートを行なうものである。タルサでは、イスラム語を話すボランティアが評議会に参加している。

2) 安全・安心ボランティアプログラム (Safe& Secure Volunteer Program)

このプログラムは、危険評価、教育、災害への備えなどを通じて、自然、或いは人災の備えたコミュニティづくりをサポートするS & Sプログラムファシリテータを育成するプログラムである。専門家によるトレーニングが、40時間、7段階のステップに分けて行なわれる。

プログラムは、連邦レベルの組織が様々なプログラムを準備されている。

3) タルサ応急対応人材連合 (Tulsa Human Response Coalition)

このプログラムは、建設、医療、精神衛生など、緊急事態が発生した時に役立つ職能を有する人材を登録し、緊急時にオンコールで災害の初期対応に参加してもらうプログラムである。

4) CERT (Community Emergency Response Team)

CERTチームは、緊急医療や探索、救助などを訓練するプログラムである。(P36, 37を参照のこと)

5) 近隣見守り (Alert Neighborhoods (Neighborhood Watch))

このプログラムは、犯罪やテロ、強盗、などから近隣を守るため、近隣の見守りや予防措置などに取組みプログラムである。

6) 警察支援ボランティア (VIPS: Volunteers in Police Service)

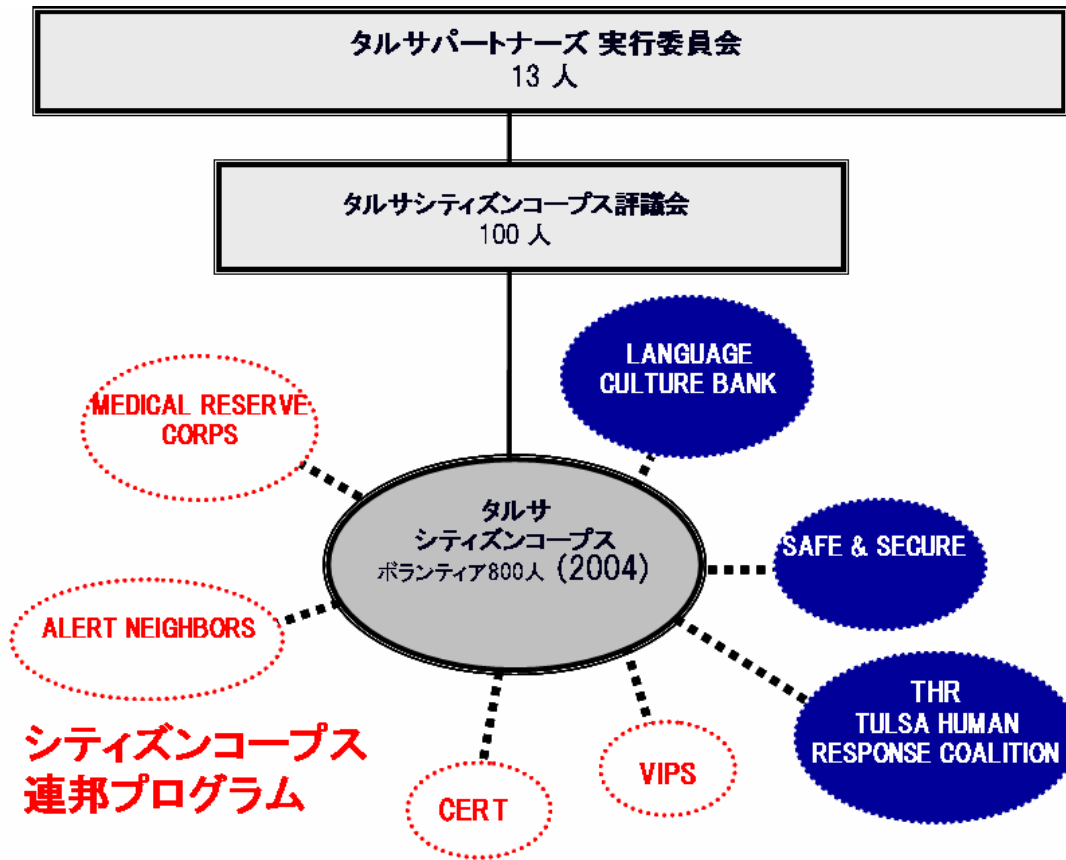
犯罪やテロからコミュニティを守るために、警察をサポートするプログラム。学校放課後のプログラム、報告書のタイピング、電話の受け答え、統計データの取りまとめなどを行なう。

7) 医療支援予備隊 (MRC: Medical Reserve Corps)

ヘルスケアについての専門家が、緊急事態に即応できるように、ヘルスケア専門家をサポートする市民登録し、進行中のヘルスケアに関わりながら、緊急

事態への対応準備を行うプログラムである。

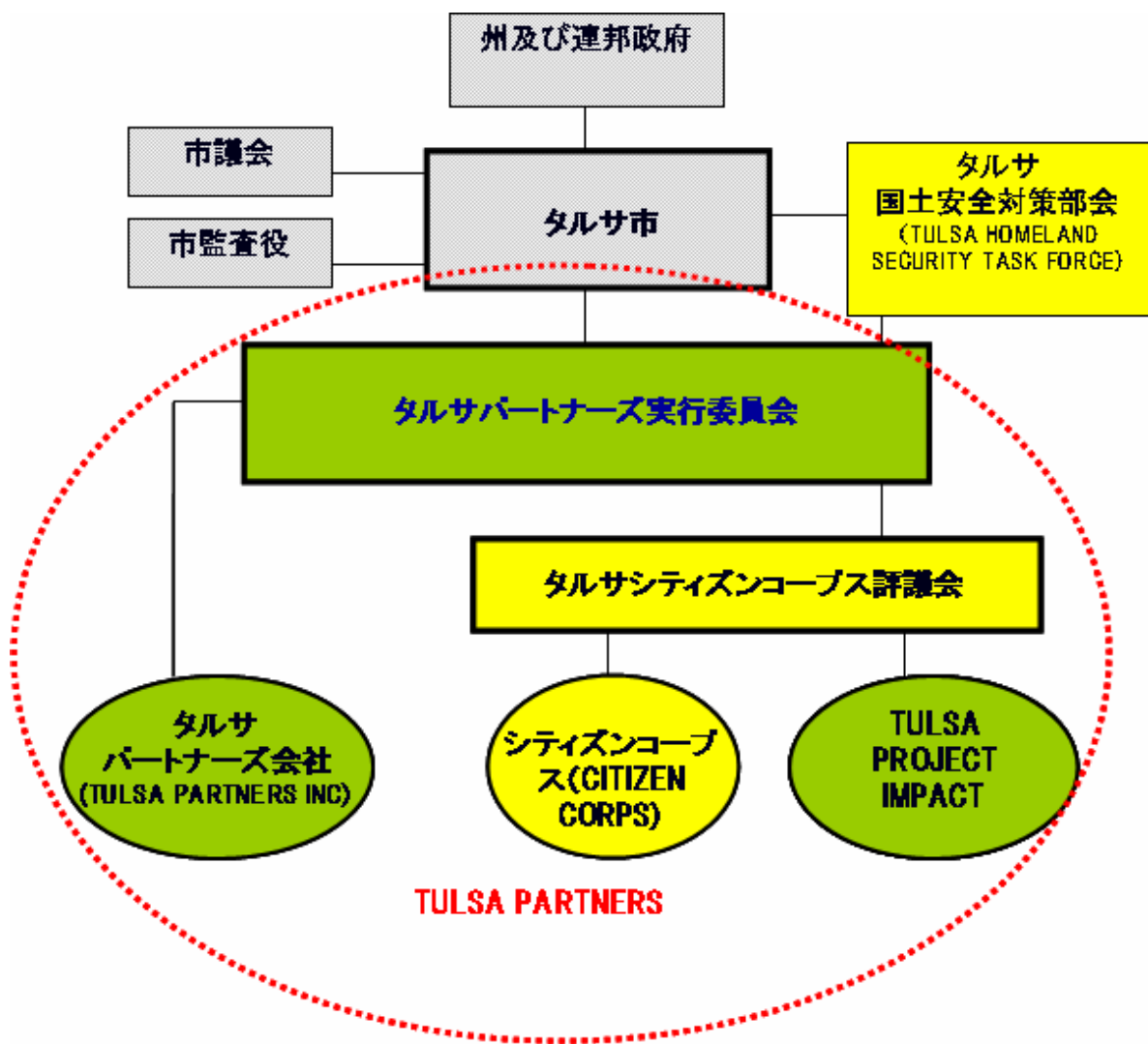
図 2-3 シティズンコープスプログラム運営体制



(2) 運営体制

タルサ市では、プロジェクトインパクトから、シティズンコープスへの、体制を移行した。実行委員会をそのまま維持し、シティズンコープスと、プロジェクトインパクトの両プログラムを運営する体制を構築したのである。こうして、タルサ市では、プロジェクトインパクト制度が終了後も、減災対策への取組みが継続することとなった。(図 2-3、 2-4 参照)

図 2-4 シティズンコープスの運営体制



<参考資料 1 : 2000 年減災法 : DISASTER MITIGATION ACT OF 2000>

Public Law 106-390
106th Congress

An Act

Oct. 30, 2000
[H.R. 707]

To amend the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act to authorize a program for predisaster mitigation, to streamline the administration of disaster relief, to control the Federal costs of disaster assistance, and for other purposes.

Be it enacted by the Senate and House of Representatives of the United States of America in Congress assembled,

Disaster
Mitigation Act of
2000.

42 USC 5121
note.

SECTION 1. SHORT TITLE; TABLE OF CONTENTS.

(a) **SHORT TITLE.**—This Act may be cited as the “Disaster Mitigation Act of 2000”.

(b) **TABLE OF CONTENTS.**—The table of contents of this Act is as follows:

Sec. 1. Short title; table of contents.

TITLE I—PREDISASTER HAZARD MITIGATION

Sec. 101. Findings and purpose.

Sec. 102. Predisaster hazard mitigation.

Sec. 103. Interagency task force.

Sec. 104. Mitigation planning; minimum standards for public and private structures.

TITLE II—STREAMLINING AND COST REDUCTION

Sec. 201. Technical amendments.

Sec. 202. Management costs.

Sec. 203. Public notice, comment, and consultation requirements.

Sec. 204. State administration of hazard mitigation grant program.

Sec. 205. Assistance to repair, restore, reconstruct, or replace damaged facilities.

Sec. 206. Federal assistance to individuals and households.

Sec. 207. Community disaster loans.

Sec. 208. Report on State management of small disasters initiative.

Sec. 209. Study regarding cost reduction.

TITLE III—MISCELLANEOUS

Sec. 301. Technical correction of short title.

Sec. 302. Definitions.

Sec. 303. Fire management assistance.

Sec. 304. Disaster grant closeout procedures.

Sec. 305. Public safety officer benefits for certain Federal and State employees.

Sec. 306. Buy American.

Sec. 307. Treatment of certain real property.

Sec. 308. Study of participation by Indian tribes in emergency management.

**TITLE I—PREDISASTER HAZARD
MITIGATION**

42 USC 5133
note.

SEC. 101. FINDINGS AND PURPOSE.

(a) **FINDINGS.**—Congress finds that—

(1) natural disasters, including earthquakes, tsunamis, tornadoes, hurricanes, flooding, and wildfires, pose great danger to human life and to property throughout the United States;

(2) greater emphasis needs to be placed on—

(A) identifying and assessing the risks to States and local governments (including Indian tribes) from natural disasters;

(B) implementing adequate measures to reduce losses from natural disasters; and

(C) ensuring that the critical services and facilities of communities will continue to function after a natural disaster;

(3) expenditures for postdisaster assistance are increasing without commensurate reductions in the likelihood of future losses from natural disasters;

(4) in the expenditure of Federal funds under the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5121 et seq.), high priority should be given to mitigation of hazards at the local level; and

(5) with a unified effort of economic incentives, awareness and education, technical assistance, and demonstrated Federal support, States and local governments (including Indian tribes) will be able to—

(A) form effective community-based partnerships for hazard mitigation purposes;

(B) implement effective hazard mitigation measures that reduce the potential damage from natural disasters;

(C) ensure continued functionality of critical services;

(D) leverage additional non-Federal resources in meeting natural disaster resistance goals; and

(E) make commitments to long-term hazard mitigation efforts to be applied to new and existing structures.

(b) **PURPOSE.**—The purpose of this title is to establish a national disaster hazard mitigation program—

(1) to reduce the loss of life and property, human suffering, economic disruption, and disaster assistance costs resulting from natural disasters; and

(2) to provide a source of predisaster hazard mitigation funding that will assist States and local governments (including Indian tribes) in implementing effective hazard mitigation measures that are designed to ensure the continued functionality of critical services and facilities after a natural disaster.

SEC. 102. PREDISASTER HAZARD MITIGATION.

(a) **IN GENERAL.**—Title II of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5131 et seq.) is amended by adding at the end the following:

“SEC. 203. PREDISASTER HAZARD MITIGATION.

“(a) **DEFINITION OF SMALL IMPOVERISHED COMMUNITY.**—In this section, the term ‘small impoverished community’ means a community of 3,000 or fewer individuals that is economically disadvantaged, as determined by the State in which the community is located and based on criteria established by the President.

“(b) **ESTABLISHMENT OF PROGRAM.**—The President may establish a program to provide technical and financial assistance to States and local governments to assist in the implementation of

President.
42 USC 5133.

predisaster hazard mitigation measures that are cost-effective and are designed to reduce injuries, loss of life, and damage and destruction of property, including damage to critical services and facilities under the jurisdiction of the States or local governments.

“(c) APPROVAL BY PRESIDENT.—If the President determines that a State or local government has identified natural disaster hazards in areas under its jurisdiction and has demonstrated the ability to form effective public-private natural disaster hazard mitigation partnerships, the President, using amounts in the National Predisaster Mitigation Fund established under subsection (i) (referred to in this section as the ‘Fund’), may provide technical and financial assistance to the State or local government to be used in accordance with subsection (e).

“(d) STATE RECOMMENDATIONS.—

“(1) IN GENERAL.—

“(A) RECOMMENDATIONS.—The Governor of each State may recommend to the President not fewer than five local governments to receive assistance under this section.

“(B) DEADLINE FOR SUBMISSION.—The recommendations under subparagraph (A) shall be submitted to the President not later than October 1, 2001, and each October 1st thereafter or such later date in the year as the President may establish.

“(C) CRITERIA.—In making recommendations under subparagraph (A), a Governor shall consider the criteria specified in subsection (g).

“(2) USE.—

“(A) IN GENERAL.—Except as provided in subparagraph (B), in providing assistance to local governments under this section, the President shall select from local governments recommended by the Governors under this subsection.

“(B) EXTRAORDINARY CIRCUMSTANCES.—In providing assistance to local governments under this section, the President may select a local government that has not been recommended by a Governor under this subsection if the President determines that extraordinary circumstances justify the selection and that making the selection will further the purpose of this section.

“(3) EFFECT OF FAILURE TO NOMINATE.—If a Governor of a State fails to submit recommendations under this subsection in a timely manner, the President may select, subject to the criteria specified in subsection (g), any local governments of the State to receive assistance under this section.

“(e) USES OF TECHNICAL AND FINANCIAL ASSISTANCE.—

“(1) IN GENERAL.—Technical and financial assistance provided under this section—

“(A) shall be used by States and local governments principally to implement predisaster hazard mitigation measures that are cost-effective and are described in proposals approved by the President under this section; and

“(B) may be used—

“(i) to support effective public-private natural disaster hazard mitigation partnerships;

“(ii) to improve the assessment of a community’s vulnerability to natural hazards; or

President.

“(iii) to establish hazard mitigation priorities, and an appropriate hazard mitigation plan, for a community.

“(2) DISSEMINATION.—A State or local government may use not more than 10 percent of the financial assistance received by the State or local government under this section for a fiscal year to fund activities to disseminate information regarding cost-effective mitigation technologies.

“(f) ALLOCATION OF FUNDS.—The amount of financial assistance made available to a State (including amounts made available to local governments of the State) under this section for a fiscal year—

“(1) shall be not less than the lesser of—

“(A) \$500,000; or

“(B) the amount that is equal to 1.0 percent of the total funds appropriated to carry out this section for the fiscal year;

“(2) shall not exceed 15 percent of the total funds described in paragraph (1)(B); and

“(3) shall be subject to the criteria specified in subsection

(g).

“(g) CRITERIA FOR ASSISTANCE AWARDS.—In determining whether to provide technical and financial assistance to a State or local government under this section, the President shall take into account—

“(1) the extent and nature of the hazards to be mitigated;

“(2) the degree of commitment of the State or local government to reduce damages from future natural disasters;

“(3) the degree of commitment by the State or local government to support ongoing non-Federal support for the hazard mitigation measures to be carried out using the technical and financial assistance;

“(4) the extent to which the hazard mitigation measures to be carried out using the technical and financial assistance contribute to the mitigation goals and priorities established by the State;

“(5) the extent to which the technical and financial assistance is consistent with other assistance provided under this Act;

“(6) the extent to which prioritized, cost-effective mitigation activities that produce meaningful and definable outcomes are clearly identified;

“(7) if the State or local government has submitted a mitigation plan under section 322, the extent to which the activities identified under paragraph (6) are consistent with the mitigation plan;

“(8) the opportunity to fund activities that maximize net benefits to society;

“(9) the extent to which assistance will fund mitigation activities in small impoverished communities; and

“(10) such other criteria as the President establishes in consultation with State and local governments. President.

“(h) FEDERAL SHARE.—

“(1) IN GENERAL.—Financial assistance provided under this section may contribute up to 75 percent of the total cost of mitigation activities approved by the President.

“(2) SMALL IMPOVERISHED COMMUNITIES.—Notwithstanding paragraph (1), the President may contribute up to 90 percent of the total cost of a mitigation activity carried out in a small impoverished community.

“(i) NATIONAL PREDISASTER MITIGATION FUND.—

“(1) ESTABLISHMENT.—The President may establish in the Treasury of the United States a fund to be known as the ‘National Predisaster Mitigation Fund’, to be used in carrying out this section.

“(2) TRANSFERS TO FUND.—There shall be deposited in the Fund—

“(A) amounts appropriated to carry out this section, which shall remain available until expended; and

“(B) sums available from gifts, bequests, or donations of services or property received by the President for the purpose of predisaster hazard mitigation.

“(3) EXPENDITURES FROM FUND.—Upon request by the President, the Secretary of the Treasury shall transfer from the Fund to the President such amounts as the President determines are necessary to provide technical and financial assistance under this section.

“(4) INVESTMENT OF AMOUNTS.—

“(A) IN GENERAL.—The Secretary of the Treasury shall invest such portion of the Fund as is not, in the judgment of the Secretary of the Treasury, required to meet current withdrawals. Investments may be made only in interest-bearing obligations of the United States.

“(B) ACQUISITION OF OBLIGATIONS.—For the purpose of investments under subparagraph (A), obligations may be acquired—

“(i) on original issue at the issue price; or

“(ii) by purchase of outstanding obligations at the market price.

“(C) SALE OF OBLIGATIONS.—Any obligation acquired by the Fund may be sold by the Secretary of the Treasury at the market price.

“(D) CREDITS TO FUND.—The interest on, and the proceeds from the sale or redemption of, any obligations held in the Fund shall be credited to and form a part of the Fund.

“(E) TRANSFERS OF AMOUNTS.—

“(i) IN GENERAL.—The amounts required to be transferred to the Fund under this subsection shall be transferred at least monthly from the general fund of the Treasury to the Fund on the basis of estimates made by the Secretary of the Treasury.

“(ii) ADJUSTMENTS.—Proper adjustment shall be made in amounts subsequently transferred to the extent prior estimates were in excess of or less than the amounts required to be transferred.

“(j) LIMITATION ON TOTAL AMOUNT OF FINANCIAL ASSISTANCE.—The President shall not provide financial assistance under this section in an amount greater than the amount available in the Fund.

“(k) MULTHAZARD ADVISORY MAPS.—

“(1) DEFINITION OF MULTHAZARD ADVISORY MAP.—In this subsection, the term ‘multihazard advisory map’ means a map

on which hazard data concerning each type of natural disaster is identified simultaneously for the purpose of showing areas of hazard overlap.

“(2) DEVELOPMENT OF MAPS.—In consultation with States, local governments, and appropriate Federal agencies, the President shall develop multihazard advisory maps for areas, in not fewer than five States, that are subject to commonly recurring natural hazards (including flooding, hurricanes and severe winds, and seismic events).”

“(3) USE OF TECHNOLOGY.—In developing multihazard advisory maps under this subsection, the President shall use, to the maximum extent practicable, the most cost-effective and efficient technology available.

“(4) USE OF MAPS.—

“(A) ADVISORY NATURE.—The multihazard advisory maps shall be considered to be advisory and shall not require the development of any new policy by, or impose any new policy on, any government or private entity.

“(B) AVAILABILITY OF MAPS.—The multihazard advisory maps shall be made available to the appropriate State and local governments for the purposes of—

“(i) informing the general public about the risks of natural hazards in the areas described in paragraph (2);

“(ii) supporting the activities described in subsection (e); and

“(iii) other public uses.

“(1) REPORT ON FEDERAL AND STATE ADMINISTRATION.—Not later than 18 months after the date of the enactment of this section, the President, in consultation with State and local governments, shall submit to Congress a report evaluating efforts to implement this section and recommending a process for transferring greater authority and responsibility for administering the assistance program established under this section to capable States.”

“(m) TERMINATION OF AUTHORITY.—The authority provided by this section terminates December 31, 2003.”

(b) CONFORMING AMENDMENT.—Title II of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5131 et seq.) is amended by striking the title heading and inserting the following:

**“TITLE II—DISASTER PREPAREDNESS
AND MITIGATION ASSISTANCE”.**

SEC. 103. INTERAGENCY TASK FORCE.

Title II of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5131 et seq.) (as amended by section 102(a)) is amended by adding at the end the following:

“SEC. 204. INTERAGENCY TASK FORCE.

42 USC 5134.

“(a) IN GENERAL.—The President shall establish a Federal interagency task force for the purpose of coordinating the implementation of predisaster hazard mitigation programs administered by the Federal Government.

“(b) CHAIRPERSON.—The Director of the Federal Emergency Management Agency shall serve as the chairperson of the task force.

“(c) MEMBERSHIP.—The membership of the task force shall include representatives of—

- “(1) relevant Federal agencies;
- “(2) State and local government organizations (including Indian tribes); and
- “(3) the American Red Cross.”.

SEC. 104. MITIGATION PLANNING; MINIMUM STANDARDS FOR PUBLIC AND PRIVATE STRUCTURES.

(a) IN GENERAL.—Title III of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5141 et seq.) is amended by adding at the end the following:

42 USC 5165.

“SEC. 322. MITIGATION PLANNING.

“(a) REQUIREMENT OF MITIGATION PLAN.—As a condition of receipt of an increased Federal share for hazard mitigation measures under subsection (e), a State, local, or tribal government shall develop and submit for approval to the President a mitigation plan that outlines processes for identifying the natural hazards, risks, and vulnerabilities of the area under the jurisdiction of the government.

“(b) LOCAL AND TRIBAL PLANS.—Each mitigation plan developed by a local or tribal government shall—

- “(1) describe actions to mitigate hazards, risks, and vulnerabilities identified under the plan; and
- “(2) establish a strategy to implement those actions.

“(c) STATE PLANS.—The State process of development of a mitigation plan under this section shall—

- “(1) identify the natural hazards, risks, and vulnerabilities of areas in the State;
- “(2) support development of local mitigation plans;
- “(3) provide for technical assistance to local and tribal governments for mitigation planning; and
- “(4) identify and prioritize mitigation actions that the State will support, as resources become available.

“(d) FUNDING.—

“(1) IN GENERAL.—Federal contributions under section 404 may be used to fund the development and updating of mitigation plans under this section.

“(2) MAXIMUM FEDERAL CONTRIBUTION.—With respect to any mitigation plan, a State, local, or tribal government may use an amount of Federal contributions under section 404 not to exceed 7 percent of the amount of such contributions available to the government as of a date determined by the government.

“(e) INCREASED FEDERAL SHARE FOR HAZARD MITIGATION MEASURES.—

“(1) IN GENERAL.—If, at the time of the declaration of a major disaster, a State has in effect an approved mitigation plan under this section, the President may increase to 20 percent, with respect to the major disaster, the maximum percentage specified in the last sentence of section 404(a).

“(2) FACTORS FOR CONSIDERATION.—In determining whether to increase the maximum percentage under paragraph (1), the President shall consider whether the State has established—

President.

“(A) eligibility criteria for property acquisition and other types of mitigation measures;

“(B) requirements for cost effectiveness that are related to the eligibility criteria;

“(C) a system of priorities that is related to the eligibility criteria; and

“(D) a process by which an assessment of the effectiveness of a mitigation action may be carried out after the mitigation action is complete.

“SEC. 323. MINIMUM STANDARDS FOR PUBLIC AND PRIVATE STRUCTURES. 42 USC 5165a.

“(a) **IN GENERAL.**—As a condition of receipt of a disaster loan or grant under this Act—

“(1) the recipient shall carry out any repair or construction to be financed with the loan or grant in accordance with applicable standards of safety, decency, and sanitation and in conformity with applicable codes, specifications, and standards; and

“(2) the President may require safe land use and construction practices, after adequate consultation with appropriate State and local government officials.

“(b) **EVIDENCE OF COMPLIANCE.**—A recipient of a disaster loan or grant under this Act shall provide such evidence of compliance with this section as the President may require by regulation.”.

(b) **LOSSES FROM STRAIGHT LINE WINDS.**—The President shall increase the maximum percentage specified in the last sentence of section 404(a) of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5170c(a)) from 15 percent to 20 percent with respect to any major disaster that is in the State of Minnesota and for which assistance is being provided as of the date of the enactment of this Act, except that additional assistance provided under this subsection shall not exceed \$6,000,000. The mitigation measures assisted under this subsection shall be related to losses in the State of Minnesota from straight line winds.

President.

(c) **CONFORMING AMENDMENTS.**—

(1) Section 404(a) of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5170c(a)) is amended—

(A) in the second sentence, by striking “section 409” and inserting “section 322”; and

(B) in the third sentence, by striking “The total” and inserting “Subject to section 322, the total”.

(2) Section 409 of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5176) is repealed.

TITLE II—STREAMLINING AND COST REDUCTION

SEC. 201. TECHNICAL AMENDMENTS.

Section 311 of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5154) is amended in subsections (a)(1), (b), and (c) by striking “section 803 of the Public Works and Economic Development Act of 1965” each place it appears

and inserting “section 209(c)(2) of the Public Works and Economic Development Act of 1965 (42 U.S.C. 3149(c)(2))”.

SEC. 202. MANAGEMENT COSTS.

(a) **IN GENERAL.**—Title III of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5141 et seq.) (as amended by section 104(a)) is amended by adding at the end the following:

42 USC 5165b.

“SEC. 324. MANAGEMENT COSTS.

“(a) **DEFINITION OF MANAGEMENT COST.**—In this section, the term ‘management cost’ includes any indirect cost, any administrative expense, and any other expense not directly chargeable to a specific project under a major disaster, emergency, or disaster preparedness or mitigation activity or measure.

Regulations.

“(b) **ESTABLISHMENT OF MANAGEMENT COST RATES.**—Notwithstanding any other provision of law (including any administrative rule or guidance), the President shall by regulation establish management cost rates, for grantees and subgrantees, that shall be used to determine contributions under this Act for management costs.

Deadline.

“(c) **REVIEW.**—The President shall review the management cost rates established under subsection (b) not later than 3 years after the date of establishment of the rates and periodically thereafter.”.

42 USC 5165b
note.

(b) **APPLICABILITY.**—

(1) **IN GENERAL.**—Subject to paragraph (2), subsections (a) and (b) of section 324 of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (as added by subsection (a)) shall apply to major disasters declared under that Act on or after the date of the enactment of this Act.

(2) **INTERIM AUTHORITY.**—Until the date on which the President establishes the management cost rates under section 324 of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (as added by subsection (a)), section 406(f) of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5172(f)) (as in effect on the day before the date of the enactment of this Act) shall be used to establish management cost rates.

SEC. 203. PUBLIC NOTICE, COMMENT, AND CONSULTATION REQUIREMENTS.

Title III of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5141 et seq.) (as amended by section 202(a)) is amended by adding at the end the following:

42 USC 5165c.

“SEC. 325. PUBLIC NOTICE, COMMENT, AND CONSULTATION REQUIREMENTS.

“(a) **PUBLIC NOTICE AND COMMENT CONCERNING NEW OR MODIFIED POLICIES.**—

President.

“(1) **IN GENERAL.**—The President shall provide for public notice and opportunity for comment before adopting any new or modified policy that—

“(A) governs implementation of the public assistance program administered by the Federal Emergency Management Agency under this Act; and

“(B) could result in a significant reduction of assistance under the program.

“(2) APPLICATION.—Any policy adopted under paragraph (1) shall apply only to a major disaster or emergency declared on or after the date on which the policy is adopted.

“(b) CONSULTATION CONCERNING INTERIM POLICIES.—

“(1) IN GENERAL.—Before adopting any interim policy under the public assistance program to address specific conditions that relate to a major disaster or emergency that has been declared under this Act, the President, to the maximum extent practicable, shall solicit the views and recommendations of grantees and subgrantees with respect to the major disaster or emergency concerning the potential interim policy, if the interim policy is likely—

“(A) to result in a significant reduction of assistance to applicants for the assistance with respect to the major disaster or emergency; or

“(B) to change the terms of a written agreement to which the Federal Government is a party concerning the declaration of the major disaster or emergency.

“(2) NO LEGAL RIGHT OF ACTION.—Nothing in this subsection confers a legal right of action on any party.

“(c) PUBLIC ACCESS.—The President shall promote public access to policies governing the implementation of the public assistance program.” President.

SEC. 204. STATE ADMINISTRATION OF HAZARD MITIGATION GRANT PROGRAM.

Section 404 of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5170c) is amended by adding at the end the following:

“(c) PROGRAM ADMINISTRATION BY STATES.—

“(1) IN GENERAL.—A State desiring to administer the hazard mitigation grant program established by this section with respect to hazard mitigation assistance in the State may submit to the President an application for the delegation of the authority to administer the program.

“(2) CRITERIA.—The President, in consultation and coordination with States and local governments, shall establish criteria for the approval of applications submitted under paragraph (1). The criteria shall include, at a minimum—

“(A) the demonstrated ability of the State to manage the grant program under this section;

“(B) there being in effect an approved mitigation plan under section 322; and

“(C) a demonstrated commitment to mitigation activities.

“(3) APPROVAL.—The President shall approve an application submitted under paragraph (1) that meets the criteria established under paragraph (2).” President.

“(4) WITHDRAWAL OF APPROVAL.—If, after approving an application of a State submitted under paragraph (1), the President determines that the State is not administering the hazard mitigation grant program established by this section in a manner satisfactory to the President, the President shall withdraw the approval.

“(5) AUDITS.—The President shall provide for periodic audits of the hazard mitigation grant programs administered by States under this subsection.” President.

SEC. 205. ASSISTANCE TO REPAIR, RESTORE, RECONSTRUCT, OR REPLACE DAMAGED FACILITIES.

(a) CONTRIBUTIONS.—Section 406 of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5172) is amended by striking subsection (a) and inserting the following:

“(a) CONTRIBUTIONS.—

“(1) IN GENERAL.—The President may make contributions—

“(A) to a State or local government for the repair, restoration, reconstruction, or replacement of a public facility damaged or destroyed by a major disaster and for associated expenses incurred by the government; and

“(B) subject to paragraph (3), to a person that owns or operates a private nonprofit facility damaged or destroyed by a major disaster for the repair, restoration, reconstruction, or replacement of the facility and for associated expenses incurred by the person.

“(2) ASSOCIATED EXPENSES.—For the purposes of this section, associated expenses shall include—

“(A) the costs of mobilizing and employing the National Guard for performance of eligible work;

“(B) the costs of using prison labor to perform eligible work, including wages actually paid, transportation to a worksite, and extraordinary costs of guards, food, and lodging; and

“(C) base and overtime wages for the employees and extra hires of a State, local government, or person described in paragraph (1) that perform eligible work, plus fringe benefits on such wages to the extent that such benefits were being paid before the major disaster.

“(3) CONDITIONS FOR ASSISTANCE TO PRIVATE NONPROFIT FACILITIES.—

“(A) IN GENERAL.—The President may make contributions to a private nonprofit facility under paragraph (1)(B) only if—

“(i) the facility provides critical services (as defined by the President) in the event of a major disaster; or

“(ii) the owner or operator of the facility—

“(I) has applied for a disaster loan under section 7(b) of the Small Business Act (15 U.S.C. 636(b)); and

“(II)(aa) has been determined to be ineligible for such a loan; or

“(bb) has obtained such a loan in the maximum amount for which the Small Business Administration determines the facility is eligible.

“(B) DEFINITION OF CRITICAL SERVICES.—In this paragraph, the term ‘critical services’ includes power, water (including water provided by an irrigation organization or facility), sewer, wastewater treatment, communications, and emergency medical care.

“(4) NOTIFICATION TO CONGRESS.—Before making any contribution under this section in an amount greater than \$20,000,000, the President shall notify—

“(A) the Committee on Environment and Public Works of the Senate;

“(B) the Committee on Transportation and Infrastructure of the House of Representatives;

“(C) the Committee on Appropriations of the Senate; and

“(D) the Committee on Appropriations of the House of Representatives.”.

(b) FEDERAL SHARE.—Section 406 of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5172) is amended by striking subsection (b) and inserting the following:

“(b) FEDERAL SHARE.—

“(1) MINIMUM FEDERAL SHARE.—Except as provided in paragraph (2), the Federal share of assistance under this section shall be not less than 75 percent of the eligible cost of repair, restoration, reconstruction, or replacement carried out under this section.

“(2) REDUCED FEDERAL SHARE.—The President shall promulgate regulations to reduce the Federal share of assistance under this section to not less than 25 percent in the case of the repair, restoration, reconstruction, or replacement of any eligible public facility or private nonprofit facility following an event associated with a major disaster—

President.
Regulations.

“(A) that has been damaged, on more than one occasion within the preceding 10-year period, by the same type of event; and

“(B) the owner of which has failed to implement appropriate mitigation measures to address the hazard that caused the damage to the facility.”.

(c) LARGE IN-LIEU CONTRIBUTIONS.—Section 406 of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5172) is amended by striking subsection (c) and inserting the following:

“(c) LARGE IN-LIEU CONTRIBUTIONS.—

“(1) FOR PUBLIC FACILITIES.—

“(A) IN GENERAL.—In any case in which a State or local government determines that the public welfare would not best be served by repairing, restoring, reconstructing, or replacing any public facility owned or controlled by the State or local government, the State or local government may elect to receive, in lieu of a contribution under subsection (a)(1)(A), a contribution in an amount equal to 75 percent of the Federal share of the Federal estimate of the cost of repairing, restoring, reconstructing, or replacing the facility and of management expenses.

“(B) AREAS WITH UNSTABLE SOIL.—In any case in which a State or local government determines that the public welfare would not best be served by repairing, restoring, reconstructing, or replacing any public facility owned or controlled by the State or local government because soil instability in the disaster area makes repair, restoration, reconstruction, or replacement infeasible, the State or local government may elect to receive, in lieu of a contribution under subsection (a)(1)(A), a contribution in an amount equal to 90 percent of the Federal share of the Federal estimate of the cost of repairing, restoring, reconstructing, or replacing the facility and of management expenses.

“(C) USE OF FUNDS.—Funds contributed to a State or local government under this paragraph may be used—

“(i) to repair, restore, or expand other selected public facilities;

“(ii) to construct new facilities; or

“(iii) to fund hazard mitigation measures that the State or local government determines to be necessary to meet a need for governmental services and functions in the area affected by the major disaster.

“(D) LIMITATIONS.—Funds made available to a State or local government under this paragraph may not be used for—

“(i) any public facility located in a regulatory floodway (as defined in section 59.1 of title 44, Code of Federal Regulations (or a successor regulation)); or

“(ii) any uninsured public facility located in a special flood hazard area identified by the Director of the Federal Emergency Management Agency under the National Flood Insurance Act of 1968 (42 U.S.C. 4001 et seq.).

“(2) FOR PRIVATE NONPROFIT FACILITIES.—

“(A) IN GENERAL.—In any case in which a person that owns or operates a private nonprofit facility determines that the public welfare would not best be served by repairing, restoring, reconstructing, or replacing the facility, the person may elect to receive, in lieu of a contribution under subsection (a)(1)(B), a contribution in an amount equal to 75 percent of the Federal share of the Federal estimate of the cost of repairing, restoring, reconstructing, or replacing the facility and of management expenses.

“(B) USE OF FUNDS.—Funds contributed to a person under this paragraph may be used—

“(i) to repair, restore, or expand other selected private nonprofit facilities owned or operated by the person;

“(ii) to construct new private nonprofit facilities to be owned or operated by the person; or

“(iii) to fund hazard mitigation measures that the person determines to be necessary to meet a need for the person’s services and functions in the area affected by the major disaster.

“(C) LIMITATIONS.—Funds made available to a person under this paragraph may not be used for—

“(i) any private nonprofit facility located in a regulatory floodway (as defined in section 59.1 of title 44, Code of Federal Regulations (or a successor regulation)); or

“(ii) any uninsured private nonprofit facility located in a special flood hazard area identified by the Director of the Federal Emergency Management Agency under the National Flood Insurance Act of 1968 (42 U.S.C. 4001 et seq.).”

(d) ELIGIBLE COST.—

(1) IN GENERAL.—Section 406 of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5172) is amended by striking subsection (e) and inserting the following:

“(e) ELIGIBLE COST.—

“(1) DETERMINATION.—

“(A) IN GENERAL.—For the purposes of this section, the President shall estimate the eligible cost of repairing, restoring, reconstructing, or replacing a public facility or private nonprofit facility—

“(i) on the basis of the design of the facility as the facility existed immediately before the major disaster; and

“(ii) in conformity with codes, specifications, and standards (including floodplain management and hazard mitigation criteria required by the President or under the Coastal Barrier Resources Act (16 U.S.C. 3501 et seq.)) applicable at the time at which the disaster occurred.

“(B) COST ESTIMATION PROCEDURES.—

“(i) IN GENERAL.—Subject to paragraph (2), the President shall use the cost estimation procedures established under paragraph (3) to determine the eligible cost under this subsection.

“(ii) APPLICABILITY.—The procedures specified in this paragraph and paragraph (2) shall apply only to projects the eligible cost of which is equal to or greater than the amount specified in section 422.

“(2) MODIFICATION OF ELIGIBLE COST.—

“(A) ACTUAL COST GREATER THAN CEILING PERCENTAGE OF ESTIMATED COST.—In any case in which the actual cost of repairing, restoring, reconstructing, or replacing a facility under this section is greater than the ceiling percentage established under paragraph (3) of the cost estimated under paragraph (1), the President may determine that the eligible cost includes a portion of the actual cost of the repair, restoration, reconstruction, or replacement that exceeds the cost estimated under paragraph (1).

“(B) ACTUAL COST LESS THAN ESTIMATED COST.—

“(i) GREATER THAN OR EQUAL TO FLOOR PERCENTAGE OF ESTIMATED COST.—In any case in which the actual cost of repairing, restoring, reconstructing, or replacing a facility under this section is less than 100 percent of the cost estimated under paragraph (1), but is greater than or equal to the floor percentage established under paragraph (3) of the cost estimated under paragraph (1), the State or local government or person receiving funds under this section shall use the excess funds to carry out cost-effective activities that reduce the risk of future damage, hardship, or suffering from a major disaster.

“(ii) LESS THAN FLOOR PERCENTAGE OF ESTIMATED COST.—In any case in which the actual cost of repairing, restoring, reconstructing, or replacing a facility under this section is less than the floor percentage established under paragraph (3) of the cost estimated under paragraph (1), the State or local government or person receiving assistance under this section shall reimburse the President in the amount of the difference.

“(C) NO EFFECT ON APPEALS PROCESS.—Nothing in this paragraph affects any right of appeal under section 423.

“(3) EXPERT PANEL.—

“(A) ESTABLISHMENT.—Not later than 18 months after the date of the enactment of this paragraph, the President, acting through the Director of the Federal Emergency Management Agency, shall establish an expert panel, which shall include representatives from the construction industry and State and local government.

“(B) DUTIES.—The expert panel shall develop recommendations concerning—

“(i) procedures for estimating the cost of repairing, restoring, reconstructing, or replacing a facility consistent with industry practices; and

“(ii) the ceiling and floor percentages referred to in paragraph (2).

President.

“(C) REGULATIONS.—Taking into account the recommendations of the expert panel under subparagraph (B), the President shall promulgate regulations that establish—

“(i) cost estimation procedures described in subparagraph (B)(i); and

“(ii) the ceiling and floor percentages referred to in paragraph (2).

Deadline.

“(D) REVIEW BY PRESIDENT.—Not later than 2 years after the date of promulgation of regulations under subparagraph (C) and periodically thereafter, the President shall review the cost estimation procedures and the ceiling and floor percentages established under this paragraph.

Deadline.

“(E) REPORT TO CONGRESS.—Not later than 1 year after the date of promulgation of regulations under subparagraph (C), 3 years after that date, and at the end of each 2-year period thereafter, the expert panel shall submit to Congress a report on the appropriateness of the cost estimation procedures.

“(4) SPECIAL RULE.—In any case in which the facility being repaired, restored, reconstructed, or replaced under this section was under construction on the date of the major disaster, the cost of repairing, restoring, reconstructing, or replacing the facility shall include, for the purposes of this section, only those costs that, under the contract for the construction, are the owner's responsibility and not the contractor's responsibility.”

42 USC 5172
note.

(2) EFFECTIVE DATE.—The amendment made by paragraph (1) takes effect on the date of the enactment of this Act and applies to funds appropriated after the date of the enactment of this Act, except that paragraph (1) of section 406(e) of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (as amended by paragraph (1)) takes effect on the date on which the cost estimation procedures established under paragraph (3) of that section take effect.

(e) CONFORMING AMENDMENT.—Section 406 of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5172) is amended by striking subsection (f).

SEC. 206. FEDERAL ASSISTANCE TO INDIVIDUALS AND HOUSEHOLDS.

(a) IN GENERAL.—Section 408 of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5174) is amended to read as follows:

“SEC. 408. FEDERAL ASSISTANCE TO INDIVIDUALS AND HOUSEHOLDS.**“(a) IN GENERAL.—**

“(1) PROVISION OF ASSISTANCE.—In accordance with this section, the President, in consultation with the Governor of a State, may provide financial assistance, and, if necessary, direct services, to individuals and households in the State who, as a direct result of a major disaster, have necessary expenses and serious needs in cases in which the individuals and households are unable to meet such expenses or needs through other means.

“(2) RELATIONSHIP TO OTHER ASSISTANCE.—Under paragraph (1), an individual or household shall not be denied assistance under paragraph (1), (3), or (4) of subsection (c) solely on the basis that the individual or household has not applied for or received any loan or other financial assistance from the Small Business Administration or any other Federal agency.

“(b) HOUSING ASSISTANCE.—

“(1) ELIGIBILITY.—The President may provide financial or other assistance under this section to individuals and households to respond to the disaster-related housing needs of individuals and households who are displaced from their predisaster primary residences or whose predisaster primary residences are rendered uninhabitable as a result of damage caused by a major disaster.

“(2) DETERMINATION OF APPROPRIATE TYPES OF ASSISTANCE.—

“(A) IN GENERAL.—The President shall determine appropriate types of housing assistance to be provided under this section to individuals and households described in subsection (a)(1) based on considerations of cost effectiveness, convenience to the individuals and households, and such other factors as the President may consider appropriate. President.

“(B) MULTIPLE TYPES OF ASSISTANCE.—One or more types of housing assistance may be made available under this section, based on the suitability and availability of the types of assistance, to meet the needs of individuals and households in the particular disaster situation.

“(c) TYPES OF HOUSING ASSISTANCE.—**“(1) TEMPORARY HOUSING.—****“(A) FINANCIAL ASSISTANCE.—**

“(i) IN GENERAL.—The President may provide financial assistance to individuals or households to rent alternate housing accommodations, existing rental units, manufactured housing, recreational vehicles, or other readily fabricated dwellings.

“(ii) AMOUNT.—The amount of assistance under clause (i) shall be based on the fair market rent for the accommodation provided plus the cost of any transportation, utility hookups, or unit installation not provided directly by the President.

“(B) DIRECT ASSISTANCE.—

“(i) IN GENERAL.—The President may provide temporary housing units, acquired by purchase or lease, directly to individuals or households who, because of a lack of available housing resources, would be unable

to make use of the assistance provided under subparagraph (A).

“(ii) PERIOD OF ASSISTANCE.—The President may not provide direct assistance under clause (i) with respect to a major disaster after the end of the 18-month period beginning on the date of the declaration of the major disaster by the President, except that the President may extend that period if the President determines that due to extraordinary circumstances an extension would be in the public interest.

“(iii) COLLECTION OF RENTAL CHARGES.—After the end of the 18-month period referred to in clause (ii), the President may charge fair market rent for each temporary housing unit provided.

“(2) REPAIRS.—

“(A) IN GENERAL.—The President may provide financial assistance for—

“(i) the repair of owner-occupied private residences, utilities, and residential infrastructure (such as a private access route) damaged by a major disaster to a safe and sanitary living or functioning condition; and

“(ii) eligible hazard mitigation measures that reduce the likelihood of future damage to such residences, utilities, or infrastructure.

“(B) RELATIONSHIP TO OTHER ASSISTANCE.—A recipient of assistance provided under this paragraph shall not be required to show that the assistance can be met through other means, except insurance proceeds.

“(C) MAXIMUM AMOUNT OF ASSISTANCE.—The amount of assistance provided to a household under this paragraph shall not exceed \$5,000, as adjusted annually to reflect changes in the Consumer Price Index for All Urban Consumers published by the Department of Labor.

“(3) REPLACEMENT.—

“(A) IN GENERAL.—The President may provide financial assistance for the replacement of owner-occupied private residences damaged by a major disaster.

“(B) MAXIMUM AMOUNT OF ASSISTANCE.—The amount of assistance provided to a household under this paragraph shall not exceed \$10,000, as adjusted annually to reflect changes in the Consumer Price Index for All Urban Consumers published by the Department of Labor.

“(C) APPLICABILITY OF FLOOD INSURANCE REQUIREMENT.—With respect to assistance provided under this paragraph, the President may not waive any provision of Federal law requiring the purchase of flood insurance as a condition of the receipt of Federal disaster assistance.

“(4) PERMANENT HOUSING CONSTRUCTION.—The President may provide financial assistance or direct assistance to individuals or households to construct permanent housing in insular areas outside the continental United States and in other remote locations in cases in which—

“(A) no alternative housing resources are available; and

“(B) the types of temporary housing assistance described in paragraph (1) are unavailable, infeasible, or not cost-effective.

“(d) TERMS AND CONDITIONS RELATING TO HOUSING ASSISTANCE.—

“(1) SITES.—

“(A) IN GENERAL.—Any readily fabricated dwelling provided under this section shall, whenever practicable, be located on a site that—

“(i) is complete with utilities; and

“(ii) is provided by the State or local government, by the owner of the site, or by the occupant who was displaced by the major disaster.

“(B) SITES PROVIDED BY THE PRESIDENT.—A readily fabricated dwelling may be located on a site provided by the President if the President determines that such a site would be more economical or accessible.

“(2) DISPOSAL OF UNITS.—

“(A) SALE TO OCCUPANTS.—

“(i) IN GENERAL.—Notwithstanding any other provision of law, a temporary housing unit purchased under this section by the President for the purpose of housing disaster victims may be sold directly to the individual or household who is occupying the unit if the individual or household lacks permanent housing.

“(ii) SALE PRICE.—A sale of a temporary housing unit under clause (i) shall be at a price that is fair and equitable.

“(iii) DEPOSIT OF PROCEEDS.—Notwithstanding any other provision of law, the proceeds of a sale under clause (i) shall be deposited in the appropriate Disaster Relief Fund account.

“(iv) HAZARD AND FLOOD INSURANCE.—A sale of a temporary housing unit under clause (i) shall be made on the condition that the individual or household purchasing the housing unit agrees to obtain and maintain hazard and flood insurance on the housing unit.

“(v) USE OF GSA SERVICES.—The President may use the services of the General Services Administration to accomplish a sale under clause (i).

“(B) OTHER METHODS OF DISPOSAL.—If not disposed of under subparagraph (A), a temporary housing unit purchased under this section by the President for the purpose of housing disaster victims—

“(i) may be sold to any person; or

“(ii) may be sold, transferred, donated, or otherwise made available directly to a State or other governmental entity or to a voluntary organization for the sole purpose of providing temporary housing to disaster victims in major disasters and emergencies if, as a condition of the sale, transfer, or donation, the State, other governmental agency, or voluntary organization agrees—

“(I) to comply with the nondiscrimination provisions of section 308; and

“(II) to obtain and maintain hazard and flood insurance on the housing unit.

“(e) FINANCIAL ASSISTANCE TO ADDRESS OTHER NEEDS.—

“(1) MEDICAL, DENTAL, AND FUNERAL EXPENSES.—The President, in consultation with the Governor of a State, may provide financial assistance under this section to an individual or household in the State who is adversely affected by a major disaster to meet disaster-related medical, dental, and funeral expenses.

“(2) PERSONAL PROPERTY, TRANSPORTATION, AND OTHER EXPENSES.—The President, in consultation with the Governor of a State, may provide financial assistance under this section to an individual or household described in paragraph (1) to address personal property, transportation, and other necessary expenses or serious needs resulting from the major disaster.

“(f) STATE ROLE.—

“(1) FINANCIAL ASSISTANCE TO ADDRESS OTHER NEEDS.—

“(A) GRANT TO STATE.—Subject to subsection (g), a Governor may request a grant from the President to provide financial assistance to individuals and households in the State under subsection (e).

“(B) ADMINISTRATIVE COSTS.—A State that receives a grant under subparagraph (A) may expend not more than 5 percent of the amount of the grant for the administrative costs of providing financial assistance to individuals and households in the State under subsection (e).

“(2) ACCESS TO RECORDS.—In providing assistance to individuals and households under this section, the President shall provide for the substantial and ongoing involvement of the States in which the individuals and households are located, including by providing to the States access to the electronic records of individuals and households receiving assistance under this section in order for the States to make available any additional State and local assistance to the individuals and households.

“(g) COST SHARING.—

“(1) FEDERAL SHARE.—Except as provided in paragraph (2), the Federal share of the costs eligible to be paid using assistance provided under this section shall be 100 percent.

“(2) FINANCIAL ASSISTANCE TO ADDRESS OTHER NEEDS.—In the case of financial assistance provided under subsection (e)—

“(A) the Federal share shall be 75 percent; and

“(B) the non-Federal share shall be paid from funds made available by the State.

“(h) MAXIMUM AMOUNT OF ASSISTANCE.—

“(1) IN GENERAL.—No individual or household shall receive financial assistance greater than \$25,000 under this section with respect to a single major disaster.

“(2) ADJUSTMENT OF LIMIT.—The limit established under paragraph (1) shall be adjusted annually to reflect changes in the Consumer Price Index for All Urban Consumers published by the Department of Labor.

President.

“(i) RULES AND REGULATIONS.—The President shall prescribe rules and regulations to carry out this section, including criteria, standards, and procedures for determining eligibility for assistance.”

(b) CONFORMING AMENDMENT.—Section 502(a)(6) of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5192(a)(6)) is amended by striking “temporary housing”.

(c) ELIMINATION OF INDIVIDUAL AND FAMILY GRANT PROGRAMS.—Section 411 of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5178) is repealed.

(d) EFFECTIVE DATE.—The amendments made by this section take effect 18 months after the date of the enactment of this Act.

42 USC 5174
note.

SEC. 207. COMMUNITY DISASTER LOANS.

Section 417 of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5184) is amended—

(1) by striking “(a) The President” and inserting the following:

“(a) IN GENERAL.—The President”;

(2) by striking “The amount” and inserting the following:

“(b) AMOUNT.—The amount”;

(3) by striking “Repayment” and inserting the following:

“(c) REPAYMENT.—

“(1) CANCELLATION.—Repayment”;

(4) by striking “(b) Any loans” and inserting the following:

“(d) EFFECT ON OTHER ASSISTANCE.—Any loans”;

(5) in subsection (b) (as designated by paragraph (2))—

(A) by striking “and shall” and inserting “shall”; and

(B) by inserting before the period at the end the following: “, and shall not exceed \$5,000,000”; and

(6) in subsection (c) (as designated by paragraph (3)), by adding at the end the following:

“(2) CONDITION ON CONTINUING ELIGIBILITY.—A local government shall not be eligible for further assistance under this section during any period in which the local government is in arrears with respect to a required repayment of a loan under this section.”.

SEC. 208. REPORT ON STATE MANAGEMENT OF SMALL DISASTERS INITIATIVE.

42 USC 5121
note.

Not later than 3 years after the date of the enactment of this Act, the President shall submit to Congress a report describing the results of the State Management of Small Disasters Initiative, including—

Deadline.

(1) identification of any administrative or financial benefits of the initiative; and

(2) recommendations concerning the conditions, if any, under which States should be allowed the option to administer parts of the assistance program under section 406 of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5172).

SEC. 209. STUDY REGARDING COST REDUCTION.

42 USC 5121
note.
Deadline.

Not later than 3 years after the date of the enactment of this Act, the Director of the Congressional Budget Office shall complete a study estimating the reduction in Federal disaster assistance that has resulted and is likely to result from the enactment of this Act.

TITLE III—MISCELLANEOUS

SEC. 301. TECHNICAL CORRECTION OF SHORT TITLE.

The first section of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5121 note) is amended to read as follows:

“SECTION 1. SHORT TITLE.

“This Act may be cited as the ‘Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act’.”

SEC. 302. DEFINITIONS.

Section 102 of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5122) is amended—

(1) in each of paragraphs (3) and (4), by striking “the Northern” and all that follows through “Pacific Islands” and inserting “and the Commonwealth of the Northern Mariana Islands”;

(2) by striking paragraph (6) and inserting the following:
“(6) LOCAL GOVERNMENT.—The term ‘local government’ means—

“(A) a county, municipality, city, town, township, local public authority, school district, special district, intrastate district, council of governments (regardless of whether the council of governments is incorporated as a nonprofit corporation under State law), regional or interstate government entity, or agency or instrumentality of a local government;

“(B) an Indian tribe or authorized tribal organization, or Alaska Native village or organization; and

“(C) a rural community, unincorporated town or village, or other public entity, for which an application for assistance is made by a State or political subdivision of a State.”; and

(3) in paragraph (9), by inserting “irrigation,” after “utility.”

SEC. 303. FIRE MANAGEMENT ASSISTANCE.

(a) IN GENERAL.—Section 420 of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5187) is amended to read as follows:

“SEC. 420. FIRE MANAGEMENT ASSISTANCE.

“(a) IN GENERAL.—The President is authorized to provide assistance, including grants, equipment, supplies, and personnel, to any State or local government for the mitigation, management, and control of any fire on public or private forest land or grassland that threatens such destruction as would constitute a major disaster.

President.

“(b) COORDINATION WITH STATE AND TRIBAL DEPARTMENTS OF FORESTRY.—In providing assistance under this section, the President shall coordinate with State and tribal departments of forestry.

“(c) ESSENTIAL ASSISTANCE.—In providing assistance under this section, the President may use the authority provided under section 403.

“(d) RULES AND REGULATIONS.—The President shall prescribe such rules and regulations as are necessary to carry out this section.” President.

(b) EFFECTIVE DATE.—The amendment made by subsection (a) takes effect 1 year after the date of the enactment of this Act. 42 USC 5187 note.

SEC. 304. DISASTER GRANT CLOSEOUT PROCEDURES. 42 USC 5205.

Title VII of the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5101 et seq.) is amended by adding at the end the following:

“SEC. 705. DISASTER GRANT CLOSEOUT PROCEDURES.

“(a) STATUTE OF LIMITATIONS.—

“(1) IN GENERAL.—Except as provided in paragraph (2), no administrative action to recover any payment made to a State or local government for disaster or emergency assistance under this Act shall be initiated in any forum after the date that is 3 years after the date of transmission of the final expenditure report for the disaster or emergency.

“(2) FRAUD EXCEPTION.—The limitation under paragraph (1) shall apply unless there is evidence of civil or criminal fraud.

“(b) REBUTTAL OF PRESUMPTION OF RECORD MAINTENANCE.—

“(1) IN GENERAL.—In any dispute arising under this section after the date that is 3 years after the date of transmission of the final expenditure report for the disaster or emergency, there shall be a presumption that accounting records were maintained that adequately identify the source and application of funds provided for financially assisted activities.

“(2) AFFIRMATIVE EVIDENCE.—The presumption described in paragraph (1) may be rebutted only on production of affirmative evidence that the State or local government did not maintain documentation described in that paragraph.

“(3) INABILITY TO PRODUCE DOCUMENTATION.—The inability of the Federal, State, or local government to produce source documentation supporting expenditure reports later than 3 years after the date of transmission of the final expenditure report shall not constitute evidence to rebut the presumption described in paragraph (1).

“(4) RIGHT OF ACCESS.—The period during which the Federal, State, or local government has the right to access source documentation shall not be limited to the required 3-year retention period referred to in paragraph (3), but shall last as long as the records are maintained.

“(c) BINDING NATURE OF GRANT REQUIREMENTS.—A State or local government shall not be liable for reimbursement or any other penalty for any payment made under this Act if—

“(1) the payment was authorized by an approved agreement specifying the costs;

“(2) the costs were reasonable; and

“(3) the purpose of the grant was accomplished.”.

SEC. 305. PUBLIC SAFETY OFFICER BENEFITS FOR CERTAIN FEDERAL AND STATE EMPLOYEES.

(a) IN GENERAL.—Section 1204 of the Omnibus Crime Control and Safe Streets Act of 1968 (42 U.S.C. 3796b) is amended by striking paragraph (7) and inserting the following:

“(7) ‘public safety officer’ means—

“(A) an individual serving a public agency in an official capacity, with or without compensation, as a law enforcement officer, as a firefighter, or as a member of a rescue squad or ambulance crew;

“(B) an employee of the Federal Emergency Management Agency who is performing official duties of the Agency in an area, if those official duties—

“(i) are related to a major disaster or emergency that has been, or is later, declared to exist with respect to the area under the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5121 et seq.); and

“(ii) are determined by the Director of the Federal Emergency Management Agency to be hazardous duties; or

“(C) an employee of a State, local, or tribal emergency management or civil defense agency who is performing official duties in cooperation with the Federal Emergency Management Agency in an area, if those official duties—

“(i) are related to a major disaster or emergency that has been, or is later, declared to exist with respect to the area under the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5121 et seq.); and

“(ii) are determined by the head of the agency to be hazardous duties.”

42 USC 3796b
note.

(b) **EFFECTIVE DATE.**—The amendment made by subsection (a) applies only to employees described in subparagraphs (B) and (C) of section 1204(7) of the Omnibus Crime Control and Safe Streets Act of 1968 (as amended by subsection (a)) who are injured or who die in the line of duty on or after the date of the enactment of this Act.

42 USC 5206.

SEC. 306. BUY AMERICAN.

(a) **COMPLIANCE WITH BUY AMERICAN ACT.**—No funds authorized to be appropriated under this Act or any amendment made by this Act may be expended by an entity unless the entity, in expending the funds, complies with the Buy American Act (41 U.S.C. 10a et seq.).

(b) **DEBARMENT OF PERSONS CONVICTED OF FRAUDULENT USE OF “MADE IN AMERICA” LABELS.**—

Deadline.

(1) **IN GENERAL.**—If the Director of the Federal Emergency Management Agency determines that a person has been convicted of intentionally affixing a label bearing a “Made in America” inscription to any product sold in or shipped to the United States that is not made in America, the Director shall determine, not later than 90 days after determining that the person has been so convicted, whether the person should be debarred from contracting under the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5121 et seq.).

(2) **DEFINITION OF DEBAR.**—In this subsection, the term “debar” has the meaning given the term in section 2393(c) of title 10, United States Code.

SEC. 307. TREATMENT OF CERTAIN REAL PROPERTY.

(a) **IN GENERAL.**—Notwithstanding the National Flood Insurance Act of 1968 (42 U.S.C. 4001 et seq.), the Flood Disaster

Protection Act of 1973 (42 U.S.C. 4002 et seq.), or any other provision of law, or any flood risk zone identified, delineated, or established under any such law (by flood insurance rate map or otherwise), the real property described in subsection (b) shall not be considered to be, or to have been, located in any area having special flood hazards (including any floodway or floodplain).

(b) **REAL PROPERTY.**—The real property described in this subsection is all land and improvements on the land located in the Maple Terrace Subdivisions in the City of Sycamore, DeKalb County, Illinois, including—

- (1) Maple Terrace Phase I;
- (2) Maple Terrace Phase II;
- (3) Maple Terrace Phase III Unit 1;
- (4) Maple Terrace Phase III Unit 2;
- (5) Maple Terrace Phase III Unit 3;
- (6) Maple Terrace Phase IV Unit 1;
- (7) Maple Terrace Phase IV Unit 2; and
- (8) Maple Terrace Phase IV Unit 3.

(c) **REVISION OF FLOOD INSURANCE RATE LOT MAPS.**—As soon as practicable after the date of the enactment of this Act, the Director of the Federal Emergency Management Agency shall revise the appropriate flood insurance rate lot maps of the agency to reflect the treatment under subsection (a) of the real property described in subsection (b).

SEC. 308. STUDY OF PARTICIPATION BY INDIAN TRIBES IN EMERGENCY MANAGEMENT.

42 USC 5121
note.

(a) **DEFINITION OF INDIAN TRIBE.**—In this section, the term “Indian tribe” has the meaning given the term in section 4 of the Indian Self-Determination and Education Assistance Act (25 U.S.C. 450b).

(b) **STUDY.**—

(1) **IN GENERAL.**—The Director of the Federal Emergency Management Agency shall conduct a study of participation by Indian tribes in emergency management.

(2) **REQUIRED ELEMENTS.**—The study shall—

(A) survey participation by Indian tribes in training, predisaster and postdisaster mitigation, disaster preparedness, and disaster recovery programs at the Federal and State levels; and

(B) review and assess the capacity of Indian tribes to participate in cost-shared emergency management programs and to participate in the management of the programs.

(3) **CONSULTATION.**—In conducting the study, the Director shall consult with Indian tribes.

(c) **REPORT.**—Not later than 1 year after the date of the enactment of this Act, the Director shall submit a report on the study under subsection (b) to—

Deadline.

(1) the Committee on Environment and Public Works of the Senate;

(2) the Committee on Transportation and Infrastructure of the House of Representatives;

(3) the Committee on Appropriations of the Senate; and

(4) the Committee on Appropriations of the House of Representatives.

Approved October 30, 2000.

LEGISLATIVE HISTORY—H.R. 707 (S. 1691):

HOUSE REPORTS: No. 106-40 (Comm. on Transportation and Infrastructure).

SENATE REPORTS: No. 106-295 accompanying S. 1691 (Comm. on Environment and Public Works).

CONGRESSIONAL RECORD:

Vol. 145 (1999): Mar. 4, considered and passed House.

Vol. 146 (2000): July 19, considered and passed Senate, amended.

Oct. 3, House concurred in Senate amendment with an amendment.

Oct. 5, Senate concurred in House amendment with an amendment.

Oct. 10, House concurred in Senate amendment.

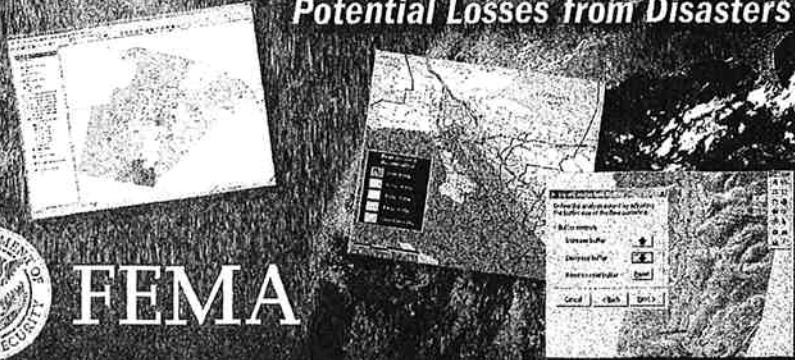

○

<參考資料 2 : HAZUS M-H>

HAZUS[®] MH

EARTHQUAKE • WIND • FLOOD

FEMA's Software Program for Estimating Potential Losses from Disasters

FEMA

HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

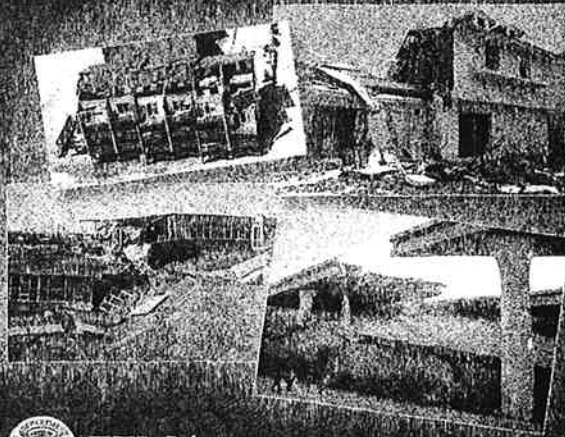
Earthquakes,




FEMA

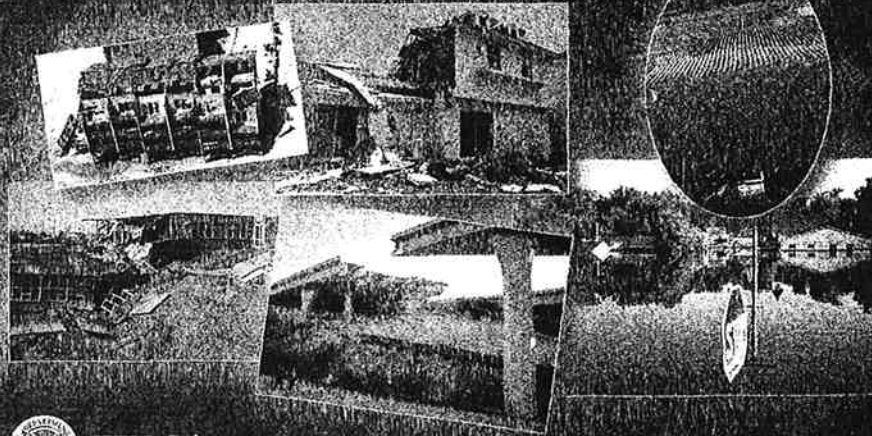
HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

Earthquakes, Hurricanes,



HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

Earthquakes, Hurricanes, and Floods Will Continue to Occur...



HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

Earthquakes, Hurricanes, and Floods Will Continue to Occur...

How can we plan to minimize
damage and loss of life to prevent
natural hazards from becoming
natural disasters?



FEMA

HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

HAZUS-MH: Features



GIS Technology



FEMA

HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

HAZUS-MH: Features



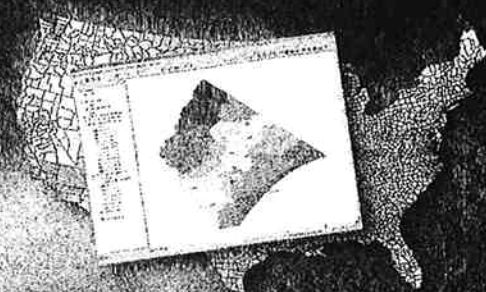
GIS Technology
Nationwide Databases



FEMA

HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

HAZUS-MH: Features



GIS Technology
Nationwide Databases
Nationally Standardized Loss
Estimation and Risk
Assessment Methodology



FEMA

HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

HAZUS-MH: Features



Physical
Impacts
Economic
Impacts
Social Impacts

GIS Technology
Nationwide Databases
Nationally Standardized Loss
Estimation and Risk
Assessment Methodology



HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

GIS Technology

Spatial Relationships

- Layers
- Computations



HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

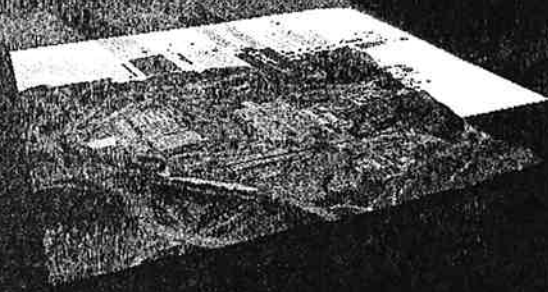
GIS Technology

Spatial Relationships

- Layers
- Computations



FEMA



HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

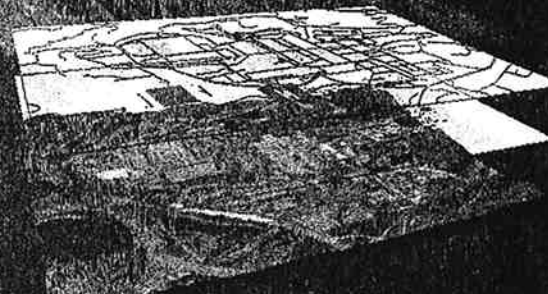
GIS Technology

Spatial Relationships

- Layers
- Computations



FEMA

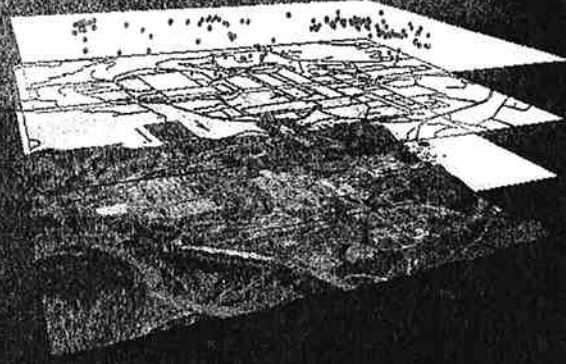


HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

GIS Technology

Spatial Relationships

- Layers
- Computations

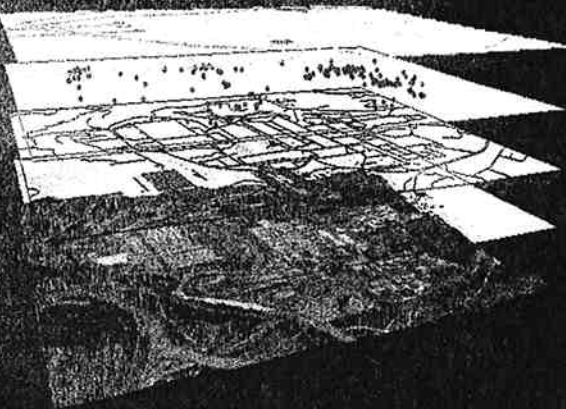


HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

GIS Technology

Spatial Relationships

- Layers
- Computations



HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

GIS Technology

Spatial Relationships

- Layers
- Computations

Risk Communication

- Risks
- Solutions



HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

Nationwide Databases

Demographics – Population, Employment, Housing

Building Stock – Residential, Commercial, Industrial

Essential Facilities – Hospitals, Schools, Police Stations, Fire Stations

Transportation – Highways, Bridges, Railways, Tunnels, Airports, Ports and Harbors, Ferry Facilities

Utilities – Waste Water, Potable Water, Oil, Gas, Electric Power, Communication Facilities

High Potential Loss Facilities – Dams and Levees, Nuclear Facilities, Hazardous Material Sites, Military Installations



HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

Nationwide Databases



Non-Proprietary • Easily Customized



FEMA

HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

Nationally Standardized Loss Estimation and Risk Assessment Methodology

Engineering Analysis
Hazard-Specific Oversight Committees

- Expert Practitioners
- Academics

Non-Proprietary
Well Documented

Special Occupancy	Count	Loss	Value
0100000000	859		
0200000000	1,803		
0300000000	1,001		
0400000000	1,324		
0500000000	1,410		
0600000000	550		
0700000000	1,220		
0800000000	844		
0900000000	563		
1000000000	1,141		
1100000000	1,674		
1200000000	2,029		
1300000000	113		
1400000000	26		



FEMA

HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

HAZUS-MH is for a
study area
of any
size

Region
Community
Neighborhood
Individual Site



HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

HAZUS-MH and Risk Management



HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

Preparing for a Natural Hazard

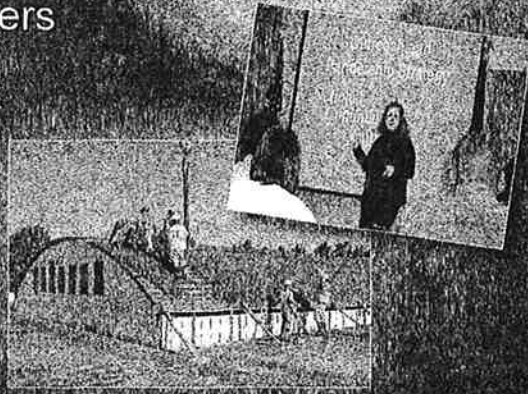
What are our risks?

Where are the best locations for shelters and do we have enough space?

Where should we target outreach activities?



FEMA



HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

Mitigating the Effects of a Natural Hazard

Where should we put our resources to achieve maximum benefit?

How much will this mitigation strategy decrease our losses?

Where are we in our mitigation plan? How have we progressed?



FEMA



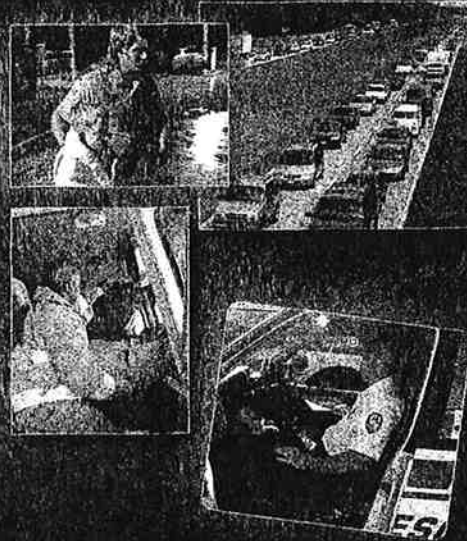
HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

Responding to a Natural Hazard

How many injuries do we expect?

What are the best evacuation routes?

What hospitals were damaged and where should we take our injured?



FEMA

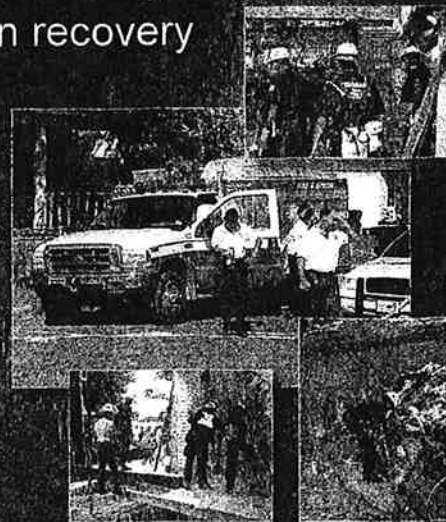
HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

Recovering from a Natural Hazard

What is the demand on recovery staff?

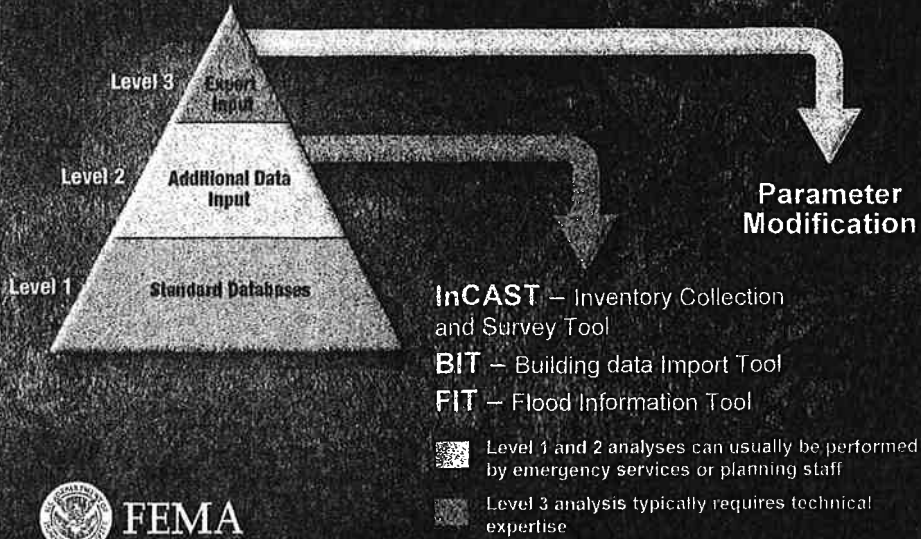
How much debris do we have to remove?

How much funding does the community need to request to recover?



FEMA

HAZUS-MH: Analysis Levels



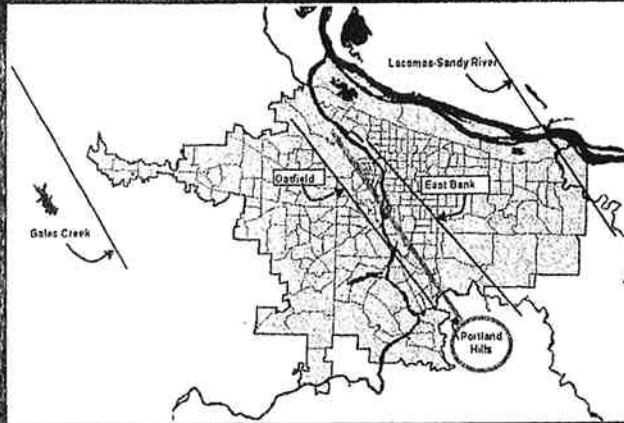
HAZUS-MH: Models

	Earthquake Ground Motion Ground Failure	Flood Frequency Depth Discharge Velocity	Hurricane Winds Pressure Missile Rain
Direct Damage			
General Building Stock	✓	✓	✓
Essential Facilities	✓	✓	✓
High Potential Loss Facilities	✓	✓	✓
Transportation Facilities	✓	✓	✓
Lifelines	✓	✓	✓
Induced Damage			
Fire Following	✓	✓	✓
Hazardous Materials Sites	✓	✓	✓
Debris Generation	✓	✓	✓
Direct Losses			
Cost of Repairs/Replacement	✓	✓	✓
Income Loss	✓	✓	✓
Crop Damage	✓	✓	✓
Casualties	✓	✓	✓
Shelter and Recovery Needs	✓	✓	✓
Indirect Losses			
Supply Shortages	✓	✓	✓
Sales Decline	✓	✓	✓
Opportunity Costs	✓	✓	✓
Economic Loss	✓	✓	✓



HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

Study Region Fault Traces



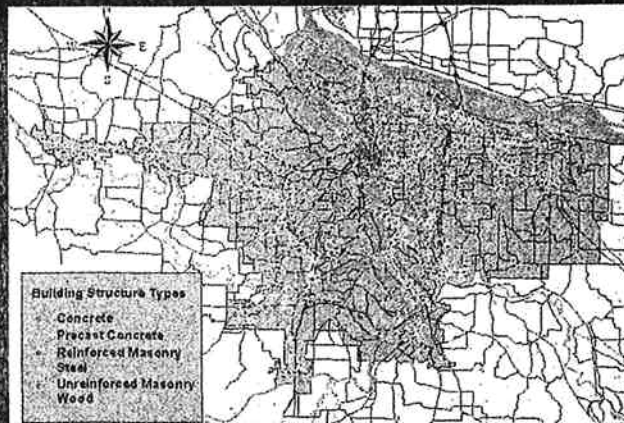
Portland, OR Local Crustal Faults



FEMA

HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

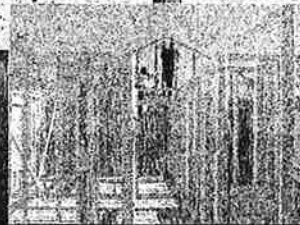
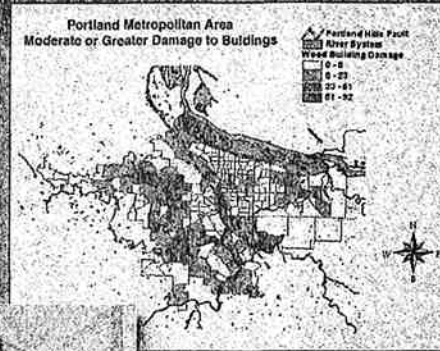
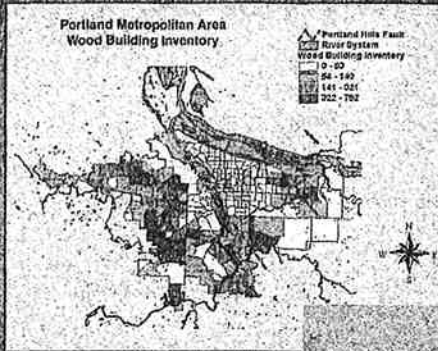
Portland Building Inventory



FEMA

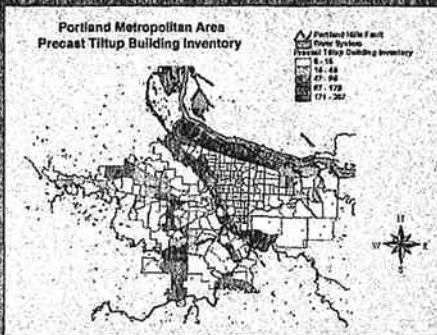
HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

Wood Construction

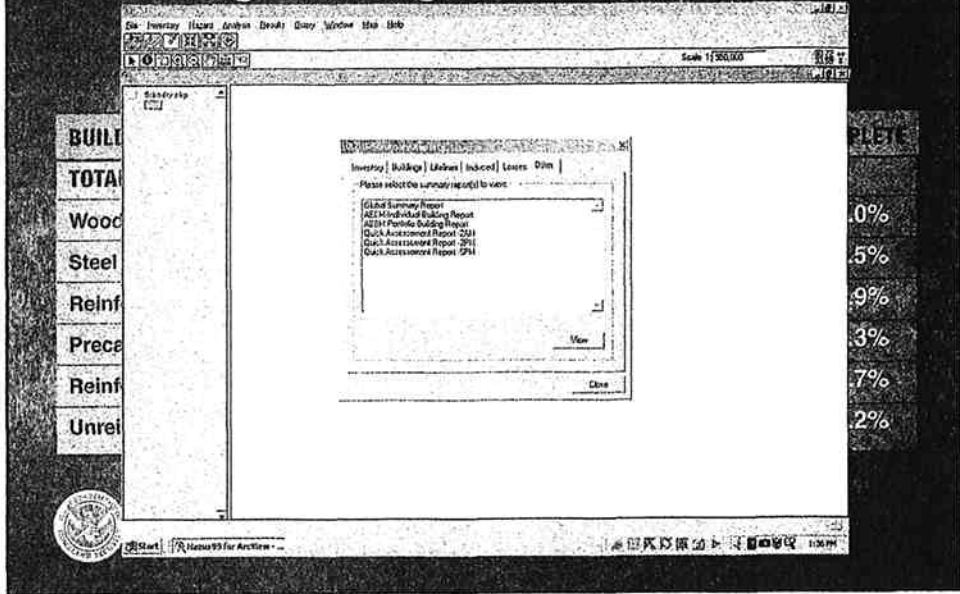


HAZUS MH — FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

Precast Tiltup Construction Damage



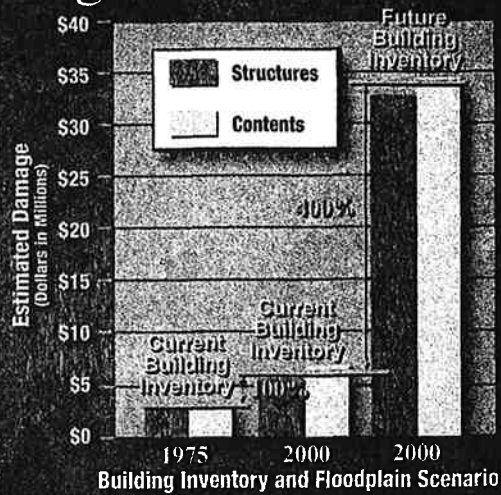
Building Damage Survey



A Flood Study - Mecklenburg, NC Study Results – Sugar Creek

Support Adoption of
New Floodplain
Studies

Saved the County
\$74 Million Dollars
in Damage Reduction
Through Increased
Floodplain
Regulations



HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

Direct Economic Losses

Greatest Economic Losses



FEMA

Portland Hills Fault
Direct Economic Loss, M\$

0 - 2
2 - 7
7 - 21
21 - 76

HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

Damaged Highways and Schools



FEMA

Portland Hills Fault
Moderate or Greater Damage
to School Buildings

0.02 - 0.21
0.21 - 0.38
0.38 - 0.69

Highway damage probability

0
0 - 0.01
0.01 - 0.02

PGA fraction g

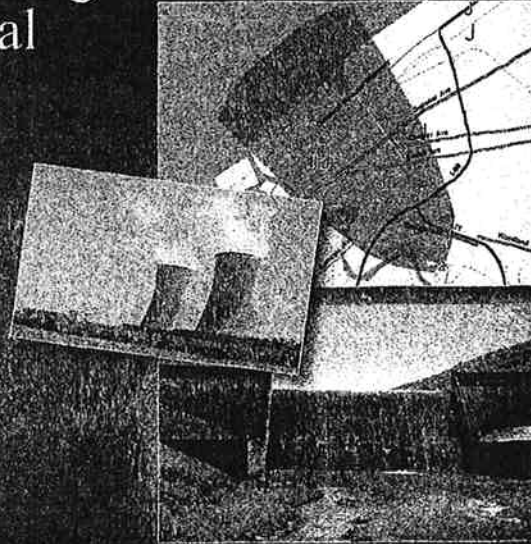
0.13 - 0.16
0.16 - 0.2
0.2 - 0.24
0.24 - 0.29

HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

HAZUS Reaching Beyond Natural Disasters

ALOHA
Dispersion
Modeling

FLDWAV Dam
Breach Modeling



FEMA

HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

HAZUS: User Groups

Medical Personnel

Legislative
Contacts

FEDERAL

PRIVATE

Facility
Manager

UTILITIES

HAZUS
USER GROUP

STATE

Emergency
Response
Personnel

UNIVERSITIES

Technical
Experts

LOCAL

Local Planners

GOVERNMENT
LABORATORIES

NONPROFIT

Red Cross

GIS Specialists



FEMA

HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

Summary

HAZUS-MH allows you to:

- **IDENTIFY** vulnerable areas that may require planning considerations (e.g., land use or building code requirements)
- **ASSESS** the level of readiness and preparedness to deal with a disaster before the disaster occurs
- **ESTIMATE** potential losses from specific hazard events, including pre-event, near real-time, and post-event report capability
- **DECIDE** on how to allocate resources for the most effective and efficient response and recovery
- **PRIORITIZE** the mitigation measures that need to be implemented to reduce future losses



FEMA

HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

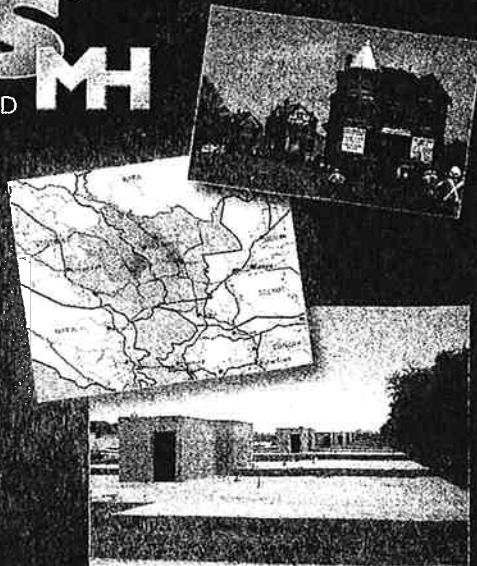
HAZUS[®] MH

EARTHQUAKE • WIND • FLOOD

...helping develop,
implement, and
track local and
state risk assessment
and mitigation plans



FEMA



HAZUS-MH: FEMA'S SOFTWARE PROGRAM FOR ESTIMATING POTENTIAL LOSSES FROM DISASTERS

HAZUS-MH Information

Visit the HAZUS website: <http://www.fema.gov/hazus>

or email inquiries to:
FEMA-HAZUS@dhs.gov



FEMA





